

希ハズ、唯切ニ剛健堅實實踐躬行、以テ一郡一村ニ師表タルニ足リ、以テ一郷一都ニ導師タルニ足ルノ教育家宗教家ノ輩出センコトヲ中心切ニ希フモノナリ、國家運命ノ一大部分ハ、實ニ繫リテ此等ノ人々ノ雙肩ニ在ルモノナリ

曩ニ明治三十年、本大學ノ事業  
天聰ニ達シ特ニ内帑ヲ下賜セシメ給フヤ、學長井上博士深ク聖恩ニ感激シ、恩賜ニ資リ國家有益ノ事業ヲ經營シ、以テ聖恩ノ萬一ニ報ジ奉ラント、遂ニ晉議シテ中學校ヲ創立ス、今ノ京北中學校是也、尋テ京北幼稚園ヲ設立ス、後井上學長退隱スルニ及ビ、前田學長、大内現學長、湯本中學校長、各其志ヲ維紹シ、東洋大學財團ヲ組成シ、其發達改善ニ努メ、更ニ京北實業學校ヲ創立シ、本學財團ノ事業益々擴張シ、國家ニ貢獻スル所益々大ヲ加ヘタリ、今又三十周年記念祝賀式ヲ舉行スルニ際シ、聖旨特ニ内帑ヲ下賜セシメ給フ

天恩ノ優渥ナル、何ノ辭ヲ以テカ謝シ奉ル可キ、隨テ我東洋大學ノ報ジ奉ル可キ所以、更ニ重且大ナリト言ハザル可ラズ、而シテ是又實ニ剛健堅實、社會ノ中心トナル可キ教育家、宗教家ヲ養成輩出セシメザル可ラザル所以ナリ。

余モト井上博士ト久シク相識リ、又本學顧問ノ班ニ列ス、今ヤ三十周年記念祝賀ニ際シ往年ヲ憶ヒ、來茲ニ期シ、其感ニ堪ヘザルモノアリ、乃テ一言ヲ述テ祝シ且規ス

大正六年十一月十一日

東洋大學顧問 男爵 石 黒 忠 應

式次の最後に於て哲學館創設以來二十有五年本學に教鞭をとられたる内田周平氏の表彰式を行ひ、左の如き頌德辭を呈し記念品(金三百圓)を贈呈した。

頌 德 辭

惟フニ夫レ教育ニ貴フ所ハ偏ヘニ主義ノ確立ニ在リ主義ノ貫徹ハ專ラ教授其人ヲ得ルニ在リ本大學以ニ東洋哲學ノ興隆ヲ以テ其主

義ト爲スコト尙シ而シテ東洋哲學ノ要タル儒教實ニ其隨一タリ然ルニ輒近儒教ヲ專攻シテ以テ一世ニ師表タル其人甚ダ乏シ是ノ時ニ當リテ内田周平先生深ク本大學ノ主義ヲ贊襄シ其豐富ナル學ト徳トヲ傾注シテ經テ本大學ニ執ルコト茲ニ二十有五年嘗勵誠實諸生ヲ訓誨陶冶シテ智徳雙備ノ人材ヲ育成スルコト其幾百人ナルヲ知ラズ今ヤ本大學創立三十年ノ記念祝賀會ヲ開クニ當リ其隆盛能ク是ノ如キヲ得タル者亦先生ノ力多キニ居ルト謂フベキナリ

仍テ聊カ蕙辭ヲ修メテ其功徳ヲ稱揚シ且ツ薄典ヲ具シテ以テ其勳績ヲ表彰スルコト是ノ如シ

大正六年十一月十一日

東洋大學長 大 内 青 巒

式後新館校舎に於て祝賀宴あり、學生の餘興、提灯行列等の催しあつて本學開校以來の盛儀を完了した。當日の主なる來賓は左の如くである。(順不同)

文部大臣岡田具平(代理松浦専門學務部長) 東京府内務部長東園子爵 石黒忠應子爵 石橋商船學校長 權田雷斧 高津竹樹 日置默仙 片山國嘉 佐々木信綱 高木青山學院長 東京市長(代理) 井上東京府知事 肝付兼行中將 桑木嚴翼 日下寛 田中智學 棚橋一郎 常盤大定 堀内中將 北條學習院長 松本愛重 牧瀨文部參事官 宮田脩 村上專精 守屋東京市教育課長 望月信亨 元田立教大學長 安井小太郎 山田孝道 結城素明 新海竹太郎 内ヶ崎作三郎 福岡秀猪等諸氏三百名。

又この盛典を記念すべく左の如く記念講演會を開催し盛況を極めた。

十一月十三日 (於傳道院)

東洋大學の使命

鼎 義 曉

最も畏怖すべき者は何ぞや

權田 雷斧

同日 (於佛教中央會館)

鼎 義 曉

迷信と妖怪

五十嵐 光龍

三十年前の日本の哲學

井上 圓了

女

高島 米峰

佛教の解放主義

木村 泰賢



淨土莊嚴教の意義	曾我量深	德教論	中島徳藏
東洋大學三十周年	安藤正純	同日(於三會堂)	藤岡勝二
母校の特色	山田一英	自己の言語	渡邊海旭
十一月十四日(於上宮教會)		三田と原町	渡邊洞水
體験	宇野哲人	民族的宗教	
哲學と人生	得能文	十一月十六日(於本願寺)	
現代の青年に告ぐ	湯本武比古	哲學の價值	遠藤隆吉
彼我同體説	田邊善知	東洋大學と妖怪	五十嵐光龍
同日(於統一閣)		興國民の資格	高島平三郎
東洋人の覺醒	加藤咄堂	永久の今	垣内松三
腹力	瀧村斐男	十一月十七日(於東洋大學)	
問題は我を俟つ	大住嘯風	東洋學の研究	境野黃洋
十一月十五日(於青年傳道會館)		無學者の見たる有學者觀	高島米峰
明治年間の我哲學界	井上圓了	日本神話の特色について	井上哲次郎
救濟事業の本義	高田愼吾	英佛獨教育の差違と譚話の教育	稻垣末松
西藏語研究の必要	河口慧海	今昔の感	村上專精
日蓮主義	野口日主		

又他方校友會に於ては創立三十年記念祝賀協贊會を組織し、左の常務委員を選出し全國に委員を置き、此機會を以

て記念事業として大講堂、圖書館新築の基を開くため基金募集に着手した。而して大正六年九月初めまでに金三千五百五十九圓の應募を見たので之を母校に獻納した。

渡邊洞水 野口日主 富田駿純 山田一英 吉井五 小林力彌 高島圓 佐竹大雄 田邊善知 祥雲晚成 都河龍  
尙、これを劃期とし大正六年度に於る各種調査表を次に掲ぐ。

私立東洋大學出身者調

專門學校教員	壹五
中學校師範學校高等女學校々長及教員	壹九八
實業學校教員	貳八
其他の學校教員	參九九
教師及布教師	貳參八
管長及宗務職員	貳參五
寺院住職	壹、〇七七
官公吏及衆議院議員	四五
實業ニ従事スル者	四六
監獄教誨師及感化救濟ニ従事スル者	壹九四
新聞雜誌記者	壹五八
修學中ノ者	壹壹〇
宗教ニ従事スルモノ	



死	壹貳五
未詳	五五六
合計	參、四貳四

私立東洋大學現在學生數

大學部第一科 八八 大學部第二科 一一九 大學部研究科 八  
 專門部第一科 四一 專門部第二科 八〇 合計 三三六

私立東洋大學各科特典

大學部第一科(修業年限四箇年) 教員無試驗檢定免許科目 修身科  
 大學部第二科(修業年限四箇年) 教員無試驗檢定免許科目 國語漢文科  
 專門部第一科(修業年限三箇年) 教員無試驗檢定免許科目 修身科、教育科  
 專門部第二科(修業年限三箇年) 教員無試驗檢定免許科目 修身科、國語漢文科  
 大學部研究科(修業年限一箇年) 特殊科目ヲ專攻シ其ノ修了者ハ東洋大學文學士ノ稱號ヲ認許ス  
 私立東洋大學財產目錄

甲 基本財産ノ部

第一 土地

一、參仟六百參坪九合貳勺 此時價金拾四萬四仟壹百五拾六圓八拾錢也

第二 基本預金

一、金壹萬壹仟貳百貳拾貳圓七拾四錢也

乙 基本財産以外ノ財産

第一 建物 一、拾棟 外ニ正門裏門廊下其他附屬物 此時價金參萬八仟六百圓也

第二 動産 一、金五仟七百六拾壹圓八拾錢也 現金預金貸付金

一、圖書什器類及出版物 此時價金九仟七百六拾七圓也

合計 金貳拾萬九仟五百〇八圓參拾四錢也

以上

創立者井上圓了先生の逝去

創立者名譽學長井上圓了先生は大正八年五月五日東京を發し支那巡遊の途に上り、上海、漢口、北京、天津を經、六月五日大連に入り同夜大連幼稚園にて講演中病を得て遂に起たず、翌六月六日午前二時四十分長逝された。享年六十二。

是より先、六月五日午後八時先生は大連驛到着、間もなく滿洲佛教青年會の主催に係る講演會場なる大連幼稚園に向はれ、暫時休息八時三十五分登壇し、『戰勝の結果と戦後の經營』の題下に三百餘名の聽衆に講演中、突如發病、講演を中止して同幼稚園主事室に運ばれ、直ちに滿鐵病院内科部長戸谷醫學博士の來診を乞ふた。腦溢血との診斷あり絶對安靜を保ち、出身者大谷派大連別院輪番新田神量氏、本派本願寺別院輪番上川教圓氏其他關係者只管恢復を祈念しつつあつたが、同夜十一時頃より意識瀾濁となり、注射により一時意識明快となつたのも束の間、遂に永遠の眠りに就かれたのである。



此報一度東京なる遺族及東洋大學に傳はるや、各々驚愕悲嘆一方ならず、井上家にては嗣子玄一、東洋大學にては代表三輪政一、京北中學校實業學校幼稚園にては代表安藤弘の三氏急遽東京を發し大連に向つた。

大連に於ては遺骸を大谷派本願寺別院に移し、出身者竝に官民有志多數に依り厚く通夜せられあつたが、遺族及關係者到着と共に十二日午後二時假葬儀を執行した。會葬者官民百餘名、新田神量氏僧衆を率ゐて導師を勤め、外に各派僧衆の讀經あり、次に東洋大學及び京北中學校側代表三輪政一氏告別の辭を述べ、各方面の弔辭あり、順次燒香、嚴肅裡に式を了へ三時遺骸を火葬場に送つた。而して翌十三日遺族及關係者は遺骨を携へて歸京の途に就いた。沿道各地に於ては出身者竝に知己友人等多數驛々に来弔、或は讀經し、或は花輪を贈り、慈父の如き故人の靈を熱淚と共に弔送したのであつた。

六月十七日午後八時三十分、遺骨は東京驛に到着した。途中まで出迎へたる學長境野哲氏、校長湯本武比古氏等遺骨を護つて歩廊に降り立てば、悲嘆に沈める未亡人を始め遺族、東洋大學全學生、京北中學校竝に實業學校生徒及び學界教育界宗教界等名士官民約一千名は、肅然襟を正し暗涙に咽びつゝ之を迎へた。

斯くて遺骨は本郷富士前町なる自邸に入り、越えて六月二十二日校葬の禮を以て東洋大學に於て葬儀を營むことゝなつた。遺言狀(抄)左の如し。

遺言狀

遺言ノ條目ハ左ノ四類ニ分ツ

- 第一類 葬式及法會に關スル件
- 第二類 遺産ニ關スル件
- 第三類 哲學堂ニ關スル件
- 第四類 臨時ニ關スル件

右ハ大正七年一月二十二日ニ起草ス

遺言第一類 葬式及法會ニ關スル件

- 第一項 葬式ハ質素ヲ本トシ他人ヨリノ贈品ハ勿論、香典モ謝絶スベシ
- 第二項 屍體ハ水ニテ洗フニ及バズ唯顔ダケ拭フテ入棺セシムベシ
- 第三項 火葬ハ却テ手数ヲ要スルニ付傳染病ニアラザル限りハ和田山墓地ニ埋葬スベシ
- 第四項 葬式ハ東洋大學カ又ハ京北幼稚園ヲ借りテ執行スベシ
- 第五項 葬式當日ノ導師ハ淺草本願寺輪番ニ依頼スベシ、然ラザレバ東洋大學講師若クハ出身者中ノ眞宗大谷派僧侶ニ依頼スベシ

第六項 死去及葬式ノ通知ハ新聞廣告ダケニ止メ廣告文中ニ別ニ知人へ通知ヲ差出サザルコトト贈物及香典ヲ謝絶スルコトヲ加フベシ

第七項 葬式後ノ七日ト三十五日トハ和田山哲學堂ニテ行フベシ

第八項 法會ハ毎年一回之ヲ營ミ其日ハ詳月ニ依ラズ十一月月上旬ノ日曜ヲ用フベシ、其式場ハ和田山哲學堂ト規定シ置クベシ、其法會ニハ何人モ參會スル様ニ公開スベシ

東洋大學ニ關係アル僧侶ナラバ宗派ノ何タルヲ問ハズ式ヲ開クトキニ一回讀經スルコトヲ依頼スベシ、之ニ續キテ拙著



ノ一章ヲ朗讀スルノ慣例ヲ作ルベシ

當日ノ來會者ハハ甘酒若クハ紅茶カ珈琲ヲ差出スベシ

第九項 此毎年ノ法會ノ日ニハ四聖ノ祭典ヲモ舉行スベシ、法會ヲ午前トスレバ祭典ヲ午後トスベシ、或ハ二者共ニ午後ニ行フ

場合ニハ法會ハ宇宙館ニ於テシ祭典ハ四聖堂内ニ於テスベシ

第十項 四聖ノ祭典ハ毎年順次ニ行ヒ例ヘバ今年釋聖ヲ祭ルトスレバ來年ハ孔聖ヲ祭り其翌年ハ瑣聖其次ハ韓聖ヲ祭ルベシ、而

シテ祭典ノ儀式世話ハ東洋大學ヘ委託スベシ

第十一項 葬式(七日、三十五日共)ノ費用ハ遺產ノ中ヨリ支出シ毎年ノ法會ト祭典ハ哲學堂維持金ノ方ニテ支辨スベシ

第十二項 我々夫婦ノ法名ハ左ノ如ク定ムベシ

南水院釋圓了

芳田院釋妙敬

(以上十二項)

遺言第三類 哲學堂ニ關スル件

第一項 哲學堂ハ國家社會ノ恩ニ報ズル爲ニ經營セルモノナレバ井上家ノ私有トセザル事

第二項 哲學堂ノ財產ハ左ノ如シ

野方村及落合村ニ所有セル土地全部ト其地内ニ建設セル家庭園ト圖書館内ノ圖書ト陳列品及堂内ニテ使用セル什器、

其外哲學堂維持金中ニ掲記セル基本財產ト預ケ金(南船北馬第十二編以下ノ毎年ノ豫算報告若クハ公私用控帳ノ第二號

ヲ見ヨ)其外、遺產ノ中日本銀行公債(圓了名儀)十株ヲ加フルコト(舊株券)

第三項 哲學堂ノ維持ニ就キテハ左ノ二條ノ一ヲ採用スベシ

(一) 第二項ノ財產全部ヲ添ヘテ政府ヘ寄附スルコト、其時ノ條件トシテ永久ニ本堂創立以來ノ精神ト主義トヲ持續スルコトト管理者又ハ監督者ノ中ヘ井上家相續人ヲ加フルコトヲ約定スベシ

(二) 若シ右ノ條件ノ下ニテハ政府ノ許諾ヲ得難シトスレバ財團法人ニ組織スルコト

財團法人ノ理事ハ三名トスルコト、最初ノ理事ハ井上玄一、金子恭輔、外一名ハ相當ノ資産アリテ篤實ナルモノ、他日

財團ヲ解散スル場合ニハ國家ヘ寄附スルノ目的ヲ定メ置ク事

第四項 財團法人トシタル後其財產ノミニテ維持シ難キ場合ニハ參觀料ト借地料トヲ徵收スル方法ヲ立ツル事(以上四項)

越えて六月二十二日故井上圓了先生ノ葬儀を營む。遺言第一條「葬式ハ質素ヲ本トシ他人ヨリノ贈呈ハ勿論香典モ謝絶スベシ」とあるを尊重し葬儀は質素に行はれた。其日午前九時自邸に於て棺前祭を營み、九時半出棺、東洋大學、京北中學校々旗を先頭に、喪主及遺族、東洋大學長境野哲氏を始め中島徳藏、田中治六、石川義昌、足利衍述、安藤正純氏等棺側に列り、午前十時靈柩は東洋大學ノ葬場に着した。東洋大學門内には東洋大學々生約四百名、京北中學校生徒約八百名、京北實業學校生徒約六百名、京北幼稚園兒約七十名肅然として靈柩を迎へた。

葬場たる東洋大學講堂は内面に白布を廻らし、正面壁上に『歸命盡十方然碍光々來』の幅、法號及肖像畫を掲げ、左右には文部大臣中橋徳五郎氏寄贈の生花を始め多數の花輪、生花が列り、喪主遺族、葬儀委員其他着席するや、導師南條文雄氏讀經を爲し、森嚴堂に尤ち感慨禁せず。十時三十分境野學長靈前に進み弔詞を口演、次いで教壇總代内田周平、土屋弘、東洋大學出身者總代五十嵐光龍、京北中學校卒業生總代鈴木宗忠、東洋大學學生總代鈴木榮觀、京北中學校生徒總代新述等、京北實業學校生徒總代牛島秀雄、京北幼稚園々兒總代左方文子等々弔詞を朗讀し、續い



て哲學會、學士會等の弔詞あり、最後に弔詞、弔辭、長偈、名刺等七百七十を一括して靈前に捧げた。午前十一時半喪主以下關係者の焼香あり、正午より告別式に移つた。當日列式の者は中橋文部大臣、濱尾新、中川兼次郎、徳川達孝、岡田良平、福岡秀猪、松本源太郎、岩田東京府内務部長、石川素童、横尾賢宗、望月信亨、一木喜徳郎、穂積重遠、坪井九馬三、井上哲次郎、村上專精、箕作元八、金井延、片山國嘉、高楠順次郎、等諸氏約四百名、其他出身者にして關西方面より會葬せるものもあり、莊嚴悲愁のうちに葬儀を終了した。

斯くして午後四時府下野方村哲學堂前蓮華寺井上家墓地に埋葬した。

哭詞に曰く、

震電兮迅擊 曠風兮栗然 吁噫斯閔凶 忽焉何慘恤 夙期未可知 伊人返曷疾 化迹事茲終 僂去上都率 凡夫亡木鐸 人天明轍  
長唱亦何及 永望聲空室 六十唯云短 忠純窮悃實 護國愛理意 行業天下悉 弟子已振振 漢材洵密密 蠶詐時月隆 校譽又洋  
溢 著作已等身 奕奕如椽筆 排邪道衆愚 論正何佗佗 游跡更縱橫 坤輿無所失 須彌頂尙究 遺言在不律 形亡神不亡 千載  
如杲日 詩以敘痛情 言畢情不畢 強持薺菊枝 又爲凡夫哭  
境野學長以下の弔詞左の如し。

弔 詞

井上先生が過去六十餘年の生涯に於て我國の精神界思想界に成し遂げられました事業は實に偉大なるものであつたと存じます。先生は佛教革新の第一聲を揚げられました新人で御座いました。先生は佛教の理論的立場を闡明せられましたばかりでなく、實際上に於ては所謂公認教制度確立の必要を叫び政教關係の問題について、最も明確の觀念を一般の人に與へられたのであります。正し

い信仰の鼓吹の一面には消極的に迷信の打破に全力を注ぎ、其の結果彼の偉大なる妖怪學講義となつて現はれ、其の他種々の妖怪研究の諸書となつて公にせられて居ります。又哲學の方面に於きましては世の中の人々が哲學の名さへも聞いた事の稀であつたほど哲學について理解のなかつた時代に、一般社會に哲學に關する興味を喚起し、哲學の何たるを知らしめられましたことは、實に目ざましいものであつたと思ひます。斯くの如く一面精神的思想的方面の覺醒に努められますと同時に、或は本大學の創立、中學の開始、哲學堂の建設等、實際上事業上の方面に於ける獨特の才幹の發揮は實に驚くべきもので御座いました。私は嘗て先生から斯ういふことを伺ひました、人は太陽の如く不斷に動かなくてはならない、太陽の輝く間、人は一生活動するのであると、先生は御言葉の如く誠に活動の御生涯であつたと存じます。

此の度先生が大連に於て突然御逝去になりましたことの第一報を手にしました時は、私ども誰一人として之を信ずるものは御座いませんでした。然しそれは事實であるといふことが既に明になつて參りまして疑がないときまりました時には、唯茫然として夢の様な心もちが致したので御座います。あの健かな先生が、今日斯様に御姿が變りまして故郷の日本に御還りにならうとは誰が思ひ設けませう、何といふ悲しいことで御座いませう。

然しながら傳へ承はります所によりますと、先生の御最後は精神的にも肉體的にも何等の苦痛もなく、極めて平安に、眠るが如く永久に此世を退かれましたのみならず、彼の地の人々も上下擧つて哀悼の誠を致し、非常に御親切に御世話を下さいます、何等の遺憾なき行き届き方であつたと申すことであります。私は此の明治年間を通じて類例を見ないと言つても差支がないと思ひます。單なる一平民としての此偉大なる學者經世家の徳望を慕ふ多くの有志に圍まれて、最後を御告げになりました、此の状態を傳聞致しまして、せめてもの満足と致します次第で御座います。

東洋大學を代表致しまして、先生の御遺族に對し一言聊か弔辭に代へます次第で御座います。

東洋大學々々長 境 野 哲



## 弔詞

我が名譽校長文學博士井上圓了先生は本年五月支那を漫遊し其の歸途大連に寄り、六月五日の夜同所の幼稚園に於ける講演中突然病を發し遺漏なき手當を受け如神の投藥を服せられしも、命數の限にありけん六日午前二時四十分六十二歳を一期として遂に逝去せられたり、嗚呼悲しいかな。先生は哲學者なり、而して哲學思想を我が國に普及せられたる大功勞者なることは學者間に普く知らるゝ所なり。先生又妖怪を研究して新に妖怪學と云ふを起し俗間に行はるゝ迷信の排除に努められたれば妖怪博士と呼ばれ廣く世人の知る所となられたり。

先生は所謂民間教育家の泰斗なり、明治二十年獨力哲學館を設立して後進を教育し、又明治三十年十月京北中學校を設立して青年者を教育し、三十八年三月京北幼稚園を設立して幼兒を保育し、さらに小學校を設立して兒童を教育せんとせられしが適々神經衰弱症に罹られしを以て之を果されざりしのみならず、三十九年一月には哲學館京北中學校を隱退し、此の兩校を法人となし同時に哲學館を東洋大學と改稱し尋いで京北幼稚園をも京北中學校に合併して法人とせしめられたり。

余不肖なれども明治十九年の頃より先生と相知り二十七年よりは哲學館講師となりて教育學を講じつゝありしが、京北中學校創立の際先生を輔佐して微力を致し同校の教育に従事せしを以て、先生隱退の際其の囑を受けて校長の職を襲ぎ以て今日に追ひたるなり。先生隱退の際に於ける東洋大學の資産は實に拾萬五千貳百四拾四圓八拾錢五厘、京北中學校及び京北幼稚園の資産は參萬六千九拾八圓八拾壹錢貳厘にして、これ皆先生二十年來獨力奔走粒々辛苦に依りて成るものなり。然るを擧げて之を寄附し以て財團法人となし爾來穩かに名譽學長名譽校長の名を揮せらるゝのみにて、何等其の管理上責任ある地位を有せず、隨ひて財團より厘毛の支給をも受けられず、其の淡泊高潔なること到底常人の思量し能はざる所にして又先生の崇高なる人格を窺ふべき一端と稱すべし。先生は學校教育に於て大功勞あるのみならず、學校外の衆生を濟度する所謂通俗教育に於ける大恩人なり。先生大學及び中學校を隱退せられたる後、明治四十一年に於て修身教會と云ふを設け病後の養生を兼ねて全國各地を回遊し、教育勸語の聖旨を普及す

るの目的を以て到る所に講演をなし我が國民教育上貢獻せられたることの頗る大なるは又朝野教育家の等しく認めて多とする所なり。今次大連に於ける其の講演中突然病の爲に逝去せられたるは實に其の道の爲めに倒れたるものと稱すべきなり。今や斯の人格崇高なる大教育家を失ふ、豈に獨り我が校の爲めのみならんや。實に我が帝國の爲め痛惜せざるを得ざるなり。嗚呼悲しいかな、謹みて弔す。

大正八年六月二十二日

京北中學校京北實業學校京北幼稚園長

湯本武比古

## 第一次昇格準備

大正七年十二月大學令の發布に基き、東洋大學はその昇格に對する準備を開始した。而して之に要する基金を二百五十萬圓と決定した。即ち大學令に依る大學の學部は國學科、漢學科、佛學科の三科とし、之が開設に要する資金百二十五萬圓、供託金五拾萬圓、新設講座給以外教授給事務員給其他雜費七拾五萬圓計二百五拾萬圓を東洋大學基本基金として募集することとなつたのである。依つて學長境野哲氏は大正八年一月左の如き募集趣意書を發表した。

## 東洋大學基本基金募集趣意書

戰爭の終局と共に世界に於ける日本の位置は益重大のものとなれり。これ獨り政治上經濟上に於て然るのみならず、學問上思想上に於ても亦同様の事實あるを見る。況んや歐米の新思想は各種の異端邪說と共に陸續として國內に入り來り、國民思想の動搖は恐るべき危機を其の間に包藏するの憂懼禁する能はざるものあるに於てをや。

我東洋大學は創立以來已に三十年、畏くも御下賜金の恩典に浴するもの前後二回に及ぶの光榮を思ひ、其の所謂東洋思想の護持



發揮に於て大に其の力を致すべきの秋は今正に來れりとの感なき能はず。蓋し近時世界學界の狀況を見るに歐米諸大學に於ける東洋學研究の盛なる、其の成績發表の事實に徴するに、東洋の學は終に將來西洋學となり了するの時たらんとするの觀あり。本邦の學者にして歐米に遊學し支那印度の學を傳へ來る現況に見るも、其の事今や殆んど疑なき事實なりと斷言するも不當にあらざり信ず。東洋の廣き終に東洋學研究の一大學をも有せざるは豈世界に於ける日本の位置として能く堪へ得る所ならんや。

東洋學の研究は日本に於ける古典によりて其の本旨を發明し、永く之を保存し以て東洋獨特の思想の精髓を失はざらしめんと努むると共に、なほ歐米の思想學問に斟酌し進んで新東洋學建設に資するあらんを期するものとして、我が東洋大學の理想とする所は實に茲にあり。

東洋大學は創立以來常に之を以て念となし専ら其の實現を期せしも、事常に意に副はず徒らに歳年を経たり。這般の新大學合發布を機とし、幸に大方の援助により此の年來の目的を達せんとす、而かも其の希望大にして之を遂げんこと洵に容易にあらず。學を愛し道を思ふの士希くば雲深の同情を以て此の微意を成就せしめ給はんことを。

大正八月一月

東洋大學長 境 野 哲

續いて發表せる新設學科内容は次の如くである。

本大學には左の三科を置く。

一、國學科 二、漢學科 三、佛學科

國學科は國史、國語、國文の研究を目的とし大要左の科目を設く。

神道學及神道史、國史學、有職故實、國文學及歌學、國文學史、國語學及國語學史、國民倫理學、言語學、西洋哲學概論、心理學、倫理學、教育學、美學及美術總論

漢學科は支那哲學（日本儒學を含む）支那文學、東洋史の研究を目的とし、就中支那に於てすら將に其の跡を絶たんとしつゝある

經學の研鑽を中心とせんとす。其の科目を分つこと略ぼ左の如し。

經學、文學及詩文學、諸文學、東洋史及東洋地理學、支那哲學史、支那文學史、支那語、西洋哲學史及西洋哲學概論、心理學、倫理學、教育學、美學及美術總論

佛學科は佛教各宗の教義及び其の歴史の研究を主とすると共に、一面に於ては感化救済に關する社會事業の科目を設け、獨り理論の攻究を目的とするのみならず、また實際活動の新方面を開拓せんことを期す。

歐米に於ける社會事業の研究施設の完備せることは已に識者の知るところ、然るに本邦未だ之に關する一大學をも有せざるは一大恨事なり。恐らくは本邦此の種の教育機關として唯一なりし本學の感化救済科をば、更に一步を進めて眞の大學たらしむることは、また國家に對する光榮ある一事業たるべきことを確信す。佛學科に於ける學科目は左の如し。

性相學（俱舍、唯識）及三論成實論、天台學、華嚴學、禪學、密教學、淨土宗學、眞宗學、日蓮宗學、佛教史、印度哲學（婆羅門教）印度史及印度地理學、梵語、巴利語、西藏語、宗教學、西洋哲學史及西洋哲學概論、心理學、倫理學、教育學、美學及美術總論

感化救済科  
感化教育、救済事業及制度、衛生學、社會衛生學、教育病理學、治療學、兒童保護及母親保護、犯罪學、刑事人類學、社會學  
感化救済科は佛學科に附隨し希望者をして之を兼修せしむるものとす。但し感化救済科兼修者は必修科以外の本科科目を選択することを得。必修科は性相學、天台學、華嚴學、佛教史、印度哲學、宗教學、西洋哲學及西洋哲學概論、心理學、倫理學、教育學、美學及美術總論とす。

但し以上の諸學科は事業の進捗と共に多少の變更を免れざるべし。  
本事業は講座制の完成、圖書館の充實及び教場の新築等の設備を含むと雖も、就中豫科の新設並びに講座制の完成を以て第一着手とせんとす。



本事業の目的を達せんが爲め廣く基本金を募集することとし、向ふ五ヶ年を以て一期とし、募集金額は金貳百五十萬圓とす。寄附金は總て大學令による大學の基本金として之を積み立て、之より生ずる利子を以て大學を維持するものに付き、基本金は永久消費すべからざるものとす。

寄附金は總て東洋大學内大學基金募集事務所に於て之を取扱ふ。豫科の新設は新大學令により供託金五十萬圓を要す。

一講座基本金を金五萬圓とし、金五萬圓の寄附者に對しては永く記念の方法として其の寄附者の名を以て講座名となすことを得。

三科の中先づ漢學、佛學及び感化救濟科を開講し、國學は資金充實の後を俟ちて逐次開講することとし。

漢學佛學の二科につき各科に十講座を設け感化救濟科には五講座を設くべし。

但し資金の充實を俟ちて漸次講座數を増加するに努むべし。

大學基金に地位名望ある人を以て管理委員とし、信用ある銀行を指定し之が保管を託すべし。寄附者に對する待遇の方法は外に之を定む。

寄附金募集に關する詳細なる規定は追つて之を發表すべし。

講座基金は漢學、佛學（感化救濟科を含む）合して金壹百貳拾五萬圓とし、外に豫科新設供託金五十萬圓を除き殘金七拾五萬圓（内金拾萬圓は講座開設まで昇格供託金として、之を政府に供託す）を以て、講座給以外の教授給雜給及び事務員給料其の他の雜費等の基金に充つ。

附言 以上は専ら本大學部擴張に關するものとして、専門部は從來の如く之を存置するのみならず、益々學科の整備と内容の充實とを計らんとす。蓋し専門學校は將來の日本に取りて最も重要な位置を占むべきものにして、實際社會に於ける活動的人物の養成は之を専門學校に俟つもの多きを信すればなり。

尙ほ本大學擴張に關し學長の計畫を贊襄し助成するため、教授及び出身者中より左の十一氏に相談役を囑託す。

得能文 富田勝純 渡邊河水 高島平三郎 田中善立 田邊善知 土屋弘 藤岡勝二 富士川游 安藤正純 島地大等  
別に本大學一切事業の經營計畫につき顧問として左の諸氏を囑託す。  
井上哲次郎 石川照勳 石黒忠應 犬養毅 本多日生 小川滋次郎 岡田良平 河野廣中 高橋順次郎 南條文雄 村上專精  
内田周平 松本文三郎 前田巖雲 權田雷斧 齋藤唯信 澤柳政太郎 三宅雄二郎

右の計畫と陣形とにより更に實行委員を設け、基金募集と共に昇格に關する具體的内容の整備を爲した。之が發表と同時に東洋大學教授は一致して金五萬圓の寄附申出あり、又學生之に贊し寄附を決議する等、相當期待すべきものがあつた。同時に校友會に於ては此の意を贊し、同年十一月校友會評議員會を開き、校友會に昇格基金部を置き、管理長五十嵐光龍氏を任命、左の如き「東洋大學昇格基金募集規則並細則」を作製し、全國校友と協力之が目的の達成に邁進する事となつた。

#### 東洋大學昇格基金募集規則

- 第一條 東洋大學昇格基金ハ大正七年十二月公布セラレタル大學令ニ依ル大學ト爲スノ目的ヲ以テ募集スルモノトス
- 第二條 本規定ニ依リ募集スベキ金額ハ曩ニ學校當局ノ發表シタル募集金額貳百五十萬圓ノ内昇格ニ要スル金六十萬圓トシ校友ハ勿論廣ク江湖ノ同情ニ俟ツモノトス
- 第三條 昇格基金拂込ノ方法ハ一時拂月賦拂年賦拂ノ三種トシ月賦拂及ビ年賦拂ノ拂込期間ハ大正八年十二月以降十ヶ年トス
- 第四條 昇格基金ハ特別會計トシ別ニ定ムル施行細則ニ依リ之ヲ經理ス
- 第五條 昇格基金募集ノ成績及其決算ハ適當ノ時機ニ於テ之ヲ報告ス



第六條 寄附者ノ芳名及其金額ハ本大學ノ記録ニ存シ永久ニ之ヲ記念ス

東洋大學昇格基金募集施行細則

第一章 委員

第一條 本則第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ委員ヲ置ク

- 一、昇格基金管理長 一名
- 二、專任委員 三名
- 三、常務委員 九名
- 四、實行委員 四十五名
- 五、各地方實行委員 若干名
- 六、書記 若干名

第二條 委員ノ選任方法左ノ如シ

- 一、昇格基金管理長ハ實行委員會ノ決議ニヨリ之ヲ依嘱ス
- 二、專任委員ハ常務委員會ニ於テ互選ス
- 三、常務委員長副委員長及常務委員ハ校友會常務委員ヲ以テ之ニ充ツ
- 四、實行委員ハ校友會評議員ヲ以テ之ニ充ツ
- 五、各地方實行委員ノ選出ハ昇格基金管理長ニ一任ス
- 六、書記ハ昇格基金管理長之ヲ任免ス

第二章 實行委員會

- 第三條 昇格基金管理長ハ實行委員會ヲ召集シ昇格基金募集ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄ス
- 第四條 專任委員ハ昇格基金募集ニ關スル實務ヲ分掌ス
- 第五條 常務委員ハ昇格基金募集ニ關スル實務ニ從事ス
- 第六條 實行委員ハ昇格基金募集ノ事務ニ從事シ併セテ管理長ノ召集ニ依リ昇格基金募集ニ關スル重要事項ヲ審議決定ス
- 第七條 各地方實行委員ハ中央本部ト聯絡ヲ執リ該地方ニ於ケル昇格基金募集事務ニ從事スルモノトス
- 第八條 書記ハ昇格基金管理長及專任委員ノ指揮ニ依リ庶務會計ノ實務ニ從事ス
- 第九條 事務所ハ東洋大學内ニ置ク

第三章 募集事務

- 第十條 昇格基金ハ別ニ定ムル申込書ニ依リ申込ヲ受クルモノトス
- 第十一條 申込書ハ事務所ニ保管シ事務完了後ハ永ク東洋大學ニ保存ス
- 第十二條 申込ヲ受ケタルトキハ專任委員ニ於テ昇格基金彙帳ニ登載シ直ニ學長及昇格基金管理長ノ名ヲ以テ謝狀ヲ呈スルモノトス
- 第十三條 現金ヲ受領シタルトキハ直ニ受領書ヲ交附スルモノトス
- 第十四條 本則第五條ニ基ク報告ハ便宜東洋哲學誌上ニ於テス
- 第十五條 各地方トノ聯絡ノ方法ハ通信、出張又ハ講演等ニ依ル

第四章 昇格基金ノ保管

- 第十六條 昇格基金保管銀行ハ第一銀行トシ昇格基金管理長ノ名ニ於テ預入スルモノトス
- 第十七條 本昇格基金ノ監督ヲ地位名望高キ人格者ニ依頼スルコトアルベシ



第十八條 昇格基金ノ處分ハ實行委員會ノ決議ヲ經テ東洋大學財團ニ提供シ本則第一條ノ目的ニ使用セシムルモノトス

附 則

第十九條 本細則ニ依ル委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ實行委員會ニ於テ之ヲ輔佐スルモノトス

第二十條 本細則ハ大正八年十一月十八日ヨリ之ヲ施行ス

右昇格基金募集は其後一時停頓の形にあり、大正十二年初頭より更に努力を重ねたる結果、同年八月寄附申込額金拾貳萬壹千七百五拾圓、拂込額は金貳萬八千貳百六拾壹圓六拾五錢で、未だ初期の目的貫徹には遙に距離があつた。加之、大正十二年の學内改革運動により當局者の更迭あり、自然事務の澁滯を來したが、大正十五年中島德藏氏學長となるに及び學内組織も改め基金部も新組織に改變し、一意其の準備に邁進した結果、漸く昭和三年三月大學令に依る大學としての昇格を見るに至つたのである。

## 大正十二年事件

大正十二年四月頃より學長境野哲氏とその周圍の者との間に、稍意思疎隔の兆が見えた。五月初旬に至り之が次第に表面化し、教授、學生、校友等之に纏り、漸次學長擁護派と反對派とに分れ、六月二十七日、遂に學内に騷擾事件の勃發を來し、學長認可取消の處置を被りし、所謂大正十二年事件と呼ばれる東洋大學創立以來の不祥事を惹起したのは誠に遺憾の事であつた。事件の顛末は事件直後學長事務取扱たりし湯本武比古氏の聲名書を以て説明に代へる。

### 本學紛擾事件の顛末

約二ヶ月に亘つて解けなかつた本校此度の紛擾は教育界に於ける不祥事であつたばかりでなく、また實に本學が社會に對し、殊に生徒の父兄保證人諸君に對して慚愧する所であります。事件の發端は、三月末境野學長が本學財團維持員田邊善知氏より幹事郷白巖氏を解職せよといふ勸告を受けたので、教授中の十氏を私邸に招いて、此の事を語つた所、全員一致して反對の意見を述べたので、その處置に迷ふた事にあるのであります。境野學長の優柔不斷の態度を見て、教授中には個人的に種々忠告を試みた人達もありましたが、境野學長はこれを容れず、五月九日に至つて遂に郷幹事を解職しました。此の間約二ヶ月かゝつてをります。こゝに於て教授中の二三氏が或は本事件に關與して來た立場の上から、或は郷氏との情誼の上から辭意を表明して、授業を休止されるに至りました。この事が生徒中に知られたので、漸く動搖の色が現はれました。或は學長に就き或は幹事に就いて此の間の事情を質しても、其の言ふ所互に齟齬して適從する所を知らなかつたといふので、生徒の多數は十二日講堂に集つて境野學長、郷幹事及び田邊維持員を同席させて、本事件に關する三人の主張を聴取しました。これから生徒は著しく境野學長に對する不信を加へ、田邊維持員の人格を疑つて、遂に五月十七日から引續き境野學長に辭職を勸告するに至りました。教授團に於ても事態漸く重大なりと見て、同日委員三名を擧げて、事件の真相を調査し、教授團として解決方法を構はることにしました。その結果として教授團は四十八名の連名を以て、境野學長に對して、貴下は今回の事件の中心に立つてゐる人で、事件解決の衝に當るには不適當であると認めるから、本大學財團唯一の決議機關である維持員會（参考「東洋大學財團規約」第十三條維持員は維持員會に於て本財團法人に關する重要な事項を審議決定す）に解決の事を一任せられたといふ意味の勸告書を送りました。この事を知つて生徒中には教授團信任の決議をした級もありました。五月二十日境野學校長は遂に專斷を以て動搖せる生徒團の中心人物と認定したもの三十餘名に對する除名又は停學の處分と、十二日間に亘る全校（但し社會事業科を除く）の臨時休業とを命じ、又多く事實に反した「東洋大學紛擾事件の真相」と題した聲明書



を發表しました。さうして教授團の勸告に對しては、自分に考があるから今暫く待つてくれといふ返事を與へましたが、事態は日々險惡を増すの徴を見ましたので、教授團は再び、事件の解決を維持員會に一任せよといふ勸告を繰返し、同時に生徒の除名停學處分及び全校の臨時休業の處置に就いて境野學長の再考を促しました。同月三十日境野學長の懇請を受けて本大學顧問岡田良平、石黒忠憲、井上哲次郎、村上專精、高橋順次郎、内田周平の六氏は岡田良平氏を代表として、教授團に對して、境野學長から事件解決に就いて一任されたから、教授團に於ても、同様一任されたいといふ申出をなされました。教授團は従来の主張に隨つて、本學財團の重大事項は維持員會で決議すべき筈であるから、御申出の件は維持員中へなされたいといふ返事をしました。岡田顧問代表は此の意を諒として右の申出を維持員中へなされ、維持員六名(稻垣末松氏、杉敏介氏、島地大等氏、古城貞吉氏、富田駿純氏、祥雲晚成氏)協議の上、顧問一任のことに決して、此の旨を岡田顧問代表に通じました。教授團も亦維持員の處置を適當と認めることになりました。

こゝに於て岡田顧問代表は顧問會を開いて、解決案の覺書を作製して、境野學長をしてこれに署名せしめて、先づ六月一日の授業開始と同時に、處分生徒の復校の事を取計らはせられました。所が些の手續ひの爲に實行が出来なかつたので、岡田顧問代表は更に四日を以てそれを實行させられましたが、境野學長の不誠意から、又々行儀みとなつてしまひました。これが爲生徒の激昂は再燃して、顧問の解決も甚だ困難を感ぜらるゝに至つたが、岡田顧問は誠意を傾けてなほ熱心に解決のことに盡力せられました。此の間維持員及び諸教授はこの激昂せる生徒を鎮靜せしむる爲に、随分苦慮を重ねました。併し追々と生徒も顧問の誠意に信頼して靜肅に歸りましたので、岡田顧問代表は二十一日に至つて、顧問會を開き、その席上に境野學長を招いて、翌二十二日を以て維持員會開會の召集狀を發し、二十七日を以て維持員會を開會し、豫て内示して置かれた件々を協議すべきことを命ぜられ、境野學長も快諾して歸りました。所が意外にも、境野學長は二十三日、二十四日、二十五日の三日間屢々岡田顧問代表の督促を受けて其の都度實行を約しながら、言を一二校友の反對等に託して、維持員會開會の手續をなさず、二十五日に至つても遂に通知狀を發し

ませんでした。(参考、財團の規定によれば、維持員會は開會三日前に通知狀を發送しなければ無効となる筈であります。)

二十六日朝に至つて、境野學長は、岡田顧問代表に對して、不信義にも書面を以て、豫て自ら進んで一任して置いた事件解決の委任を取消す旨を通じ、午後に至つては突然維持員たる三教授並びに其の他の三教授を解職してしまひました。これは維持員會出席の法定數に不足を生ぜしめて、同會をして不成立に終らしめる目的を以てしたことに相違ないのであります。境野學長は終始一貫して維持員會の開會を拒否して止まなかつたのであります。

境野學長が重ね々なした是等の不信義の行爲と不穩當の處置とは、過去一ヶ月間隱忍に隱忍してゐた生徒をして憤激の極に達せしめ二十七日の不祥事を惹起して、粗暴の舉動があつたと認められた生徒三十餘名の檢束を見るに至らしめました。

由つて教授團は翌二十八日を以て已むを得ず境野學長の不信任決議をいたすやうになりました。二十九日には遂に文部大臣から境野學長認可の取消があり、七月二日に本學財團理事湯本武比古氏に臨時學長事務取扱認可の指令があつて、茲に事件の落着を見る事が出来ました。文部省から發表になりました境野學長認可取消の理由書は頗る明快に學長の不當を述べたものでありますから、こゝに掲げて御覽に供します。

#### 理 由 書

本日文部大臣は境野哲氏に東洋大學長たるの認可を取消した。これは私立學校令第七條に依り境野氏を以て校長たるに不適任であると認められたからである。抑も同大學今回の紛擾に關しては文部省は最初から大學自治の精神を尊重し、殊に同大學には維持員會といふ、重要事件の審議を職責とする機關が存在するのだから、何れ自治的に相當の解決を告げるであらうと考へたので、督學官等をして實情を視察せしめ、且相當の警告を加へたことはあつたけれども、解決の方法條件等に就いては全然同大學當局の手に委して専ら傍觀の態度を執つたのである。其後同大學では紛擾の解決を顧問である岡田良平氏等教育界の長老に一任し、授業は平常の如く復したることを聞き、同大學の爲め又教育界の爲め竊かに慶賀して居つたのである。然るに突如として六月二十



六日に至り調停を一任せられたる岡田顧問が學校より仲裁を拒絶せられたることを聞知したので、直に關係方面の調査を遂げた處、調停案は顧問諸氏と學長との間に再度まで成立し、維持員會を召集することに決して居たに拘はらず、境野氏が辭を左右に託し遷延日を送り、終にこれを拒絶したること、竝に維持員諸氏から維持員會開會の要求ありし後境野氏は右の要求者たる教授者三名を免職した事を承知して、衷心非常に遺憾に思つたのである。惟ふに東洋大學財團寄附行爲中に規定する維持員會は同大學に取り重要な使命を帯ぶるもので、重大且緊急なる事件發生したる時は請求の如何に拘はらず、當然開催するを至當とするものである。然るに當に境野氏は此の方法を執らざるのみならず、維持員開會の要求あるを知るや、要求者たる教授の免職を以て、之に酬いたのは、學長の立場として相當の議論があるかも知れないけれども、維持員會開會間際になつて、維持員を餓首する事は如何に考へても不穩當の處置である。之れを要するに從來の經過及び現在の狀態に鑑み、境野氏を以て校長の適任者と認むることを得ないので、已むを得ず認可の取消をなした次第である。猶茲に痛恨事とすべきは生徒の一部が二十七日朝學校内で暴行を演じた事である。惟ふに近時社會の惡風潮に伴ひ、學生生徒の間に於ても、青年血氣の餘、動もすれば常軌を逸せる行動に出でんとするものあるを觀るは實に寒心に堪へざる事であつて、殊に苟も恩師に對し腕力を行使するが如きは、如何なる理由あるを問はず、到底寛恕するを許さない。即ち今回の紛擾に於ても校規に違反したる者に對しては、學校に於て相當の處分を爲すのが至當であり、暴行脅迫の情狀重かりし者に對しては司法及び警察官憲の適當なる處置を俟つの外なし。文部省は唯學校當局が將來一層校規の振肅を期し、再び此の不祥事無からしめん事を冀ふものである。

上に述べ來つた所を要約すれば次ぎの通りになります。教授團對境野學長の關係は、境野學長が何故か本學財團の決議機關たる維持員會と學長の諮問機關たる協議員會を憚り、正當なる手續を経て事を處置せず、却て左右二三者にのみ謀つて専斷し、不當の行爲の多かつたことと、教授個人や教授團に對して不信義の行爲の多かつたこととの爲に、當初は好意的に盡力し勸告をなした教授個人や教授團が、漸次に同氏に對する不信を深めるやうになり、六月二十六日の不當解職や二十七日の不祥事を見るに至つて遂に不信任決議をなしてこれを排斥するに至つたのであります。

境野學長對生徒の關係は次ぎの通りであります。生徒間に動搖を起したのは數教授の辭意表明を知つてからのことでありましたが、五月十二日境野學長郷幹事田邊維持員三人の主張を聴取してから、彌境野學長不信任の態度を示すに至りました。爾後境野學長の誠意なき不信義の言動は次第に生徒の不信を深め憤懣を激成して、遂に彼等をして六月二十七日午前の甚だ粗暴なる舉動に出づるに至らしめたものであります。

湯本臨時學長事務取扱就任後の事は七月九日生徒一同に與へた訓辭にその要を述べてありますから、こゝにこれを掲げます。どうかこれで御承知を願ひます。

訓 辭

約二ヶ月に互つた此の度の紛擾は本學に取つて最も遺憾なる事件でありました。殊に六月二十七日の出來事に至つては本校の爲にも亦教育の爲にも此の上なき悲しむべき事件でありました。事のこゝに至つた事情を考へて見れば、これに關與して目下刑務所に在る生徒諸子にも大いに無理からぬ點があるのですが、事柄そのものに至つては不祥事たることを否み難いのであります。今や當日の事件は國法の公明なる批判を待たねばならぬことになつてをります。我々教職員は諸子と共に、此の前途多望なる學友諸子の爲に法の容す限りに於て涙ある處置に出でられんことを司法當局に對して懇願するの他はありません。どうか一回眞の友誼の情を以て出来るだけ盡くしたいと希望いたします。

今や本學は中心たるべき學長を失ひましたが、私は取敢へず臨時學長事務取扱の認可を得まして、教授諸君の協力を得て當面の善後の經營に従事してをります。既に協議員會を開くこと一回、教授會を開くこと一回、着々として當面の處置と新しい發展の準備とに進んでをります。教授諸君は已むを得ざる事情のある一二の人の他は皆從前通り本學の爲に御盡力下さる筈で、既に日々教鞭を執つてをられます。生徒諸子の多數も安心して從學してをられるやうであります。若し萬一多少危惧の念を抱いてをる人があつたら、諸子からよく／＼安心して登校されるやうに御話を願ひたい。

諸子の中には事件進行中所謂反學長派と稱せられた人もありませう。又所謂學長擁護派と稱せられた人もありませう。又嚴正中



立を標榜した人もありませう。併しながら文部當局の境野學長の學長認可取消の處置に由つて紛争の原因がなくなりました以上、最早従來の行掛りに拘泥する何の必要もありません。諸子は今日に於ては一樣に新しい發展の道に第一歩を著けた新しい東洋大學の學生であります。此の神聖なる學園の中に住める友人であります。どうか一切の行掛りを忘れて、互に相親しみて一意専心、美しい學園の新學風を作ること努力せられんことを希望します。

本學最高の協議機關は維持員會であります。目下多數の缺員が有しまして、法律的にその機能を發揮することの出来ない事情の下に立つてをります。それが力を發揮させる爲にはその補缺選舉を行はねばなりません。それにはなほ二十日ばかりの日數を要します。此の維持員會が成立して彌々建設的なる百般の施設に着手することとなります。思ふに九月新學期の初に於て、諸子が新しい元氣に満ちて出校せらるゝ頃には、本學も亦新しい面目を以て諸子を迎へるに至るであらませう。私共教職員一同は大なる抱負を以て我が大學の新建設の任に當り、大なる期待を以て九月の新學期に臨むものであることを明らかに申して置きます。諸子もこの意を體して本學々生たる本分を盡くすことに努力せられんことを希望します。

なほ夏期休暇も近づきましたが、諸子が歸省せられた日には右の事情をよく父兄に話して安心させて上げて下さることを依頼して置きます。

大正十二年七月

東洋大學々長臨時事務取扱 湯 本 武 比 古

### 原田ホールの建設

財團法人原田積善會より大正十一年度中、本學社會教育社會事業科充實費として金壹萬五千圓の寄附があつた。本學に於ては深く之を謝し、右科充實費として各種の施設を行つて來たが、大正十五年二月其殘高金壹萬貳千貳拾八圓

七錢を基礎とし、之に九千貳百九拾五圓四拾參錢を加へ計貳萬壹千參百貳拾參圓五拾錢の豫算を以て、積善社の創始者原田二郎氏の特志を記念する原田ホールの建築及附屬建物移轉を行ふことと爲した。右原田ホールは其木造二階建を以て校地東側に竣工、内部には社會教育社會事業科教室、研究室、會議室、圖書室等を設け、遺憾なく其研究に資することとなつた。其後原田ホールは講堂新築の爲め原位置を移轉したが、本學に於ては之を永く記念建築物として保存使用しつゝある。

### 學校教練の實施

本學に於る教練は、大正十四年四月の文部省令に基く學校教練の實施に遅るゝこと一年、大正十五年四月二十八日陸軍歩兵少佐内田保雄氏が、陸軍現役將校學校配屬令に依り、第一代の配屬將校として着任せられたのに始まるが、爾來十二星霜、本學指導精神たる護國愛理の信條は、陸軍當局に於る學校教練實施の精神と克く合致し、歴代學長始め學校當局者の深き理解と、配屬將校以下直接當事者の熱誠なる指導とに依り、逐年回滑且つ健全なる發展を遂げ、昭和十一年度末に於る檢定合格者累計は、方に一千二百名を算せんとしてゐる。

即ち昭和十一年五月二十五日には、教練實施滿十周年記念式を盛大に舉行し、久保内教師の十箇年勤績表彰・鷲津少將の記念講演會等が行はれたが、是より先昭和十年四月には、他大學に率先して學部學生に教練正科制の實施を見、更に昭和十二年六月には、職員並に學生を基幹とする特設防護團を組織して、防空裝備の完璧を期したのであ



由來本學の教練に於ては、特に精神訓練を重要視し、學生個人をして確固不拔の信念を體得せしめ、護國愛理の學是を通して國體觀念の正當なる理解を深からしむると同時に、廣義國防教育に着意して、團體的訓練の徹底を期してゐるが、進んでは、防空及化學戰に關する事項竝に一貫せる軍事講話に依る軍事知識の普及を圖り、複雑多岐なる現下の國際世局に處して、健實にして剛毅、沈着にして果敢、能く大國民の指導的任務を遂行するに足る人材を養成せんことに不斷の努力を拂ひつゝあるのである。

尙教練實施以來の配屬將校竝に教師移動の情況は次の通りである。

配屬將校服務期間

自大正十五年四月廿八日	内田 保雄	少佐	自昭和八年三月十八日	井上 覺次	中佐
至昭和四年八月一日	中佐	自昭和十年三月十五日	大佐	大佐	
自昭和四年五月七日	中川作二郎	中佐	自昭和八年三月十八日	川崎 明德	中佐
至昭和七年八月八日	大佐	自昭和十一年八月廿一日	自昭和八年八月一日	太田 規一	少佐
自昭和四年八月一日	城戸 常規	少佐	自昭和十年八月一日	池田 信治	砲兵大佐
至昭和八年三月十八日	中佐	自昭和九年十二月十日	自昭和十一年八月一日		
自昭和七年八月八日	故山 内六郎	大佐			
至昭和八年三月十八日					

自昭和十年三月十五日	脇坂 次郎	大佐	自昭和十一年八月卅一日	武田 弘	中佐
至昭和十一年三月廿八日			至		
自昭和十一年三月廿八日	榎本 宮大佐		自昭和十二年八月二日	布施 安昌	大佐
至昭和十二年八月二日			至		

教練教師服務期間

自大正十五年六月	坂田 本吉		自昭和八年四月	宮本 重太郎	
至昭和二年九月			自昭和八年九月		
自昭和二年九月	久保内 元之助		自昭和八年十月	故西 森	裕
至			自昭和十年三月		
自昭和五年八月	中西 正		自昭和十年三月	清水 信孝	
至昭和八年三月			自昭和十一年八月		

校歌の制定

東洋大學校歌は、大正十四年夏、時の同窓會が全卒業生竝に在學生から懸賞募集の結果、校友林竹次郎氏の作が第一席を以て當選し、之に藤村作、尾上八郎、垣内松三、沼波武夫の諸教授が添削を施して制定せられたものであり、曲は斯界の權威山田耕筰氏の作に係る。



莊重典雅、内に愛理の幽玄を秘め、外に護國の熱情を漲らし、自ら東洋大學建學の大使命の澎湃として躍動するを  
覺えしめる。

校歌

一、亞細亞の魂再び此處に  
目覺しよろこび溢れつ人に  
雄々しく揚げたり関の聲  
東洋大學生れぬかくて

二、亞細亞の天地曉明けて  
仁義と慈悲との誠の光  
今こそ輝く西の海  
東洋大學務は重し

三、命に秘めたる教を開き  
變らぬ御國の姿を示し  
をろがみふさせん四面の國  
東洋大學榮えよ永久に

校舎本館の建築

本學昇格の附帯要件として豫て企圖されつゝあつた學部用校舎の新築は、維持員會の協議を経て、昭和二年十一月十四日建築請負業錢高組と八萬一千八百圓を以て契約、同年十二月一日起工、昭和三年七月二十四日竣工引渡を受け、位置は校地十八番地西側、校舎は鐵骨鐵筋コンクリート造三階建、建坪百七拾七坪壹合八勺七才、延坪四百九十一坪五合七勺二才、一階は教場三、二階二、三階三、此外學部各科研究室等あり、本學の校舎として最大のものである。

第二次昇格準備

多年の懸案であつた本學昇格の件は財界の不況其他の事情により一時停頓の状態にあつたが、昭和二年、中島學長の手により第二次の昇格準備をなし、愈々其の實行運動に移ることとなつた。即ち先づ其の前提として昭和二年二月二十一日維持員會を開催し、昇格部設置並に特別會計案を附議し可決した。而して四月二日の維持員會に於ては寄附金募集に關する規則及細則と、學債發行規則とを可決し、昇格に要する資金を寄附金と學債とにより調達することに決定した。右に依り中島學長は自ら昇格部長となり左の課長を委嘱し各々其の機能を發揮せしむることとした。

基金課長 都河龍 庶務課長 田中治六 會計課長 石川義昌



中島學長の發表せる基金募集趣意書は左の如くである。

東洋大學昇格基金募集趣意書

文學博士井上圓了先生は、護國愛理の精神に基き、東西の文化を融合して新日本文化を建設せむと企て、明治二十年哲學館を創立し、續て著書に講演に、これが爲にその一生を捧げられたり。先生の大學科設立趣旨の詩に曰ふ。

日域由來三道分 眞如一貫是斯文 從今富士峰頭月 昭破泰西洋上雲 と。是れ實に本學設立の大精神なり。

哲學館は後哲學館大學となり、更に東洋大學と改稱せしも、四十年來創立の精神を以て一貫し、校運益々隆盛を加へ、在學者毎年數千を算へ、已に本邦唯一の東洋學研究所として、又最も權威ある私學として、宗教に教育に倫理に、哲學に言論に、文章に將た社會事業に幾多の人材を養成して、國家に貢獻し、社會に寄與したる業績の顯著なるものあり。畏くも明治大正の御代を通じて御下賜金の恩命を蒙ること前後二回に及べるもの、蓋し所以なくんばあらざるなり。

今や之を外にしては、歐洲大戰後の變革ありて、思想界の紛淆倍々甚しく、之を内にしては、大震災の創夷尙未だ癒えず、加ふるに最近財界の混亂を以てし、社會の動搖、人心の不安、殆ど底止する所を知らず。此時に當り、本學が其の傳統的精神に基きて、東西の思想を統一し、新日本文化の光輝を發揚するは、洵に本學のみに考へられたる、重要且つ特殊なる使命にあらずとせむや。

本學は此の使命を果さむがため茲に規模を擴大し、學制を改新して、大學令に據る大學と爲さむと欲し、纏に着手したる昇格事業を續きて、更に計畫を新にし、陣容を整へ、以て多年の宿望を貫徹せむことを期す。

冀くば同志の諸賢、本學の如き異彩ある教育機關の擴張發展が、國家の爲社會の爲、一日も忽にすべきにあらざるを知り、奮てこの計畫を援助し、この募金に加盟あらむことを。蓋しこれ實に、本學の幸のみにあらざればなり。敢て大方の諸賢に懇ふ。

昭和二年四月

東洋大學長 中島徳藏

昇格部寄附金募集規則は次の如くである。

東洋大學昇格寄附金募集規則

第一條 現東洋大學ヲ大學令ニ依ル東洋大學トナス目的ヲ以テ東洋大學財團ニ於テ本規則ニ依リ寄附金ヲ募集ス

第二條 本規則ニ據リ募集スベキ金額ハ金六拾萬圓也トシ本學關係者ハ勿論廣ク江湖ノ同情ニ俟ツモノトス

第三條 昇格基金寄附拂込ノ方法ハ一時拂、月賦拂、年賦拂ノ三種トシ、月賦拂及ビ年賦拂ノ拂込期間ハ申込ノ時ヨリ十ヶ年以内トス

第四條 寄附金ノ申込ヲ受ケタル時ハ學長タル理事ニ於テ受諾ノ意思表示ヲナシ、寄附者ノ芳名及ビ其金額ハ本大學ノ記録ニ存シ永久ニ之ヲ記念ス

第五條 寄附金ハ特別會計トシ東洋大學昇格部會計課長ニ於テ之ヲ保管シ別ニ定ムル施行細則ニ依リ之ヲ經理ス

第六條 寄附金募集ノ成績及ビ其ノ決算ハ少クトモ年二回以上之ヲ報告ス

東洋大學昇格寄附金募集規則細則

第一章 委員

第一條 本則第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ委員ヲ置ク

- 一、基金課長 一名
- 二、專任委員 若干名
- 三、實行委員 若干名
- 四、學生實行委員 若干名
- 五、地方實行委員 若干名
- 六、會計係 一名
- 七、書記 若干名

第二條 一、基金課長ハ本大學昇格委員會ノ決議ニ依リ之ヲ推薦ス 二、專任委員ハ昇格部委員全員並ニ校友教授ノ有志ニ委嘱ス

- 三、實行委員ハ教授及ビ校友會評議員全員之ニ當ル
- 四、學生實行委員ハ學友會ヨリ適當ノ員數ヲ選出ス
- 五、地方實行委員ハ昇格委員會ノ決議ヲ經テ昇格部長ヨリ之ヲ委嘱ス
- 六、會計係ハ昇格部基金課長及會計課長ノ推薦ニヨリ昇格部長之ヲ任命ス
- 七、書記ハ昇格部長ヨリ之ヲ委嘱ス



- 第三條 基金課長ハ寄附金募集ニ關スル一切ノ事務ヲ總裁ス
- 第四條 專任委員ハ寄附金募集ニ關スル事務ヲ分掌ス
- 第五條 實行委員ハ寄附ノ勸誘其他募集事務ニ從事ス
- 第六條 昇格寄附金募集事務所ハ東洋大學内ニ置ク

### 第二章 募集事務

- 第七條 昇格寄附金ハ別ニ定ムル申込書ニ依リ申込ヲ受クルモノトス
- 第八條 申込ヲ受ケタルトキハ昇格寄附金彙帳ニ登載シ直ニ昇格基金課長及ヒ東洋大學長ノ名ヲ以テ謝狀ヲ呈スルモノトス
- 第九條 現金ヲ受領シタルトキハ直ニ受領書ヲ送附スルモノトス
- 第十條 本則第六條ニ基ク報告ハ觀想ニ登載シ又ハ便宜ノ方法ニ依ル
- 第十一條 各地方ニ於ケル募集ニ關シテハ本部ヨリ出張スルコトアルヘシ

### 第三章 寄附金ノ保管

- 第十二條 昇格寄附金ハ學長タル理事ノ名ヲ以テ所定銀行ニ預入スルモノトス
- 第十三條 寄附金募集ニ要スル費用ハ昇格部發行細則ニ依リ之ヲ支出スルモノニシテ其限度ハ受入金高ノ二割ヲ越ユルコトヲ得ス
- 第十五條 寄附金ノ處分ハ必要ニ應ジ昇格委員會ノ決議ヲ經タル上維持委員會ノ承認ヲ要ス
- 第十六條 本特別會計ノ會計年度ハ寄附行爲ノ會計年度ニ準ス

### 附 則

- 第十七條 細則ニ依ル委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ第一章第二條ノ選出方法ニ依リ之ヲ補任スルモノトス
- 第十八條 本則及細則ハ昭和二年四月一日ヨリ施行ス

(學債募集規則其他略)

斯くして着々實行に入りし所、既に昇格は必然の歸結なりとして先づ本學教授は之に賛し、教授會に於て年額壹萬圓を五ヶ年に亙り寄附すべく決議し、學生亦學生大會を開催し、一人年額十六圓五拾錢宛五ヶ年間ノ寄附を可決し、校友に於ては校友會に委員會を設け、全國校友に積極的に呼掛くる等、機運は益々良好に進展した。依つて本學に於ては教授田中治六氏をして文部省と具體的交渉を爲さしめ、浩漭なる書類の完成を急ぐと共に、一方直接昇格に要する資金の調達に意を注ぎ、理事石川義昌氏主として之に當り各方面と苦心折衝の結果、校友都河龍氏、日華生命保險會社等の援助を得て資金四十貳萬圓也を調達した。茲に於て申請書類を作成し正規の申請を爲すに至つたのである。

### 大學令に依る大學の認可と開設

大學令第八條に依る大學設立認可申請の爲め昭和三年一月二十日提出せる書類は次の如くである。但し書類は浩漭なるを以て左に其の要約を示す。

- 一、學則制定認可申請書(大學令に依る學則の申請にして現行の學則である) 二、學級編成豫定表(學部及大學豫科の組數人員等の昭和三年度から昭和六年度の完成期までの豫定表) 三、敷地及建物圖面。四、教室圖面。
- 五、大學設立後の教室配當圖對照表(昭和三年度設立認可として昭和六年度の學部完成迄の教室配置) 六、校舎内譯表(學部豫科專門部及研究室の配置表) 七、大學部經費收支豫算(昭和三年度より昭和六年度の學部完成迄の毎年度の收支豫算、此外臨時費收支豫算及積立金、供託金、圖書購入費、校舎、圖書館、講堂建築費を



含む) 八、大學設立後の現専門學校の處置及存続期間。九、圖書館備付書籍種類部數及冊數。一〇、和昭二年度及過去三年度の豫算決算表。一一、専門部經費收支豫算。一二、本學の沿革(出身者總數、出身者活動の方面) 一三、財産目錄。一四、寄附金調査一覽表。一五、有價證券及現金預り證寫。一六、校舍圖書館及講堂新設豫定。一七、學部教員專任及兼任の割合認可申請。一八、大學部豫科教員專任及兼任割合認可申請。一九、大學豫科第二學年編入認可願。二〇、基本金分割供託願。二一、寄附行爲改正認可申請書。二二、學長事務取扱認可申請書。

以上の書類は教授田中治六氏の擔任として氏はよくこれが作製申請に努力された。

右申請の結果昭和三年三月三十日付を以て左記認可書が到達した。

東專二四號

昭和三年一月二十日申請東洋大學財團東洋大學ヲ大學令ニ依リ設立スルノ件認可ス

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野 鍊 太郎

東專二四號

昭和三年一月二十日申請東洋大學基本財産供託金左記之通分割スルノ件認可ス

昭和三年三月三十日

文部大臣 水野 鍊 太郎

記

初 年 度 (昭和三年度)

初 年 度 (昭和三年度)

貳拾五萬圓

第二年度 (昭和四年度) 九萬圓  
 第三年度 (昭和五年度) 八萬圓  
 第四年度 (昭和六年度) 八萬圓

計 五拾萬圓

次いで翌四月二日官報第三百七十六號に文部省告示として東洋大學設立認可の告示があつた。全文左の如し。

文部省告示第二百三十四號

大學令ニ依リ左記ノ大學ヲ設立スルノ件認可セリ

昭和三年四月二日

文部大臣 水野 鍊 太郎

名稱 東洋大學

位置 東京市小石川區原町

設立者 東洋大學財團

開設期 大學豫科 昭和三年四月

學 部 昭和四年四月

之に依り本學は昭和三年四月より大學豫科を開設し、大正十五年四月設けたる大學部印度哲學倫理學科の附屬豫科生徒を大學豫科二年に編入せしめた。次いで明年度より開設すべき學部の講座編成を爲し、昭和四年四月學部は閉講された。即ち大學令に依る大學として學部は文學部となし、哲學科、佛教學科、國文學科、支那哲學支那文學科の四科を設置、其の下に大學豫科(二年制)を設けたのである。而して之と同時に舊來の大學部は専門部大學部と改稱、専門部



と共に専門學校令に依る専門學校たらしめた。又東洋大學財團寄附行爲の改正をなし、學長事務取扱を中島徳藏氏に任じ、諸般の整備着々成り、茲に本學は新しき組織と機能との下に其の使命の遂行に邁進する事となつたのである。

### 圖書館の建築

本學圖書館は昭和三年七月十四日開催維持員會に於て豫算九萬五千貳拾圓を以て設立決議を爲し、請負總額九萬四千三百八拾貳圓にて錢高組に工事を委託した。而して昭和三年八月五日起工、昭和四年六月竣工した。構造は鐵筋コンクリート造三階建て建坪百拾貳坪五合、延坪三百七拾九坪壹合である。一階は事務所、二階は教授控室、學長室、圖書館事務室並に應接室。三階閱覽室、外に書庫(三階)は百二十七坪五合、十萬の圖書を收容し得る設備あり、書架は最新式にして鋼鐵製のものを用ひた。現在一階は學生控所及食堂、二階は學部各科研究室に充用し、三階は圖書館事務室及閱覽室を設けてある。本圖書館は本學講堂と相對し白山臺上に威容を誇つてゐる。

### 研究員の設置

本學に於ては本學出身者の特殊科目研究を奨勵し之を補助する爲め、昭和五年三月左の如き東洋大學研究員規程を制定した。

東洋大學研究員規程 (昭和五年三月三十一日制定)

第一條 本學ニ研究員ヲ置ク研究員ハ其專攻科ヲ研究スルモノトス

第二條 研究員ハ左ノ三種トス

一、内地研究員 二、東洋研究員 三、歐米研究員

第三條 前條ノ研究員ニハ一ヶ年以上三ヶ年ヲ限リトシ左ノ手當ヲ支給ス但旅費ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ據リ之ヲ支給ス

本學ノ都合ニ依リ手當年額ノ半額ヲ支給スルコトアルベシ

一、手當年額六百圓以下

内地研究員

二、手當年額一千二百圓以下

東洋研究員

三、手當年額四千圓以下

歐米研究員

第四條 研究員ハ本學部及專門部ノ各科主任又ハ本學財團東洋大學側維持員會ノ推薦セル本學出身候補者ニ就キ評議員會ノ銓衡ヲ經テ學長之ヲ決定ス

第五條 研究員タルノ許可ヲ得タル者ハ直チニ所定ノ誓約書ヲ差出スベシ但誓約書ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム誓約書ニハ左ノ各號ヲ

含ム

一、研究所員ハ少クトモ毎年二回其研究ニ關スル報告書ヲ本學ニ提出スルコト

二、研究員ハ研究修了後ハ其就職ニ付本學ノ指圖ニ從フ事

三、研究員ハ所期ノ方針ヲ變更シ又ハ不都合ノ行爲ヲナスベカラザル事

四、其他本學ノ豫メ特ニ要求シタル事

第六條 研究員ニシテ其誓約ニ違反シタルトキハ本學ハ其給費ヲ取消シ且既ニ支給シタル手當金全額ヲ即時償還セシム

右研究員規程の制定せらるゝや其の第一回歐米研究員として校友教授飯田堯一氏が推薦され昭和六年四月歐米に於



る倫理學研究を目的とし一年間の豫定を以て派遣された。飯田研究員は獨逸ケーニスベルグ市に於てカントの倫理學研究に従事し、次いで南獨フライブルグ市に於てフツサル氏の指導を受け、又同地大學にてハイデッガー氏の講義を聴講し、ハイデルベルグ市に於てリツケルト氏の教導を受け同市大學の講義を聴講、其後巴里、倫敦に滞在同市大學の文化施設を視察、又米國各市の諸大學を視察して昭和七年七月其の目的を果し歸朝した。

### 講堂の建築

本學講堂は明治三十三年之を建築したが、既に星霜三十五年を経過し殆んど腐朽の状態に至つたので、昭和七年新に建築の議が起つた。加之講堂の建設は本學昇格の一條件でもあつたので、昇格と同時に建築に着手すべき所、第一期工事たる學部用校舍建築に約九萬圓、第二期工事として圖書館の建築に約九萬餘圓を要したので速急に之が實現を見るに至らなかつた。然るに昭和七年本學學生は之が建築を熱望し、學生大會に於て一名年額拾壹圓五ヶ年繼續の寄附を決定、建築の促進を冀つて來た。又校友に於ても之を希望する所より本學に於ては財團維持員會を召集、東洋大學講堂建築特別計豫算案を附議し、全會一致金參拾參萬餘圓を以て建築を可決した。而して後貳拾萬餘圓に變更し、前理事石川義昌氏はこの資金の調達に努力し、日華生命保險會社の援助を得て調達に成功し、茲に多年の懸案たる講堂建築に着手したのである。之と同時に高楠學長は各方面の援助を乞ふべく左の聲明書を發した。

#### 講堂建築に就て各位に謹告

東洋大學講堂建築は二十餘年來の計畫で、昭和二年三月本學が大學令に依る大學に昇格した際も文部省に於て講堂建築を昇格の一條件とせられたので、昭和六年に起工の豫定でありましたが、校舍及圖書館の建築竣成の頃から漸次に經濟界は大不況に陥り、豫定の計畫を遂行すること能はず今日まで延期のやむなき状態に立至りました。

然るに爾後寄附金も多少集り、財界も稍々緩和の微相が見え、或は之がため建築材料の相場も騰貴致しましたが、寧ろ此際多年の計畫を執行する方がよからうと考へ財團維持員會にも相語り愈々工事に着手することになりました。

各位には既に本學の爲めに多大の御後援を賜り感佩措く能はざる次第で重々御迷惑の儀と存しますが、講堂建築は本學に於て必須の事業であり、學生一同も自發的に金五萬圓也を五ヶ年間に寄附致すことになつたので、各位に於かれても如上の情狀御酌量の上、此際特に御奮發御寄附被成下やう願ひます。

尙本大學關係の向へも同様寄附御勸誘方一層御盡力の程願ひます。

又校友會に於ては同時に左記寄附金勸誘狀を全國校友に發送した。

拜啓愈々御清祥奉賀上候

陳者母校は目下大講堂建築に付當局及學生共一意目的の達成に努力致居候付ては校友諸氏に於ても母校前途の爲此際母校關係の方面に對し寄附勸誘方一層の御盡力願ひ度候尙御寄附等は混雜を避くる爲め御申込支拂共東洋大學長高楠順次郎宛願上候 敬具

東洋大學校友會委員長 安藤正純  
同 副委員長 高島米峰

校友各位

更に本學教授校友の間に講堂建設後援會が組織せられ、左の如き依頼狀を發した。

拜啓貴益々御清祥奉賀上候



陳者東洋大學講堂建設は多年の懸案にして我々の久しく待望せる所に有之候然るに今回全學生の熱望と學校當局の努力とに依り今や之が實現を見んとするに至り候に付ては我々は其の主旨を發し滿腔の熱意を以て之が達成を期し茲に東洋大學講堂建設後援會を組織致し候間御賛成を賜り度候尤も本會は種々の事業を以て講堂建設の後援に努力するものに有之候へば御寄附金の申込及び拂込は東洋大學にあて直接に願上候 敬具

東洋大學講堂建設後援會々長 井上哲次郎  
副會長 田中治六

各 位

斯様にして寄附金も漸次集りつゝあるので建築を大倉土木株式會社に委託し昭和七年二月起工した。建築地は石階上左側小山を切崩せる場所所以東、構造は鐵骨鐵筋コンクリート造三階建、建坪二百三十三坪餘、延坪九百坪。地階は電機室、暖房室、淨化槽タンク等あり、一階は教室控室に充當し得る室二及學長室其他あり、二階三階は講堂で此坪數四百十六坪餘、滿員の際は二千四五百人を收容し得る宏大なるものである。斯くて昭和八年十二月竣工せるを以て昭和九年一月二十七日落成式並祝賀會を開催した。當日午前十時開場、本學神道部學生に依る式典執行後高楠學長の式辭あり、理事石川義昌氏講堂建築工事經過報告、記念品贈呈の後、顧問代表井上哲次郎、維持員代表田中治六、教授代表高島平三郎、來賓代表都河龍、校友代表安藤正純、學生代表成石義之等各氏の祝辭あり盛大裡に式を閉じた。尙別室に於て教授、校友、關係者合同の祝賀會を催し、又各種展覽會餘興等あり充分の歡を盡した。爾來本講堂は各種式典催物等に使用し學園の最も大いなる存在として白山臺上に巍然として聳え立つてゐる。

### 第三章 組織

#### 第一節 個人經營時代

東洋大學の前身哲學館は井上圓了先生の創立にかゝり、井上先生の個人に依り經營されたるものである。その創立に當り、創立費其他はすべて各方面有志の寄附に依つたものと認められる。明治二十年十月五日發行哲學會雜誌第九號附録に掲載せる廣告並に哲學館創立寄附金人名及計算書を一讀すれば其邊の消息を理解し得る。

##### 哲學館築造ニ付有志金募集廣告

本館ハ幸ニ有志諸君ノ助成ヲ得テ寄附金モ七百八十餘圓ノ多キニ達シ創立開館モ目出度相納、其後生徒ノ入學モ日々ニ相加ハリ第一教場ハ開館前菜ニ已ニ滿員ニ及ビ第二教場モ當月ヨリ始業致ス様ニ相成候 是レ一ハ哲學振興ノ隆運ニ際會スルト云フモ、亦有志諸君ノ御厚意ニヨラザルハナキ事ニテ、實ニ斯學ニ従事スル者ニツイテハ此上モナキ仕合ノ事ニ候 然ルニ今日ニ相成候テハ教場モ假教場ノ事故自然手狭ニモ有之種々教授上ニ不便ヲ來シ候ヘバ、愈新館造築ノ必要ヲ感ジ候 且ツ本館ハ專門學ヲ研習スル處ナレバ、過分ノ參考書ヲ要スル次第ナレドモ在學生中ニハ貧困ノ者其多ニオリ一々購讀スルコト能ハザルハ必然ノコトニ候 就テハ教場新築費及閱覽室設置、參考書購求費大凡二千圓ト相定其内五百圓ハ是迄申込ノ寄附金中ヨリ支辨シ、尙ホ千五百圓不足ノ分



ハ今度更ニ有志ノ寄附ヲ仰グヨリ外ニ支出法無之候 就テハ何卒朝野ノ有志中本館設立ノ旨趣ヲ御賛成ノ諸君ハ、多少御寄附相願度且ツ廣ク他ノ有志ノ御方ニ右寄附ノ旨趣御勸導被成下度偏ニ奉懇願候 愈本館新築ノ上ハ其寄附金ノ多少ニ應ジテ生徒ノ東脩月謝モ次第ニ減額シ、或ハ優等生ニシテ貧困ナルモノニハ學費貸與ノ方法相設度且ツ御寄附被成下候御方ニハ相應ノ義務相盡シ度存念ニ候 前陳ノ次第何分ニモ御推察ノ上速ニ御賛助被成下度廣ク四方ノ有志諸君ニ對シテ懇願此事ニ候 寄附金ノ旨趣及送金手續ハ左記ノ通り豫テ新聞紙上ニモ廣告致候ヘバ念ノ爲メ御一覽ニ入レ候

本館儀ハ全ク有志ノ寄附ニヨリテ創立シタルモノニシテ、開館以來今日迄申込ノ寄附金ハ總計七百八拾餘圓ニモ相成、創立及開館諸費ヲ除キテ尙ホ五百圓程餘金有之候 然ルニ其後入學生非常ニ増加シ從來ノ假教場ニテハ手狭ニテ、不便ニ不勘候ヘバ今般愈本館新築及門覽室設置ニ取カカリ候 就テハ費用大凡二千圓ヲ要スル次第ニ候ヘバ更ニ千五百圓有志ノ寄附ヲ仰度候間兼ネテ本館設立ノ旨趣御賛成ノ諸君ハ何卒多少御寄附被成下度尤モ送金ノ儀ハ東京南茅場町十二番地第十三國立銀行支店ヘ向爲換又ハ御持參相成度此段廣ク朝野ノ有志諸君ニ奉懇願候也。

右ノ通りニ候間送金ハ銀行宛ニテ相願候 以上

明治二十年十月一日

哲學館主 井上 四 了 敬白

哲學館創立寄附金人名及計算

金拾圓加藤弘之 金拾圓渥美契縁 金五圓大道長安 金拾圓佐々木東洋 金壹圓高橋順庵 金壹圓伊藤榮次郎 金五圓高志大了  
 金五圓利井明朗 金五圓島地默雷 金拾圓淺野慧深 金貳拾五圓佐久間貞一 金五圓西村茂樹 金百圓高橋九郎 金五拾圓井上貞兼  
 金壹圓太田元遷 金壹圓中野德三郎 金壹圓日下部徳兵衛 金貳拾五圓大谷光尊 金五圓小田佛乘 金五圓雲英是耀 金百圓  
 哲學書院 金五圓岡村増太郎 金拾圓關矢橋太郎 金貳圓川上平四郎 金三圓清澤殿俊 金三圓西周 金七圓太田祐慶 金五圓佐々木壽孝 金八圓佐々木祐寛 金五圓朝倉證道 金五圓外山正一 金貳圓松本順乘 金拾五圓高島嘉石衛門 金五圓淺野長因

金七圓五拾錢瀧谷琢宗 金五圓村上專精 金壹圓前田學 金壹圓山田芳景 金半圓華園敷江 金半圓瀨尾音次郎、山田治兵衛 金七圓小林什尊 金六圓經塚壽慶 金五圓小谷政一 金五圓金松空賢 金五圓坂本唱覺 金五圓三那三能宜 金三圓奥村圓心 金五拾錢玄巢慶祥 金五圓天澤文雅 金壹圓竹川辨中 金貳圓石上北天 金壹圓佐治實然 金五圓平松理英 金五拾錢進藤端堂 金壹圓西條公道 金五拾錢山田良海 金壹圓本田敬存 金三圓仁科衛 金五圓荒浪平治郎 金參圓得能文 金壹圓鑄水僧賢 金壹圓清瀨眞禪 金拾圓岡村佐忠太 金拾圓寺田福壽 金五圓村田寂順 金三圓鷹桐了慶 金五圓朝日瑋宏 金貳圓五拾錢小栗栖蓮船 金拾五圓渡邊國武 金五圓近藤勇健 金五圓大内青巒 金五圓大谷勝道 金五圓小林康任 金壹圓千葉智養 金壹圓鷺齋 金半圓山田俊榮 金拾圓阿部慧行 金六圓小早川鐵俤 金七圓菊地秀言 金五圓白尾義夫 金五圓平野龍音 金五圓高木契則 金三圓澤實温 金壹圓手塚大制 金百圓無名氏 金五圓中村正直 金貳圓五拾錢近藤秀琳 金貳圓水溪智應 金貳圓五拾錢吉岡大慶 金壹圓齋藤運三 金壹圓藤原勝善 金壹圓奈良良坂源一郎 金五拾錢羽塚慈音 金壹圓本莊了寛 金拾五圓筆地活版所  
 合計金七百八拾參圓五拾錢

内 既納金參百九拾圓五錢  
 未納金參百九拾參圓

費用計算概表 (創立及開館式諸費)

一金八拾壹圓四拾五錢五厘 新聞廣告料印刷郵便諸費  
 一金七拾圓貳拾八錢六厘 器械諸具雜品新調料  
 一金五拾七圓八拾錢壹厘 饗應飲食奔走諸費  
 一金六拾圓參拾壹錢二厘 謝禮報給手數諸費  
 合計金貳百六拾九圓八拾五錢四厘



差引現在餘金百貳拾圓六拾四錢六厘也（此金第十三國立銀行ニ預置）之レニ未納金三百九拾圓ヲ合スレバ五百拾參圓六拾四錢六厘トナル

右に依り明なる如く、哲學館創立は各方面有志の寄附金を以て創立諸費に當てて成れるものであつて、井上先生はこれら哲學館寄附金は全然私財と別個のものとして爲し、年々の收支決算は之を哲學會雜誌附録又は雜誌『天則』號外等に公表して大方寄附者に明示し誤解なきを期した。

今先生の多難なりし個人經營時代の一端を記すれば次の如くである。

明治二十年十月一日現在に於ては前記の如く創立費を差引未納と共に五百餘圓の寄附金あり、其後麟祥院假校舎の狹隘を告げたるを以て右の剩餘金を加へ新館建築及充實費として金二千圓の寄附募集を志し、明治二十二年には豫期以上の額に達した。因つて同年八月約二千圓の豫算を以て本郷區駒込蓬萊町二十八番地に新校舎を起工、十月末落成を見た。同年十二月決算書（哲學館用決算簿一井上控）に依れば、同年の收入金四千五百八十七圓三十錢、支出三千九百四十圓六錢八厘、此内校舎建築費及諸經費を差引金六百四十七圓十三錢二厘の剩餘金が示されてゐる。次いで明治二十三年十二月決算書には金二千二百九十圓〇五十四錢七厘の剩餘金あり、逐年増加の傾向あるは明治二十二年専門科開設の主旨を發表し、廣く全國に寄附募集を爲したるためである。續いて明治二十四年度専門科設置基金募集報告書によれば、

收入之部

- 一金八百八拾五圓九拾錢 前半期豫約合計
- 一金千九圓貳拾四錢壹厘 後半期豫約合計
- 計金千八百九拾五圓四拾四錢壹厘 一年間豫約合計
- 其内既納ノ内
  - 一金貳百四拾參圓九拾五錢 前半期既納合計
  - 一金四百參拾貳圓四拾五錢壹厘 後半期既納合計
  - 計金六百七拾六圓四拾錢壹厘 一年間既納合計
- 内譯
  - 金六百五圓拾錢 公債證書額面六百圓
  - 右十二月十二日購入、大藏省保管
  - 金七拾壹圓參拾錢壹厘 大藏省預金局預入
  - 右大藏省預金通帳記入
  - (未納金千貳百拾八圓七拾四錢也)
- 支出之部
  - 一金參百五拾五圓參拾貳錢六厘 前半期負債
  - 一金百九拾圓參拾貳錢參厘 後半期負債
  - 合計金五百四拾五圓六拾四錢九厘

此外月謝積立金として毎月約五十圓程度の金額を大藏省預金局へ預入れ、同年十二月迄の合計金四百八十一圓三十



九錢二厘となり、漸次哲學館擴張並充實の基本金として積立てられて行つたのである。

越えて明治二十六年には専門科寄附金のみにて大藏省預金總額金三千八百九十四圓十四錢六厘を算するに至つた。其内譯次の如し。

- 一金六百五圓拾錢 整理公債額面六百圓（明治二十四年十二月十二日購入大藏省保管）
- 一金千貳百拾圓八拾錢 同上額面貳百圓（同明治二十五年九月七日購入大藏省保管）
- 一金千七拾參圓五拾錢 同上額面千圓（同明治二十六年十二月十八日購入中央金庫保管）
- 一金九百貳拾九圓七拾四錢六厘（中央金庫預金通帳記入）

これらは井上先生が勅語の聖旨普及の目的と兼ねて全国各地の有志寄附勧誘の途に上りたる所産であつて、明治二十三年より二十八年に至る滿五ヶ年間に寄附總額八千二百五十餘圓（既納總計五千二百六十三圓六十二錢九厘）を得た。この成績により小石川區原町に哲學館専門科敷地として約三千八百坪を一萬六百十四圓五十四錢九厘にて購入、三十一年には本郷區駒込富士前町五十三番地に畑地二反一畝五歩を一十二百七十圓にて寄宿舍建築敷地用として購入した。前者は現在原町校舎敷地であり後者の一部は京北幼稚園の敷地となつてゐる。

明治三十年建築せる原町新校舎も、大體有志の義金を基礎としたのは勿論であるが、他に講義録の純益金が相當の助力を爲してゐるのは事實である。井上先生の哲學館經營法は、右の如く各地を講演して有志の義金を募集し、一方に各種の講義録を發行してこの利益の一部を基本金へ繰入れ又公債を購入して確實なる利殖の道を構じ、年々零碎な

る積立金を爲して基礎の確實性を増すといふ遣り方であつて、其處には何等の危な氣もなければ不合理性もない。従つて明治三十八年先生退隱直前の財産目録には基本財産として土地三千九百十三坪四合九勺、此時價金六萬八千四百八十六圓七錢五厘、有價證券額面價格四千一百圓、基本財産以外の財産、家屋十八棟、此時價一萬七千八百三十六圓二十錢、動産金七千一百五十五圓五十八錢、圖書什器類八千一百點の時價金七千七百二十八圓一錢、資産總額十萬五千六十圓八十七錢五厘あり、これが井上先生が哲學館創立以來哲學館並に哲學館大學經營に携はれる二十年間の辛苦の結晶である。明治三十九年一月先生退隱と共に右財産目録の大部分を寄附し、之を基本財産として財團法人を組織し、個人經營から離れられたのである。

以上は井上先生個人經營時代の概略である。

## 第二節 財團法人組織

明治三十九年一月井上先生は私立哲學館大學の經營を辭するに當り、先づ後繼者を定め、又私立哲學館大學を私立東洋大學と改稱し、之に屬する財産を寄附し、寄附行爲に依る財團法人組織たらしむることを條件の一とされた。（創立者井上圓了先生の退隱の項參照）

即ち學長の後任は前田慧雲氏となし、理事安藤弘、監事湯本武比古の二氏を定め（京北側略）商議員十七名は、石



川照勤、伊藤長次郎、瀧川浩、田中治六、武信之、中島徳藏、村上專精、内田周平、山脇貞夫、八木光貫、松本文三郎、齋藤唯信、境野哲、櫻井義肇、森田徳太郎の各氏及前記理事二名である。右に關し先生は後任學長前田慧雲氏との間に左の如き規約を取交された。

規 約

學長交代ニ付學校管理上左ノ條項ヲ規約ス

- 一本學ハ學長之ヲ總裁ス
- 一本學ニ關係アル名望家ヲ推シテ顧問トシ重大ノ事件起リタル場合ニハ臨時學長ヨリ諮問スルコトアルベシ、其人員ハ三名乃至五名ヲ限リトス
- 一本學ニ關スル重要ノ事件ハ十名ノ評議員ヲ置キテ之ニ協議スルコトトス、其任期ハ一ケ年トス
- 一評議員中五名ハ本學出身者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一顧問ノ推薦及評議員ノ任命ハ學長ノ見込ニヨルモノトス
- 一教務ニ關スル件ハ評議員中教授ヲ兼ヌル者ニ限り協議スル事
- 一稱號授與ノ件ハ評議員中本學出身者ノ協賛ヲ經ルコト
- 一評議員ノ總會ハ一學年二回トス但シ重要ノ事件起リタル場合ニハ臨時開會スルコトヲ得
- 一評議員ノ指名ハ毎年一月始トス
- 一學長ノ見込ニヨリ前評議員ヲ再ビ指名スルモ妨ゲナシ
- 一前學長ハ名譽學長トナリ學長ノ顧問ニ應ズルコト

- 一財團法人ノ理事ハ凡ソ五名ヲ置キ内二名ハ本學出身者中ノ館賓以上ノ者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一財團法人ノ組織法ニ就キテハ前學長ト新學長トノ協議ニヨリ之ヲ定ム
- 一他日學長ニ於テ此規約ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ評議員ノ協賛ヲ經ルコト 但シ財團ニ關シテハモトヨリ理事ノ決議ヲ要スルコト
- 以上ノ條項ハ學長事務引繼ニ付前學長ト新學長トノ間ニ規定セルモノナリ

明治參拾九年壹月七日

井上岡了<sup>㊟</sup> 前田慧雲<sup>㊟</sup> 八木光貫<sup>㊟</sup> 櫻井義肇<sup>㊟</sup> 安藤弘<sup>㊟</sup>

斯くして内部的基礎の固まると共に井上先生は前田慧雲氏と協議の上『私立東洋大學寄附行爲』を定め、明治三十九年六月六日文部大臣に對し財團法人組織認可申請書を提出した。

私立東洋大學寄附行爲 (明治三十九年七月四日認可)

第壹 目 的

第壹條 本財團法人ハ高等、普通ノ學術技藝ヲ教授シ併セテ之ニ關スル有益ノ圖書講義録及雜誌ヲ發行ス

第貳 名 稱

第貳條 本財團法人ハ私立東洋大學ト稱ス

第參 事 務 所

第參條 本財團法人ノ事務所ハ東京市小石川區原町拾七番地ニ置ク

第四 資 産ニ關スル規定

第三章 組織 第二節 財團法人組織



第四條 文學博士井上圓了ノ所有ニ屬シ從來其設立ニ係ル私立東洋大學ニ充用セル現在ノ動産不動産全部並右井上圓了ガ今回新ニ寄附シタル財産ヲ以テ本財團ノ資産トス

第五條 本財團法人ノ事業年度ハ毎年四月壹日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 本財團法人ノ經費ハ基本財産ヨリ生ズル收入生徒ノ授業料其他臨時ノ雜收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第七條 本財團法人ノ資産ハ主事タル理事之ヲ管理ス但シ經費支辨ノ上現金ニ剩餘アリタルトキハ理事ノ協議ヲ以テ確實ナル有價證券ヲ買入ルルモノトス

本財團法人ニ對シテ贈與ヲ爲サントスルモノアル時ハ理事ニ於テ諾否ヲ決シ若シ之ヲ受クルトキハ基本財産ニ組入ルルモノトス

經費支辨ノ爲メ臨時有價證券(基本財産ニ屬スル分ハ之ヲ除ク)ヲ換價スル必要アルトキハ理事ノ協議ヲ以テ其價格換價方法ヲ定ムルモノトス

第八條 本財團法人ガ解散スルニ至リタルトキハ其解散當時ニ於ケル商議員會ノ決議ヲ以テ財産歸屬權利者ヲ指定ス

第九條 清算人ノ選定ハ前條ニ掲ケタルト同一ノ方法ニ從フモノトス

第五 役員ニ關スル規定

第十條 本財團法人ヲ代表シ其事務ヲ處理セシムル爲メ理事貳名ヲ置ク 但シ理事ノ内壹名ヲ學長ト稱シ他ノ壹名ヲ主事ト稱ス 理事ハ商議員會ノ決議ニ反シテ法人ノ事務ヲ處理スルコトヲ得ズ

理事ハ當然商議員ヲ兼ムルモノトス

第十壹條 本財團法人ニ監事壹名ヲ置キ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査セシメ若シ不正ノ廉アルトキハ之ヲ主務官廳ニ報告セシムルモノトス

第十貳條 理事ハ本法人設立許可ノ時及毎事業年度ノ終ニ於テ財産目錄並出納ニ關スル計算書ヲ作成シ監事ノ承認ヲ經テ商議員會ノ決議ヲ受クベキモノトス

第十參條 理事及監事ノ任期ハ滿五箇年トス 但再任ヲ妨ゲズ

第十四條 理事監事及商議員ノ選任、辭任又ハ免職ハ商議員會ノ決議ヲ經ベキモノトス

學長タル理事ニ缺員ヲ生ジタル場合ニ於テ前任者ノ指名アリタルトキハ商議員會ハ之ニ基キテ議決スルモノトス

第十五條 本財團法人ニハ商議員拾七名ヲ置キ本寄附行爲所定ノ事務及其他重要ナル事項ヲ審議スルモノトス 但シ其任期ハ滿六箇年トシ再任ヲ妨ゲズ

第十六條 商議員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ從來私立東洋大學ニ緣故アルモノ及嘗テ商議員タリシモノノ中ヨリ商議員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ依囑ス

第十七條 商議員會ノ議事ハ其過半數ヲ以テ之ヲ決定ス

第十八條 理事監事及商議員ノ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六 寄附行爲ノ變更

第十九條 本寄附行爲ハ目的ニ關スル規定ヲ除ク外商議員會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ變更スルコトヲ得

附 則

第二十條 本法人設立許可ノ際ハ前田惠雲安藤弘ノ貳名ヲ理事トシ前田惠雲ヲ私立東洋大學長ニ安藤弘ヲ同大學主事ニ湯本武比古ヲ同大學監事トス

第二十一條 本法人設立許可ノ際ハ前條理事貳名及石川照勳 伊藤長次郎 瀧川浩 田中治六 武信之 中島德藏 村上專精 内田周平 山脇貞夫 八木光貞 松本文三郎 齋藤唯信 境野境 櫻井義肇 森田德太郎ヲ以テ商議員トス 但本寄附



行爲許可ノ日ヨリ滿參箇年ヲ經過シタル後前記商議員(理事タル商議員ヲ除ク)ノ内八名ハ抽籤ニ依リ改選スルモノトス

明治參拾九年六月六日

東京市本郷區駒込曙町參番地 平民

私立東洋大學設立者 井 上 圓 了

私立東洋大學財產目錄

財團法人私立東洋大學ノ資産ヲ組織スル金錢物件次ノ如シ

甲 基本財産ノ部

第壹 土 地

一 參千九百拾參坪四合九勺

此時價金六萬八千四百八拾六圓七錢五厘也

第貳 有價證券

一 額面價額金四千貳百圓也

此時價金參千八百九拾五圓也

乙 基本財産以外ノ財産

第壹 建 物

一 拾八棟 外ニ表門及裏門廊下

此時價金壹萬七千八百參拾六圓貳拾錢也

第貳 動 産

一金七千四百圓五拾貳錢也 現金及預ケ金

一 圖書什器類八千壹百七拾壹點

此時價金七千六百貳拾七圓壹錢也

資産總額金拾萬五千貳百四拾四圓八拾錢五厘也

右ノ通相違無之候也

明治參拾九年六月六日

東京市本郷區駒込曙町參番地 平民

私立東洋大學設立者 井 上 圓 了

是が本學財團最初の定款である。右財團法人組織による認可申請により同年七月四日文部大臣の認可を得た。

文部省 文書課 午東專七九號

私立東洋大學設立者

文學博士 井 上 圓 了

本年六月六日付申請財團法人設立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス

明治三十九年七月四日

文部大臣 牧 野 伸 顯

之を以て爾今東洋大學は財團法人組織としての運用を爲すに至つたのである。



### 第三節 京北財團の合併と財團の推移

東洋大學財團と共に井上先生の設立せる京北財團は逐年好調を續け、其の基礎も愈々鞏固なるものがあつたが、後年東洋大學財團に於ては經營上多少困難を感ずる所あり、特に京北財團は東洋大學財團により土地の借用を爲す等の關係上種々の不便あり、依つて兩財團は元來親子の關係にあるを以て、此際合併經營を爲すが財政の建直しともなり人心の一致をも招來するものなりとの説あり、兩財團の代表者は協議の上京北財團を解散し東洋大學財團に合併することとなつた。而して茲に新に東洋大學財團を組織し大正二年四月其の認可を得た。爾來東洋大學財團は東洋大學、京北中學校、京北實業學校、京北幼稚園を經營することとなつたのである。

右に依り東洋大學財團寄附行爲は次の如く改正され、其の認可を得た。

#### 私立東洋大學寄附行爲 (大正二年四月認可)

##### 第壹目 的

第壹條 本財團法人ハ教育事業ヲ經營ス

##### 第貳名 稱

第貳條 本財團法人ハ私立東洋大學ト稱ス

##### 第參 事務所

第參條 本財團法人ノ事務所ハ東京市小石川區原町十七番地ニ置ク

##### 第四 資 産

第四條 文學博士井上圓了ノ所有ニ屬シ從來其設立ニ係ル私立東洋大學ニ充用セル現在ノ動産及不動産全部並ニ元京北財團ノ所有ニ係ル動産及不動産ノ全部ヲ以テ本財團法人ノ資産トス

第五條 本財團法人ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 本財團法人ノ經費ハ資産ヨリ生ズル收入、生徒ノ入學金、授業料及其他ノ雜收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第七條 本財團法人ノ資産ハ商議員會ノ指定シタル方法ニ依リ理事之ヲ管理ス

第八條 本財團法人ガ解散スルニ至リタル時ハ其解散當時ニ於ケル商議員會ノ決議ヲ以テ財産歸屬權利者ヲ指定ス

第九條 清算人ノ選定ハ前條ニ掲ゲタルト同一ノ方法ニ從フモノトス

##### 第五 役 員

第十條 本財團法人ニハ商議員十四名ヲ置キ本寄附行爲所定ノ事務及其他重要ナル事項ヲ議決シ其任期ヲ滿六ヶ年トス 但シ再任ヲ妨ゲズ

第十一條 商議員ハ本財團法人ニ關係アル者ヨリ商議員會ニ於テ選定ス

第十二條 商議員ハ其任期終了ニ先立チ商議員會ニ於テ次期ノ商議員ヲ選定ス

第十三條 商議員會ハ理事之ヲ召集ス

第十四條 商議員會ノ議事ハ拾名以上ノ同意アルニ非ザレバ決定スルヲ得ズ

第十五條 本財團法人ヲ代表シ其事務ヲ處理セシムル爲メ理事貳名ヲ置キ其任期ヲ滿六ヶ年トス 但シ再任ヲ妨ゲズ

#### 第三章 組織 第三節 京北財團の合併と財團の推移



理事ハ商議員會ニ於テ商議員中ヨリ選定シ之ヲ兼任セシム

理事ハ商議員會ノ決議ニ反シ法人ノ事務ヲ處理スル事ヲ得ズ

第十六條 商議員及理事ノ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六 寄附行爲ノ變更

第十七條 本寄附行爲ハ目的ニ關スル規定ヲ除ク外商議員會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ變更スル事ヲ得

第七 附 則

第十八條 役員ノ任期ハ新タニ大正二年四月一日ヨリ起算ス

右之通變更スルコトヲ決議ス

大正二年六月二十三日

商議員 前田惠雲 中島徳藏 境野境 石川義昌 安藤正純 鼎義曉

右定款により目的の變更、資産の處理方法、役員の職能其他大改革が爲されたが、次いで大正七年境野哲氏學長に就任するに當り更に之が改訂の必要を認めて左の如く改め、大正八年五月二十日認可を得た。

### 東洋大學財團寄附行爲 (大正八年五月二十日認可)

#### 第一章 目的

第一條 財團法人ハ教育事業ヲ經營ス

#### 第二章 名稱

第二條 本財團法人ハ東洋大學財團ト稱ス

#### 第三章 事務所

第三條 本財團法人ノ事務所ハ東京市小石川區原町十七番地ニ置ク

#### 第四章 資産

第四條 文學博士井上圓了ノ所有ニ屬シ從來其設立ニ係ル東洋大學ニ充用セル現在ノ動産及不動産全部竝ニ元京北財團ノ所有ニ係ル動産及不動産ノ全部ヲ以テ本財團法人ノ資産トス

第五條 本財團法人ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 本財團法人ノ經費ハ資産ヨリ生ズル收入學生生徒ノ入學金授業料及其他ノ雜收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第七條 本財團法人ノ資産ノ管理及使用ハ維持員會ノ決議ニ基キ理事之ヲ行フ

#### 第五章 事業

第八條 本財團法人ハ第一條ノ目的ヲ達センガタメ東洋大學京北中學校京北實業學校京北幼稚園等ヲ經營ス

#### 第六章 役員

第九條 本財團法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事二人 維持員二十人

會計監査二人

#### 第一款 理事

第十條 理事ハ本財團法人ヲ代表シ維持員會ノ決議ニ基キ本財團法人ノ一切ノ經營ニ任ズ但シ理事ノ代表權ハ東洋大學側ト京北

中學校京北實業學校京北幼稚園側トヲ互ニ分擔シ代表スルモノトス

第十一條 本財團法人ノ理事中一人ハ東洋大學長一人ハ京北中學校長タルモノトス

第三章 組織 第三節 京北財團の合併と財團の推移



第十二條 理事辭任ノ時ハ各自其後任候補者ヲ推薦シ維持員會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定ム  
但シ事情ニ因リ其後任候補者ヲ推薦スルコト能ハザルトキハ維持員會ニ於テ適當ナル推薦者ヲ選任シテ後任候補者ヲ推薦セシム

第二款 維持員

第十三條 維持員ハ維持員會ニ於テ本財團法人ニ關スル重要ナル事項ヲ審議決定ス  
第十四條 維持員ハ左ノ三種トス

甲種 東洋大學長 一人

京北中學校長 一人

乙種 東洋大學職員中ヨリ選出ノモノ五人

東洋大學出身者中ヨリ選出ノモノ四人

丙種 京北中學校京北實業學校職員中ヨリ選出ノモノ五人

京北中學校京北實業學校卒業者中ヨリ選出ノモノ四人

第十五條 前條乙種維持員及丙種維持員ノ任期ハ滿三年トス

第十六條 維持員ノ選舉ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 維持員會ハ理事之ヲ召集ス

第十八條 維持員會ハ全員ノ三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ

第十九條 維持員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

但シ可否同數ナルトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

第二十條 維持員會ニ關スル細則ハ本會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第三款 會計監査

第二十一條 會計監査ハ本財團法人ノ會計ヲ監査スルモノトス

第二十二條 會計監査ハ維持員會ニ於テ第十四條ノ乙種維持員及丙種維持員ヨリ各一人ヲ選定ス

第二十三條 會計監査ノ任期ハ滿三年トス

第四款 役員通則

第二十四條 本財團法人有期役員ノ後任者ハ補闕ノ場合ヲ除キ各任期滿了前相當ノ期間ニ於テ選出セラルルモノトス

第二十五條 本財團法人有期役員補闕ノ爲メ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 本財團法人ノ有期役員ハ重任スルコトヲ得

第七章 解散及清算

第二十七條 本財團法人ガ解散スルニ至リタル時ハ解散ノ當時ニ於ケル維持員會ノ決議ヲ以テ財産歸屬權利者ヲ指定スルモノトス

第二十八條 清算人ノ選任ハ前條ト同一ノ方法ニ依ルモノトス

第八章 寄附行爲ノ變更

第二十九條 本寄附行爲ハ目的ニ關スル規定ヲ除ク外維持員會ニ於テ全員四分ノ三以上ノ同意ニ因リ主務官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得

第九章 附 則

第三十條 役員ノ任期ハ大正八年七月一日ヨリ之ヲ起算ス

第三十一條 本寄附行爲實施ノ際ニ於ケル理事ハ現東洋大學長及現京北中學校長之ニ當ル

第三章 組織 第三節 京北財團の合併と財團の推移



第三十二條 本寄附行爲實施ニ際シ維持員會ニ屬スル權限ハ現在ノ商議員會之ヲ行フ

大正八年五月二十日

東洋大學財團理事 境 野 哲  
東洋大學財團理事 湯 本 武 比 古

大正八年十月十三日第七章ヲ左ノ如ク變更ス

第七章 解散及清算

第二十七條 本財團法人ガ解散スルニ至リタルトキハ法人ノ財産ハ別ニ定ムル財産目録ニ依リ夫々東洋大學及京北中學校京北實業學校並京北幼稚園ニ區分シ東洋大學側ニ屬スル財産ハ東洋大學ヲ財團法人ト爲シ之ニ歸屬セシメ京北側ニ屬スル分ハ京北中學校京北實業學校並幼稚園ヲ財團法人ト爲シ之ニ歸屬セシムベキモノトス

第二十八條 前條ノ財産目録ハ元京北財團併合當時ノ財産財態ヲ基礎トシ其後ノ増減ヲ記入シテ維持員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ作製スルモノトス

第二十九條 前條ノ財産目録調製後新ニ増減アリタル法人ノ財産ハ維持員會ノ決議ヲ經テ夫々財産目録ニ登載スルモノトス

第三十條 清算人ノ選任ハ解散當時ニ於ケル維持員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

東洋大學財團理事 境 野 哲  
東洋大學財團理事 湯 本 武 比 古

右改正寄附行爲に於て特に注目すべき點は左の如くである。

一、従來は財團經營の主體を商議員とし、商議員は東洋大學側七名京北中學校側（京北實業をも含む以下同じ）七名合計十四名であつたのを、今回より東洋大學側十名、京北側十名、合計二十名となし、其の名稱を維持員と改

めたこと。

一、従來の商議員會は主として直接學校に關係するものによりて組織され、且つ主に出身者を商議員とせしを、今回は直接關係の職員（即ち事務當事者及び教授教員）の全部（即ち出身者以外の教授教員をも平等に含む）及び校外出身者の中より維持員を選擧することとしたこと。

大學長	一人（兼理事）	
中學校長	一人（兼理事）	
教職員	十人	大學側 五人
		京北側 五人
出身者	八人	大學側 四人
		京北側 四人
		合計二十人

此の規定により大學側及び京北側共に一般出身者も學校經營に關係することとなつたので、校友の權利の擴張と同時に其義務責任も亦一層重大を加ふるに至つたのである。

一、東洋大學側と京北側との維持員の數に就いては、大學側に於ては井上先生の意志により京北側より人員を多くすべき必要と理由とあることを主張したが、數回交渉の結果終に同數とすることに決定したのである。



一、維持員選舉の方法は、大學側は校友會總會にて選舉せる評議員會に於て、出身者全員中より四名を選舉すること、職員及び教授（合併して單に職員と呼ぶ）の職員會にて五名を選舉することに改め、又學長は選舉に依らず當然維持員たることとなしたる點。京北側維持員選舉法も之に準ず。

一、理事二名を置き大學側は學長、京北側は中學校長其の任に當り、直接經營の事務に關する責任を負はしめたること。

一、會計上に就いては會計監査を置き、大學側には大學の會計監査あり、京北側も亦同様の役員を置くこととせること、等である。

續いて大正十四年十月中島學長に依り寄附行爲の改訂あり左の如く改められた。

一、理事二名たりしを六名に増加しその分屬を定めたること。二、維持員二十名を二十六名に増加し各校卒業者中より選出すべき員數を一名づゝ増加し、且つ選出者の資格と選出方法を定めたること、三、會計監査を監事と改稱して各校一名とし其の資格權限等を定めたること。其他理事會規則、維持員規則、役員通則等を規定し、三十二條の條文を六十四條と爲したる事等であつて、頗る内容の整備が認められる。

次いで昭和三年東洋大學が大學令に依る大學に昇格認可と共に寄附行爲も改訂し、役員選出及役員たるべき者の範圍を資格により元東洋大學卒業者にまで擴大した。

斯様にして其後寄附行爲には年々多少の改訂を加へられて來たが、現在の東洋大學財團は第四節の如き定款の下に經營を營まれてゐるのである。

尙之に附帶し東洋大學財團の財産狀況に就て大略を左に示す。

東洋大學財團の財産は明治三十九年七月財團法人設立以來漸次増加の一路を辿り、健實なる基礎を固めつゝあるが、その大體を劃期的に記せば次の如くである。

明治三十九年財團設立の際の財産は財團組織認可申請書添付のものと大差はないが、大正二年四月京北財團の併合後次第に増加し大正十年度財産目録は次の如くである。

### 財産目録

#### 甲、基本財産

##### 第一 土地

一、土地 參千六百參坪九合貳勺 此時價金六萬參千六拾八圓六拾錢也

##### 乙、基本財産以外之財産

##### 第一 建物

一、建物四拾壹棟 外ニ表門、裏門、廊下等 此時價金拾壹萬四千六百參圓七拾錢

##### 第二 動産

一、金壹萬參千五百七拾四圓六拾四錢九厘 現金預金等



- 一、圖書器具機械標本類及出版物有高 此時價金貳萬九千七百參圓五拾貳錢也
- 合計 金貳拾貳萬九百五拾圓四拾六錢九厘也

右之通相違無之候也

大正十一年四月三十日

東洋大學財團 理事 境野哲  
同 湯本武比古

次いで昭和三年大學令に依る大學設立の年に於る財産は次の如くである。

財産目録

甲、基本財産

第一土地

一、土地四千九拾八坪參合 此時價金六拾萬九百六拾四圓貳拾錢也

第二 有價證券

一、有價證券 額面金貳拾五萬圓也 此時價金貳拾萬壹千圓也

乙、基本財産以外之財産

第一 建物

一、建物 貳拾六棟外ニ表門裏門及廊下等 此時價金貳拾八萬五千五百九圓參拾五錢也

第二 動産

一、現金及預金等 此金額貳萬參千參百四圓九拾壹錢也

- 一、圖書器具機械標本類及出版物有高 此時價金九萬七千六百五拾圓九拾參錢也
- 合計 金壹百貳拾萬八千四百貳拾九圓參拾九錢也

右之通相違無之候也

昭和四年三月三十一日

代表理事 中島徳藏

昭和七年度に於ては次の如くである。

財産目録

資産之部

甲、基本財産

第一土地

一、土地 四千參百四拾六坪壹合貳勺 此時價金六拾壹萬九千貳百參拾四圓貳拾錢也

第二 有價證券

一、帝國四分利公債額面金貳拾萬圓也 此時價金拾九萬六千圓也

二、佛貨四分利公債額面金拾五萬五千五百法也 此時價金四萬五千八百七拾圓也

乙、基本財産以外之財産

第一 建物

一、建物 貳拾八棟 外表門裏門及廊下等 此時價金五拾四萬七千壹百六圓六拾參錢也

第二 動産

一、現金及預金等 此金額九千九百五拾六圓九錢也



二、圖書器具機械標本類及出版物有高 此時價金拾貳萬四千貳百六拾四圓六錢也  
合計 金壹百五拾四萬貳千四百參拾圓九拾八錢也

負債之部

一金拾參萬參千圓也  
右之通相違無之候也

昭和八年三月三十一日

東洋大學財團代表理事 高橋順次郎

昭和十一年度の財産は次の如くである。

財産目録

甲、基本財産

第一土地

一、學校敷地

(一) 壹町壹反四畝貳拾貳步 八筆 (東京市小石川區原町所在) 此時價金四拾七萬七千參百四拾九圓也  
(二) 壹反五畝九步三合六勺 壹筆 (東京市本郷區曙町所在) 此時價金五萬五千百貳拾參圓貳拾錢也

二、宅地

(一) 四百五拾壹坪八合五勺 四筆 (東京市小石川區原町所在) 此時價金八萬六千五百五拾九圓也

第二 有價證券

一、帝國四分利公債額面拾五萬圓 此時價金拾四萬九千圓也  
二、佛貨四分利公債額面拾五萬五千五百法 此時價金四萬五千八百七拾圓也

第一 建物

一、木造瓦葺 九棟 延坪七百九拾七坪九合六勺 此時價金七千四百九拾圓四拾六錢也  
二、鐵筋コンクリート建 五棟 延坪貳千四百八拾壹坪四合五勺七才 此時價金六拾參萬貳千五百八拾五圓九拾九錢也

第二 動産

一、圖書

和漢書 參萬七百八拾六冊 此時價金五萬四千四百九拾四圓七拾錢也  
洋書 參千八百貳冊 此時價金貳千參百參圓也

二、機械器具類 八千九百參個 此時價八萬八千八百九圓參拾參錢也

三、現金及預金等 此金額四萬八千六百參拾貳圓八拾壹錢也

合計金 壹百七拾四萬七千七百拾七圓四拾九錢也

負債之部

一、借入金貳拾五萬圓也

債權者 日本徵兵保險株式會社 (條件土地及建物擔保利息壹ヶ年八分五厘ノ割合 償還期限 昭和拾年貳月貳拾五日)

合計金 貳拾五萬圓也

右之通相違無之候也

昭和拾貳年壹月貳拾日

東洋大學財團理事 藤村 作

之を要するに大正十年度以降財産の急速に増加せるは校舍、圖書館設立及寄附金の募集等に依るものであつて、本學の基礎は益々鞏固なるを示すに足ると認めらる。又一方本學の經營狀況の一端を見るに、個人經營時代は暫らく措



き、財團組織後の状況を一言すれば、財團經營の主眼は學生々徒の入學金授業料及財團の資産より生ずる収入及其他の収入を以て經費に充つる關係上、先づ各年度に於る學生數に就て之を見るに、大正十年以後に於て次第に其數を増加した。これは科目の新設にもよるが、同時に本學の聲價が一般に急速に認識された結果であらう。即ち當時は中等教員の拂底時代であり、本學の如き教員資格の充實せる學校は他に其の比を見なかつたので、多數の入學者を得たのである。試に卒業生數を年次順に調査すれば、

大正十二年	六一名	同	四年	五二七名
同 十三年	一九三名	同	五年	五四一名
同 十四年	二〇四名	同	六年	六五九名
同 十五年	三五三名	同	七年	五三四名
昭和二年	三四〇名	同	八年	四〇七名
同 三年	三三七名			

といふ數字を見る。即ち本學の最も多く學生數を擁したる時代は、大正年間末より昭和十年頃迄の約十年間であつて、特に昭和五六年頃が最高潮に達し、一時二千餘人の學生生徒あり、昭和六年の如きは六百五十九名の卒業生を出してゐる。従つて此頃が本學財政の最も豊富なる時代であつたと認め得る。爾後所謂財界の不況に因し一般社會の不景氣時代を招來せるため、獨り本學のみならず全國の私學が、齊しく入學生數の減少により困窮時代に際會したので

ある。而して現在本學に於ては四百三十三名の學生生徒あり、經濟的には決して豊ならずと雖も、健實なる經營方針に基き、只管内容の充實を期し將來に備へつゝあれば、再び財政的にも將又聲價の上にも我國私立大學に冠たる時代の來るべきは言を俟たない。左に昭和十一年度本學收支決算書を示す。

收 入	
經常部	金八萬〇貳百九拾壹圓拾六錢
臨時部	金貳萬〇八百拾九圓參拾八錢
合 計	金拾萬壹千百拾圓五拾四錢
支 出	
經常部	金八萬〇貳百九拾壹圓拾六錢
臨時部	金壹萬九千壹百七拾九圓〇八錢
合 計	金九萬九千四百七拾圓貳拾四錢
收入支出差引殘高	金壹千六百四拾圓參拾錢(翌年度繰越)

尙東洋大學財團中京北中學校の昭和十一年度決算は、支出八萬二千〇參拾六圓八拾錢、收入八萬二千〇參拾六圓八拾錢、京北實業學校は支出七萬七千八百四拾參圓七拾錢、收入八萬七千四百〇九圓貳拾壹錢、京北幼稚園は支出壹千八百八拾壹圓拾六錢、收入壹千八百八拾壹圓拾六錢で、いづれも健實なる經濟狀態である。



第四節 東洋大學財團寄附行爲 (昭和十二年六月二日認可)

第一章 名 稱

第一條 本財團法人ハ東洋大學財團ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本財團ハ教育事業ヲ經營ス

第三章 事 務 所

第三條 本財團ノ事務所ハ東京市小石川區原町十七番地ニ之ヲ置ク

第四章 事 業

第四條 本財團ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ東洋大學東洋大學專門部京北中學校京北實業學校及京北幼稚園等ヲ經營ス

第五章 資 産 及 會 計

第五條 故井上圓了ノ所有ニ屬シ其ノ設立ニ係ル元財團法人私立東洋大學ニ屬スル資産ノ全部竝ニ元京北財團ニ屬スル資産ノ全部ヲ以テ本財團ノ資産トス

第六條 本財團ノ經費ハ資産ヨリ生スル收入學生生徒ノ入學金授業料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第七條 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 本財團ノ豫算ハ毎會計年度開始前維持員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後遲滞ナク維持員會ノ承認ヲ經ヘキモノトス

第九條 本財團ノ資産ノ管理及使用ハ維持員會ノ決議ニ基キ理事之ヲ行フ

第六章 役 員

第十條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

理 事 四 名

維 持 員 二十八名

監 事 二 名

第一款 理 事

第十一條 理事ハ東洋大學(東洋大學專門部等ヲ含ム以下同シ)側及京北諸學校(中學校實業學校及幼稚園等ヲ含ム以下同シ)側ニ分屬シ維持員會ノ決議ニ基キテ事業ノ經營ニ任ス

事業ノ執行及財團ノ代表ハ東洋大學側ニ在リテハ學長京北諸學校側ニ在リテハ校長專ラ之ニ當リ其ノ他ノ理事ハ各其ノ所屬ニ從ヒ學長又ハ校長ヲ輔佐ス

第三章 組織 第四節 東洋大學財團寄附行爲



學長又ハ校長ニ闕員又ハ事故アルトキハ他ノ分屬理事之ヲ代理ス

第二項ニ屬セサル事項ニ付テハ左ノ順位ニ依リ理事之ニ當ル

一、東洋大學學長タル理事

二、京北諸學校校長タル理事

三、其ノ他ノ理事

但シ同順位ノ者數人アルトキハ最年長者ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條

東洋大學學長及分屬理事ハ第十四條乃至第十九條ノ規定ニ依リテ銓衡シ維持員會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム  
學長ノ任期ハ滿參年トシ重任スルコトヲ得

京北諸學校校長ハ京北諸學校側ノ選出ニ係ル維持員ノ協議ニ依リテ推薦シ維持員會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

但シ校長ニハ任期ヲ附セス

第十三條

學長又ハ校長ハ理事選任ノ手續ヲ用ヒス第十條ノ定員内ニ於ケル理事タルモノトス  
東洋大學側及京北諸學校側ニ屬スル理事モ數ハ前項ノ理事ヲ合算シテ各二名トス

第十四條

東洋大學學長及東洋大學分屬理事ノ銓衡ハ左記各團體ノ代表者七名ノ銓衡委員ニ於テ規定ノ員數ヲ選出ス  
ルモノトス

但シ其ノ選出方法ハ各團體ニ於テ任意之ヲ定ムルコトヲ得

一、東洋大學側選出維持員代表

三名

二、東洋大學教授會代表

二名

三、東洋大學校友會代表

二名

第十五條

東洋大學學長タル理事ハ維持員會ノ決議ヲ經テ前條各團體ニ銓衡委員ノ選出ヲ委囑スルモノトス

第十六條

前條ノ銓衡委員選出ノ委囑ヲ受ケタル各團體ハ直ニ之ヲ選出シ其ノ氏名ヲ前條ノ理事ニ報告スルコトヲ要ス

前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ理事ハ直ニ銓衡委員會ヲ召集スルコトヲ要ス

第十七條

銓衡委員會ニ於ケル座長ハ維持員代表ノ委員中年長者之ニ當ル

第十八條

銓衡委員會ニ於テ候補者ヲ銓衡シタルトキハ其ノ假承認ヲ得タル上座長ヨリ之ヲ維持員會ニ提出スルモノトス

第十九條

銓衡委員會ニ於テ候補者ヲ選出スルコト能ハサルトキハ維持員會ニ於テ別ニ銓衡委員ヲ設ケ候補者ヲ銓衡セシムルコトヲ得

第二款 維持員

第二十條

維持員ハ理事タル維持員四名ノ外左ノ四種トス

第一種 東洋大學側職員中ヨリ選出ノ者

六名



第二種 哲學館哲學館大學元東洋大學東洋大學

專門部卒業者並ニ同等待遇者中ヨリ選出ノ者 六名

第三種 甲 京北中學校職員中ヨリ選出ノ者 三名

乙 京北實業學校職員中ヨリ選出ノ者 三名

第四種 甲 京北中學校卒業者中ヨリ選出ノ者 三名

乙 京北實業學校卒業者中ヨリ選出ノ者 三名

第二十一條 維持員ノ選舉ヲ爲シ得ルモノハ左ノ四種トス

第一種 東洋大學側學長教授幹事

第二種 東洋大學校友會評議員

第三種 甲 京北中學校長幹事及二年以上引續キ在職ノ教員

乙 京北實業學校長幹事及二年以上引續キ在職ノ教員

第四種 甲 京北中學校鷄聲會評議員

乙 京北實業學校京實會評議員

第二十二條 選舉長ハ前條ノ中第一種及第二種ニ付テハ東洋大學長第三種甲及第四種甲ニ付テハ京北中學校長第三種

乙第四種乙ニ付テハ京北實業學校長之ニ當リ選舉ニ關スル事務ヲ統轄ス

第二十三條 維持員ニ選舉セラレヘキモノハ左ノ四種トス

第一種 東洋大學側教授幹事

第二種 哲學館哲學館大學元東洋大學東洋大學專門部卒業者並ニ同等待遇者

第三種 甲 京北中學校幹事及專任教員

乙 京北實業學校幹事及專任教員

第四種 甲 京北中學校卒業者(推薦卒業者ヲ含マス)

乙 京北實業學校卒業者(推薦卒業者ヲ含マス)

第二十四條 第二十一條第一種ニ屬スルモノノ爲ス選舉ハ第二十三條第一種ニ屬スル者ノ中ヨリ之ヲ爲シ以下之ニ準ス

第二十五條 第二十一條及第二十三條ノ各種ニ該當スル者ハ各其ノ資格ニ應シテ選舉權及被選舉權ヲ有ス

第二十六條 各選舉長ハ其ノ所管ノ選舉團體ニ關スル選舉人名簿ヲ選舉期日二十日前ニ調製スルモノトス

第二十七條 選舉ノ日時ハ選舉ヲ行フ日ヨリ少クトモ十日前ニ選舉長ヨリ各選舉人ニ通知スルモノトス

第二十八條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ無記名トシ連記式ニ依ルモノトス

第二十九條 投票ノ順序ハ第二十一條ニ定ムル種別ノ次第二依ル



第三十條 投票所ハ左記ノ場所ニ之ヲ設ク

第二十一條 第一種及第二種ニ付テハ東洋大學内第三種甲及第四種甲ニ付テハ京北中學校内第三種乙及第四種乙ニ付テハ京北實業學校内

第三十一條 各選舉長ハ第二十一條所定ノ種別ニ於ケル選舉人中ヨリ二名ノ投票立會人ヲ指名スルモノトス

第三十二條 投票用紙ハ選舉ノ當日選舉長ヨリ投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スルモノトス

第三十三條 投票用紙ハ當選者確定ノ上直ニ之ヲ燒棄スルモノトス

第三十四條 投票ノ最多數ヲ得タルモノヲ以テ當選人トス得票同數ノ場合ニハ職員ハ就職順卒業者及同等待遇者ハ其ノ卒業順及同等待遇者タル資格發生順ニ依リテ之ヲ定ム

就職又ハ同等待遇者ハ其ノ卒業順及同等待遇者タル資格發生ノ日時同シキ時ハ年長順ニ依ル

第三十五條 二以上ノ種別ヨリ當選シタル者ハ自己ノ選擇ニ依リ其ノ一ニ就任スルモノトス

第三十六條 維持員ニ闕員ヲ生シタルトキハ第二十一條乃至第三十五條ノ規定ニ依リ三十日以内ニ補闕選舉ヲ行フモノトス

第三款 監事

第三十七條 監事ハ左ノ種別ニ從ヒ維持員會ニ於テ之ヲ選定ス

第一種 東洋大學側職員及哲學館哲學館大學元東洋大學東洋大學專門部卒業者並ニ同等待遇

者中ヨリ

一名

第二種 京北諸學校職員及同卒業者中ヨリ

一名

第三十八條 監事ハ維持員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第三十九條 監事ノ職分左ノ如シ

一、本財團ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト

二、理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト

三、財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ維持員會又ハ主務官廳ニ報告スルコト

四、前號ノ報告ヲ爲スタメ必要アルトキハ維持員會ヲ召集スルコト

第四十條 監事ハ維持員會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得ルモ決議ニ加ハルコトヲ得ス

第四款 役員通則

第四十一條 役員ノ任期ハ各滿參年トス但シ重任スルコトヲ妨ケス

第四十二條 役員ノ任期滿了前理事ハ相當ノ期間ニ於テ後任者ヲ選定スルコトヲ要ス

第四十三條 役員交替ノ場合ハ後任者就任スル迄前任者其ノ職務ヲ行フモノトス

第四十四條 役員タル資格ハ左ノ事由ニ因リ喪失ス



- 一、辭任ヲ申出テ維持員會ノ承認ヲ經タルトキ
- 二、維持員ニシテ維持員被選舉資格ヲ失ヒタルトキ
- 三、一ケ年以上其ノ職務ヲ行フコト能ハサル事情アリテ維持員會ノ決議ヲ經タルトキ
- 四、除名

第四十五條 役員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ維持員會ニ於テ總維持員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

- 一、本財團ニ對シ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ其ノ平和ヲ攪亂スル等ノ行爲アリタルトキ
- 二、體面ヲ汚辱シタル行爲アリタルトキ

#### 第七章 理事會

第四十六條 理事會ハ東洋大學財團ノ理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十七條 理事會ハ必要ニ依リ學長タル理事之ヲ召集シ其ノ座長ハ學長タル理事之ニ當ル

第四十八條 理事會ノ議事ハ多數決トシテ可否同數ナルトキハ抽籤ニ依ルモノトス

第四十九條 理事ハ必要ト認メタルトキハ理事會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

第五十條 監事ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

#### 第八章 維持員會

第五十一條 維持員會ハ本財團ニ關スル重大ナル事項ヲ審議決定ス

第五十二條 維持員會ハ第十一條第四項ニ準シ理事之ヲ召集ス

第五十三條 維持員五名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ明示シテ請求アリタルトキハ理事ハ七日以内ニ臨時維持員會ヲ召集スルコトヲ要ス

第五十四條 維持員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第五十五條 前條ノ定員數ニ充タサル爲同一事項ニ付再回召集ヲナシタルトキハ出席員數ニ拘ラス決議ヲ爲スコトヲ得但シ此場合ニ於テ東洋大學側及京北諸學校側各五名(理事ヲ含ム)以上タルコトヲ要ス

第五十六條 維持員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但シ可否同數ナルトキハ抽籤ニヨリテ之ヲ決ス

第五十七條 本財團解散スルニ至リタルトキハ其ノ財産ハ別ニ定ムル財産目錄ニ依リテ東洋大學側及京北諸學校ニ區分シ東洋大學側ニ屬スル財産ハ別ニ東洋大學側諸學校ヲ財團法人ト爲シ之ニ歸屬セシメ京北諸學校ニ屬スル財産ハ京北諸學校ヲ財團法人ト爲シ之ニ歸屬セシムヘキモノトス

第五十八條 前條ノ財産目錄ハ元財團法人私立東洋大學ト元京北財團トノ合併當時ノ財産狀態ヲ基礎トシテ之ニ増減ヲ記入シ維持員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ作成スルモノトス

第五十九條 前條ノ財産目錄作成ノ後増減アリタル財産ハ維持員會ノ決議ヲ經テ之ヲ財産目錄ニ登載スルモノトス

第六十條 清算人ハ解散當時ニ於ケル維持員會ノ決議ニ依リ之ヲ選任ス



第十章 寄附行爲變更

第六十一條 本寄附行爲ハ目的ニ關スル規定ヲ除クノ外維持委員會ニ於テ全員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一章 附 則

第六十二條 本寄附行爲施行ニ關スル細則ハ維持委員會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第六十三條 本寄附行爲ハ主務官廳ノ認可アリタル日ヨリ效力ヲ生スルモノトス

第六十四條 本寄附行爲實施當時ノ役員ハ本寄附行爲ニ依リ選任セラレタルモノト看做ス 但シ其ノ任期ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ起算ス

本寄附行爲ニ依リ増員セラレタル役員ニ付テハ補闕選舉ヲ行フモノトス但シ其ノ任期ノ起算ハ前條ニ準ス

第六十五條 本寄附行爲ニ於ケル東洋大學ハ昭和三年三月三十日以後ハ大學令ニ據リタル東洋大學ヲ表示シ従前ノ專門學校令ニ據リタル東洋大學ハ元東洋大學トシテ區別スルモノトス

第五節 財團の役員

學 長

東洋大學長は東洋大學財團寄附行爲第十四條乃至第十九條の規定に依り銓衡し、維持委員會の承認を経て之を定むることとなつてゐる。學長の任期は滿參年であつて重任することを妨げず、理事選任の手續きを用ひずして定員内の理事及維持員として東洋大學側に分屬し、維持委員會の決議に基き事業の經營に當り、事業の執行及財團の代表に任ずるものである。而して職制の上よりは本學一般の事を掌り職員を統督すべき任に當る。由來本學學長は本學關係者或は其他より人格高潔、學識才能共に優れたる人士が選ばれるを例とし、現在の學長は大倉精神文化研究所長大倉邦彦氏である。

校 長

東洋大學財團京北側諸學校の校長は東洋大學財團寄附行爲第十二條に依り、京北諸學校側の選出に係る維持員の協議に依りて推薦し財團維持委員會の承認を経て之を定むることとなつてゐる。但し校長には任期を附せず。財團に於る役員地位職能は東洋大學側學長のそれと同一であり學校に對する任務も亦變る所はない。校長には歴代有識有能の士が推され、現在京北中學校長は東洋大學出身三島定之助氏（京北幼稚園長兼任）京北實業學校長は同じく本學出身安藤弘氏である。

理 事

東洋大學財團理事は東洋大學財團寄附行爲に従ひ東洋大學側は第十四條乃至第十九條に依り銓衡し、京北側は第十



二條に依り推薦し共に維持員會の承認を経て之を定め各側に分屬する。理事は東洋大學側にありては任期三年、京北側に於ては任期を附せず、維持員會の決議に基き財團の經營に任ずるものである。而して學長及校長たる理事は財團を代表し、それ以外の理事は其の所屬に従ひ學長又は校長を輔佐し、之に闕員又は事故を生じたる時代理を爲す。現在理事は東洋大學側京北側各二名で左の通りである。

東洋大學側 理事(東洋大學長) 大倉邦彦 朝原梅一

京北諸學校側 理事(京北中學校長兼京北幼稚園長) 三島定之助

理事(京北實業學校長) 安藤弘

### 維持員

東洋大學財團維持員は理事たる維持員の外、東洋大學財團寄附行爲第二十條に規定せられたる四種の團體中より第二十三條の資格を有する者を選び、定員二十四名である。維持員は維持員會を組織し財團經營の主體を爲す。現維持員は次の如くである。

#### 東洋大學側維持員

大倉邦彦(兼理事) 朝原梅一(兼理事) 藤村作、宇野哲人、西山哲治、古城貞吉、吉田熊次、廣井辰太郎、柴田基五郎、廣瀬了義、國廣萬里、岡村二一、高島米峰

#### 京北諸學校側維持員

三島定之助(兼理事) 安藤弘(兼理事) 村山功、玉置金一、廣瀬守江、早川清、鈴木英男、増田秀吉、所金藏、平岡藤太郎、大野修、酒井勝太郎、松本新一、戸田英雄

### 監事

東洋大學財團監事は東洋大學財團寄附行爲に依り東洋大學側及京北諸學校側各一名を各々維持員會に於て選定す。監事の職分は寄附行爲第三十九條に於て一、本財團ノ狀況ヲ監査スルコト 二、理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト 三、財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ維持員會又ハ主務官廳ニ報告スルコト 四、前號ノ報告ヲ爲スタメ必要アルトキハ維持員會ヲ召集スルコトの四が定められてある。監事は維持員會理事會に出席し意見を述ぶることを得るが、決議に加はることを得ない。現在監事は左の二名である。

東洋大學側 中島徳藏 京北諸學校側 豊田良一

## 第六節 歴代學長並役員

### 歴代學長

明治三十七年四月一日哲學館大學と改稱せらるるや館主故井上圓了先生初代學長として就任したが、爾來歲を閱す



ること三十有餘年、代を重ねること正に一十に及んだ。今左に歴代學長の略傳を記すこととする。

第一代 井上圓了

安政五年二月四日、越後國三島郡浦村（今來迎寺村字浦）慈光寺に生る。幼名岸丸、後襲常と稱し、更に圓了と改む。

慶應三年十歳、三島郡池津村（今片貝村）の蘭醫石黒忠惠の塾に漢學を學び、明治二年石黒氏上京の爲め、舊長岡藩の老儒木村鈍叟に就きて漢籍を學んで、明治五年に至る。

明治七年五月五日、長岡洋學校に入學。同八年校内に和同會を創立す。

明治十年七月頃、京都教師教校英學生となり、九月本願寺留學生として上京す。

明治十一年二十一歳、九月東京大學豫備門に入學し、十四年九月東京大學文學科に入學、十七年一月哲學會創立。

明治十八年七月、東京大學文學部哲學科卒業、同年十月三十一日文學士の稱號を授與さる。（論題「讀荀子」）

明治二十年九月十六日、哲學館を開設し、自ら館主となる、歳二十九。

明治二十九年六月八日、文學博士の學位を受く。（論題「日本佛教哲學系統論」）

明治三十七年二月十一日、修身教會を起す。

明治三十七年四月一日、私立哲學館大學長に就任。同日哲學堂を落成す。

明治三十九年一月、病を得て哲學館大學長の任を辭す。

此頃より内外諸國漫遊の途に着く。

大正八年六月八日、支那漫遊の途次、大連幼稚園にて講演中、腦溢血を以て斃る。享年六十一歳。六月二十二日、東洋大學校葬を營まれ、和田山蓮華寺に埋葬さる。戒名市水院釋圓了。（詳細は井上圓了先生略傳参照）

第二代 前田慧雲

安政四年一月十四日、伊勢國桑名西福寺に生る。幼名は多聞。

明治二年十三歳より六ヶ年間大賀旭川、佐藤牧山等に就き漢學を學ぶ。尙幼少より父覺了師に就き佛學を學ぶ。

明治六年十七歳、桑名佛場の句讀講師となり、翌年西山教授校に就學す。

二十歳、同所の訓蒙となり、轉じて廣島小教校の教員となる。

明治十一年歳二十二、本願寺留學生として、三井寺の大寶律師に就いて天台學を學ぶ。

明治十九年三十歳、伊勢國朝明郡人郷村覺王寺住職となり、翌年桑名教校副監兼教員、二十二年新瀉日報客員となる。

明治三十三年より、教務講究所長、東京帝國大學講師、高輪佛教高等中學校教授（龍谷大學の前身）、哲學館大學講師、日蓮宗大學講師、曹洞宗大學講師等を経て、明治三十六年七月、文學博士の學位を受く。

明治三十九年一月二十二日、私立哲學館大學長に就任。同年六月二十八日改稱に伴ひ私立東洋大學長となる。

同年七月一日、日清高等學部開設。



大正三年六月三十日、東洋大學長辭任。

大正十一年龍谷大學長となり昭和三年辭す。

昭和四年入寂。享年七十四。

著書數十卷、昭和六年春秋社發行の前田慧雲全集に藏す。

性溫厚、純乎たる學究人たり。

能筆にして又南畫に秀づ。

#### 第三代 大内青槽

弘化二年仙臺東五番町に生る。名は退、字は卷之、蕨蕨露堂と號す。青槽は通稱。幼時、藩の名士大槻盤溪に就きて漢學を學び、後水戸に出で、勤王の士と交り、周く四方に遊んで諸大家を訪れ、勉學に勤む。

維新後、岩倉、三條、木戸等の元勳に知られ、仕官を勧めらるゝこと三度、斥けて官途を欲せず。師盤溪の命に依り、武藏の住人荒木聖幹の斡旋を得て、東京本町四丁目、英佛書林を經營し、身を吉田六三郎方に寄す。

後佛教に志し、遂に萬卷の書を讀破して、本派本願寺の聘に應じ學事を監督す。

佛教興隆の爲め、明治七年『明教新誌』を發行し、自らその社長となり主筆を兼ね。後又鴻盟社を設立して、佛教出版に貢獻し、更に東京官啞學校長に就任、側ら印刷會社秀英社初代の社長となる。

東京府に圖つて、小學校教員速成傳習所を設け、僧侶にして教員を兼ねるの途を拓き、明治二十二年、佛教各宗

の商業普通學校設立さるるに及び、推されて校長となり、明治三十年曹洞宗大學講師となる。

大正三年七月一日、東洋大學學長に就任、大正七年六月病を得て學長を退き十二月十六日遂に起たず。享年七十

四。

萬藝に能達し、詩賦文筆、和歌篆刻往くとして可ならざるなく、又演説に工。

著書數百卷。冠注唯識二十論述記、冠注俱舍論頌疏、六離合釋義、釋門哲學叢誌、釋門事物起原、原人論議等を主なるものとす。

#### 第四代 境野哲

明治四年八月十二日、仙臺市境野功敏の長男に生る。黄洋と號す。明治二十五年七月哲學館を卒へ、同三十二年

七月哲學館講師となる。

三十三年雜誌『新佛教』發刊。

同四十三年四月眞言宗豊山大學講師を兼任し、四十四年上宮教會專任講師となる。

明治四十五年東洋大學教授就任。同年日蓮宗大學講師を兼任し、更に東京朝日新聞記者を兼任して、教育宗教並社會問題に關する論説を擔任す。

大正四年東洋大學長事務代理を勤め、(大内學長病中)大正七年六月十日東洋大學長に就任。

大正十年北米合衆國に赴き、同國各大學の狀況を視察し、併せて各地に巡教す。



大正十二年六月二十九日東洋大學長を辭し、同十五年駒澤大學教授に就任。

昭和五年十一月二十一日文學博士の學位を授けらる。(論題『隋唐以前の支那佛教』)

昭和八年十一月十一日遷化、十四日大谷派眞淨寺に於て送葬。世壽六十有三。

同年十二月二十二日、舊門下生等の發議に依り、神田一ツ橋帝國教育館に於て、都下佛教關係三十有七團體合同主催の許に、追悼法要並記念講演會開催。

不羈剛放。恬淡水の如くして、而も野人の倂あり。佛學の蘊奥を極め能く八家九宗に通ず。

著書數十卷。支那佛教史綱、支那佛教史講話、聖德太子の研究、八宗綱要講話、律藏の研究等は名著の譽高し。

#### 第五代 岡田良平

元治元年靜岡縣掛川に生る。藩士岡田良一郎の長男。

明治二十二年、東京帝大文科哲學科を卒業し、一高教諭、同教授、文部省視學官、同參事官、山口高等中學校教授、文部書記官、高等教育會議員、文部參事官、文部省實業學務局長、文部省總務長官、宮内省御用掛錦鷄間伺候、京都帝大總長、文部次官、文部大臣に歷任す。是より先明治三十七年貴族院議員に勅選せらる。

大正十二年八月十八日、東洋大學長に就任、銳意事件の收拾に努力す。(沿革史大正十二年事件の項參照)

大正十三年六月十二日、再び文部大臣に親任せる爲め、東洋大學長を辭任す。

昭和九年三月薨去。享年七十一歳。

嚴父に繼いで報徳會會長を勤め、溫雅純良、學識俊秀にして稀に見る人格高潔の士たり。其の監修になる中等學校修身教科書は、異彩を放てり。

#### 第六代第七代 中島徳藏

元治元年二月二日群馬縣佐波郡赤堀村に生る。捕風又は唯我堂と號す。

明治十八年群馬縣立中學校(現前橋中學校)卒業。同年四月帝大豫備門專修科に入り、校長杉浦重剛の薰陶を受け、語學を修む。郷里に災害ありし爲め九月退學、郷里の高等小學校長に聘せられ、スペンサーの教育論を以て聲名高く、二十二年五月伊勢崎高等小學校長に拔擢せらる。齡二十五。

明治二十四年九月帝國大學哲學科選科に入学、同二十七年七月修了。九月より引續き二十九年七月まで、同學にて哲學、倫理の二科を専修す。

明治二十八年九月より、傳通院内の淨土宗本校にて倫理教育二科並獨逸語を擔當、共立女子職業學校、跡見女學校等に於ても教鞭を執る。

明治三十年五月より哲學館に於て、西洋倫理史並倫理學を講じ、三十二年四月より東京高等工業學校講師となりしも、三十三年七月文部省修身教科書起草委員に任命せられ、淨土宗本校並哲學館辭任。

明治三十四年文部省を辭し、再び哲學館講師となりしに、三十五年十二月の哲學館事件を惹起して、哲學館講師並東京高等工業學校を辭任し、日本法律學校高等師範部講師となる。



明治三十八年三度東洋大學（元哲學館）講師となる。

大正十三年六月十七日、東洋大學長事務取扱となり、大正十五年二月二十六日東洋大學長に就任、昇格に努力す。昭和三年三月三十日大學令に依る大學に昇格するや、東洋大學長事務取扱となり、昭和四年九月九日東洋大學長に就任、昭和六年六月三十日任期滿了を以て辭す。

昭和六年七月より、東洋大學財團監事並教授として今日に及ぶ。

頭腦明敏、諷刺縱横、寸鐵能く人の肺腑を衝く。

著書の主なるもの倫理學講義、實踐倫理講話、ヴント倫理學綱要、日本支那西洋倫理學要領等の外講義録あり。

#### 第八代 高楠順次郎

慶應二年五月、廣島縣御調郡籌村澤井家に生る。

明治十三年より十五年まで長谷川恭平に漢學を學び、同年二月より十七年まで、小學校に奉職。後郡選に依り廣島師範學校講習科に入り、教育學を修む。十七年西本願寺經營の普通教授に入り、二十二年卒業。在學中神戸の高楠家に入籍し、二十三年渡英、九月オックスフォード大學入學、二十八年バチエラー・オヴ・アーツの學位を受く。次いで獨逸に學び、キール大學に於いてオルデンベルヒ博士ドイセン博士等より、吠陀文學、巴利文學、希臘哲學、ウバニシャット哲學等を修む。

二十八年伯林大學に入り、二十九年ライプチヒ大學に轉じ、更に佛國に移り、コレツヂ・ド・フランスの教授レ

ビ博士シヤパン博士に交る。半歳後再び英國に歸り、オックスフォード大學にてマスター・オヴ・アーツの學位に進めらる。

更に三轉して、和蘭、南部獨逸、伊、埃、瑞西等を巡り、各大學教授を訪問して、三十年一月歸朝す。此間歐羅巴に於ける東洋學の研究法を備さに學ぶ。

三十年六月東京帝大文科講師、三十二年教授となり博言學講座を擔當、三十三年四月文學博士の學位を受け、同年十一月外國語學校校長となる。

明治三十七年、政府の要命を帯びて末松子と英佛に派遣され、黃禍論に對抗し、在英中オックスフォード大學に於て、ドクトル・オヴ・リテラチュアアの學位を得。

同四十五年帝國學士院會員に勅任せられ、大正十三年帝大評議員帝大圖書館長に推さる。

昭和二年停年に依り大學を退き、名譽教授に列せらる。正三位勳二等。

昭和六年七月東洋大學長に就任、九年六月任期滿了を以て辭す。

現武藏野女子高等學院長。

博學重厚、恩威兩ながら備はる。

著書數十卷。別に大正新修大藏經五十卷、南傳大藏經六十五卷の刊行は世界的大事業なり。

#### 第九代 藤村作



明治八年五月福岡縣に生る。

同三十四年東京帝大文科大學國文科を卒業し、第七高等學校造士館、廣島高等師範學校教授を歴任して、東京帝大文學部助教授となり、大正八年文學博士の學位を授けられ、(論題「近世小説の研究」)同十一年教授となる。國學院大學、法政大學、日本女子大學等に教授たり。

東洋大學に於ては、明治四十四年以來二十數年間教授として學府の發展に努力し、昭和九年七月十一日東洋大學長に就任、昭和十二年六月三十日任期滿了を以て辭す。

昭和十一年三月停年により東京帝大を退き、名譽教授に列せらる。從三位勳二等。資性謹嚴、冷靜沈着。江戸文學の造詣深く、西鶴の研究を以て知らる。

著書の主なるもの、上方文學と江戸文學、徳川文學と武士生活、國文學史總説、日本文學史概説、近世國文學序説、日本文學原論。他に日本文學大辭典を編む。

#### 第十代 大倉邦彦

明治十五年四月九日、佐賀縣神崎郡西郷村姉川に生る。舊鍋島藩士江原貞晴の次男。

佐賀中學校を経て、明治三十六年九月上海東亞同文書院に入學し、明治三十九年六月同校卒業、直ちに大文洋行に入り、勤務中異材を認められて、經營主大倉家に入籍。

大正九年四月渡米、各地を視察して同年九月歸朝す。

大正十二年より同十五年に至るの間、東京帝國大學に於て、哲學及經濟學を聴講せしが、偶々當時の學界教育界並に思想界の動向を直視し、憂心唧唧禁すること能はず、愛國の熱誠凝然たるものあり、遂に之が是正改革の大發念を懐くに至り、乃ち爰に其の具體的顯現の大道場として、大倉精神文化研究所の建設を意圖し、大正十四年春之が第一着手を了す。

大正十五年三月渡歐、具に歐洲列國の精神文化の視察を行ひて翌春歸朝、銳意研究所の設立に傾倒し、横濱市神奈川區太尾町なる海拔百五十尺の小丘に地を卜す。

昭和四年秋地鎮祭舉行、翌年四月九日基礎工事完了せるを以て、鎮礎祭を舉行し、建物の中心地下深く留魂碑を建立す。碑銘に曰く。

一、人ガ國民トシテ天孫中心ノ君國ヲ永遠ナラシメン事ヲ念願ス 一、人ガ人トシテ宇宙人生ノ正法ニ安住セン事ヲ念願ス  
一、人ガ業人トシテ自他ノ存續發展ヲ基調トセン事ヲ念願ス 一、一國思想ノ源泉ハ眞ノ宗教ト教育トニ在リト信ジ是ヲ建立ス  
蓋し是れ、研究所創立の熱意を永遠に失はざらしめ、且つ皇國の大生命の化育建設に捧ぐる本所設立の根本理想を萬世に確立せんが爲め、鎮礎祭に當りて其の心魂を銘記したるなり。之を地下深く鎮むる所以のものは、一には之れ研究所の念願を祖國の地心に鏤刻せんとするに在り、二には之れ漸く稀薄ならんとする皇國精神を再び爰に播種し、之をして孕育萋萋以て國民思想の源泉たらしめんことを冀ふに在り。

越えて昭和六年四月九日上棟祭を行ひ、更に約半歳を経て竣工。其の塔屋に梵鐘を懸け、晨昏自他を警醒す。銘



に曰く。

際會祖國非常時新懸梵鐘于高閣長昏令之嗚吼以警醒自他

天地長久 寶祚無窮 皇道恢廓 正法興隆 風調雨順 國泰民豐 四海平穩 萬邦和融 法界含識 咸啓冥蒙

又、毎日左の誓念を神前に奏上して敬虔の誠を致す。

虔ミ畏ミテ 天照大御神ノ大前ニ誓ヒ奉ル 我等臣民日々ノ務メハ我等個人ノ爲ニアラズ皇國ノ大生命ノ化育建設ニ捧ゲルニ  
アリ 冀クハ神靈照鑑ヲ垂レ給ヒテ 皇道ノ興隆 國民ノ協同 萬邦ノ融和ヲ具現セシメ給ハンコトヲ 我等ハ私心ヲ離レテ  
皇運扶翼ノ大道ヲ生活ノ全面ニ顯現センノミ 此處ニ同志相集ヒ 神前ニ誓念シテ崇キ使命ノ爲ニ捧ゲ奉ル

爾來七星霜、孜孜營營として國民思想の是正善導に盡瘁し、成果大いに視る可きものあり。

昭和十二年五月、恰も東洋大學長改選期に際し、其の高潔なる人格と適確明瞭なる國家的信念の把握とは、偶々、  
東洋大學建學の精神に合致せるを以て、學長銓衡委員會の推薦する所となり、懇請再四、遂に出慮の意決し、昭  
和十二年七月一日東洋大學長に就任す。

蓋し學祖井上圓了先生が建學の大精神たる『護國愛理』の信念は、大倉精神文化研究所が抱懷せる、

- 一、我が國民ヲシテ正シキ國家的信念ト人生觀トヲ持タシメ、國民的自覺ヲ以テ、各人ノ本務ニ精進セシメントスル指導原理ノ研究及特ニ指導教育的實踐
- 二、日本精神文化ノ究明、擴充、創造ヲ通ジテ世界文化ヘノ貢獻
- 三、本所長ノ初一念ヲ體シ、正シキ國家的信念ト人生觀トヲ有シ 皇運扶翼ニ貢獻セントスル人材ノ養成

の眞使命に冥合歸一せるを以て、學長就任の根本動機は、實に茲に存し爰に發したりしなり。其の就任直後に公表せる所感(沿革史の項参照)を一讀せば、以て其の透徹せる認識と鬱郁たる抱負の一端とを窺知するに難からず。斯の如きは夫れ、寔に、生れながらにして東洋大學長の器を完具して缺然する所なく、學府興隆の支柱、皇運扶翼の一大礎石と謂ふも、亦敢て妥當を逸せざる可し。

其の精神事業及び生産事業に於る樞要なる地位は、次に列擧するが如し。

- 大倉精神文化研究所長 富士見幼稚園長 社會教育會理事 修養團評議員 神奈川縣武道會評議員 神奈川縣昭和塾顧問 聖德太子奉讚會評議員 町田報德會評議員 日本文化協會評議員 國際文化振興會評議員 日本文化中央聯盟理事 中央教化團體聯合會調査委員
- 株式會社大倉洋紙店社長 大文洋行主 小田原製紙株式會社社長 特種製紙株式會社社長 大倉製作所主 日本金網株式會社監査役。

論文及著書の主なるもの

非常時教育方案に寄す、美濃部博士の憲法思想、臣民道に於ける祭政一致、日本精神と愛國主義、信念と知識、教學刷新に就いて、大學の改正に就いて、施政奉行と教化魂、處世信念、感想集等あり。

資性恭虔、溫雅重厚。遠く望めば巍峨として威あれども、之に即けば嬰兒も亦懐く。筆痕龍を呼び、畫彩神韻あり。



歷代役員

理事 安藤弘、朝原梅一、石川義昌、大内青巒、岡田良平、大島正徳、大倉邦彦、加藤精神、境野哲、笹川種郎、高楠順次郎、中島徳藏、西山哲治、廣井辰太郎、藤村作、前田慧雲、三島定之助、湯本武比古（五十音順）

維持員（商議員を含む） 安藤弘、安藤正純、足利衍述、朝原梅一、石川照勤、石川義昌、伊藤長治郎、稻垣末松、池田澄達、今非常一、飯田堯一、内田周平、宇野哲人、大内青巒、大野修、岡田良平、大島正徳、大倉邦彦、岡村二一、神崎一作、加藤精神、鼎義曠、黒川武雄、國廣万里、古城貞吉、齋藤唯信、境野哲、櫻井義肇、佐崎重暉、酒井喜太郎、酒井勝太郎、笹川種郎、齋藤孝一郎、祥雲晩成、島地大等、柴田甚五郎、下澤瑞世、杉敏介、鈴木宗忠、助川賢藏、杉本新一、杉村哲夫、鈴木英男、瀧川浩、武信之、田中治六、田中善立、田邊善知、田部重治、高楠順次郎、高島米峰、高島平三郎、玉置金三、長連恒、都河龍、得能文、富田毅純、所金藏、戸田英雄、中島徳藏、南木性海、中西保人、名武正一、二宮丁三、西山哲治、林竹次郎、早川清、波多野鑠治郎、平賀周、東方友次郎、廣井辰太郎、廣瀬守江、廣瀬了義、平岡藤太郎、藤岡勝二、藤村作、前田慧雲、松本文三郎、増田秀吉、三島定之助、村上專精、村山功、森田徳太郎、森清、森半兵衛、山脇貞夫、八木光貫、山川直五郎、矢吹慶輝、柳井正夫、湯本武比古、吉田熊次、渡邊洞水、渡邊海旭（五十音順）

監事 黒川武雄、東海三郎、豊田良一、中島徳藏、藤岡勝二、湯本武比古（五十音順）

第七節 東洋大學職制

第一條 本學ニ左ノ職員ヲ置ク

- 學 長
- 豫 科 長
- 專 門 部 長
- 學 部 及 專 門 部 科 長
- 教 授 若干名
- 講 師 若干名
- 學 生 主 事
- 圖 書 館 長
- 幹 事 若干名
- 書 記 若干名
- 司 書 若干名



助 手 若干名

第二條 學長ハ本學一般ノ事ヲ掌リ職員ヲ統督ス

學長ハ相談役ヲ囑託スルコトヲ得

相談役ハ本學一般ノ事ニ關シテ學長ノ諮問ニ應ズルモノトス

第三條 學部各科ニ科長ヲ置ク

科長ハ其ノ科ノ事ヲ掌ル

第四條 豫科長ハ豫科ノ事ヲ掌ル

第五條 専門部長ハ専門部ノ事ヲ掌ル

専門部各科ニ科長ヲ置ク

科長ハ其ノ科ノ事ヲ掌ル

(第六條欠)

第七條 教授ハ學生生徒ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第八條 講師ハ教授ヲ助ケ授業ニ従事ス

第九條 學生主事ハ學長ノ命ヲ受ケ學生生徒ヲ指導監督ス

第十條 圖書館長ハ學長ノ命ヲ受ケ圖書館ノ事ヲ掌ル

第十一條 幹事ハ學長ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル

第十二條 書記ハ上司ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス

第十三條 司書ハ上司ノ命ヲ受ケ圖書館ノ事務ニ服ス

第十四條 助手ハ教授又ハ講師ノ指揮ヲ受ケ研究室ノ事務ニ服ス

第十五條 本學教育上特ニ功績アル者ニハ學長ハ名譽教授ノ名稱ヲ授クルコトヲ得

第十六條 本學ニ評議員會ヲ置キ學長、本學分屬理事、豫科長、學部科長、専門部長及科長、夜學部長、學生主事及

圖書館長ヲ以テ之ヲ組織ス、但シ必要ト認ムル場合ニハ教授中ヨリ評議員若干名ヲ委囑スルコトヲ得

評議員會ハ學長之ヲ召集シ其ノ議長トナル

第十七條 評議員會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一、學科ノ設置及廢止

二、本學内部ノ制規

三、其ノ他學長ノ諮問シタル事項

第十八條 本學ニ學部教授會學部特別教授會豫科教授會及専門部教授會ヲ置ク

學部教授會ハ學長本學分屬理事及學部教授ヲ以テ之ヲ組織ス

學部特別教授會ハ學部專任教授ヲ以テ之ヲ組織ス

第三章 組織 第七節 東洋大學職制



豫科教授會ハ學長、本學分屬理事、學部各科长豫科科长及豫科教授ヲ以テ之ヲ組織ス  
 専門部教授會ハ學長、本學分屬理事、専門部長及科长並専門部教授ヲ以テ之ヲ組織ス  
 教授會ハ學長之ヲ召集シ學部特別教授會ヲ除クノ外其ノ議長ト爲ル  
 學長ハ必要ニ依リ一般教授會ヲ召集スルコトヲ得

第十九條 各教授會ハ其ノ部科ニ屬スル左ノ事項ヲ審議ス

- 一、學科課程ニ關スル事項
- 二、學生生徒ニ關スル事項
- 三、其ノ他學長ノ諮問シタル事項

但シ學部特別教授會ニ於テハ學位授與ニ關スル事項ヲ審議ス

第二十條 學長ハ必要ト認ムルトキハ教授以外ノ職員ヲ學部特別教授會ヲ除クノ外教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第二十一條 學部特別教授會ニ於テ必要アリト認ムルトキハ學部兼任教授又ハ講師ニ限り列席セシムルコトヲ得

附 則

第二十二條 學部及専門部ニハ第十八條ノ外各科教授會ヲ設クルコトヲ得

第二十三條 東洋大學財團寄附行爲中ニ東洋大學教授トアルハ本職制中ノ教授ニ適用スルモノトス

第二十四條 本職制實施ニ關シ補則又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得

第二十五條 本改正職制ハ昭和十一年十二月十一日ヨリ之ヲ施行ス

第八節 東洋大學事務規程

一、本學ノ事務ハ學長ノ命ヲ受ケ幹事長之ヲ掌理シ(職制参照) 教務課、學生課、庶務課、會計課並附屬圖書館ニ於テ夫々所算事務ヲ分擔ス

一、各課員ハ上司ノ指揮ヲ受ケ事務ニ服シ其ノ取扱事項ニ關シテハ其ノ責ニ任ス

教 務 課

- 一、授業、學科課程選定ニ關スル事項
- 一、教科用參考圖書選定ニ關スル事項
- 一、授業時間編成及變更ニ關スル事項
- 一、教員ノ出勤缺勤ニ關スル事項
- 一、演習、實地授業ニ關スル事項
- 一、學生ノ入學並志望部科ニ關スル事項
- 一、成績考査、進級及卒業ニ關スル事項

- 一、學生、卒業生成績ニ關スル事項
- 一、試験執行及試験問題ニ關スル事項
- 一、各種證明書及推薦書ニ關スル事項
- 一、教員無試験檢定ニ關スル事項
- 一、教室、教授室、研究室、教具、教材ノ設備保管ニ關スル事項
- 一、卒業生、入學願書、學籍簿保管ノ事項
- 一、教務上ノ統計、調査ニ關スル事項
- 一、科外各種講座ニ關スル事項



- 一、教務ニ關スル文書ノ起案、整理、保管ニ關スル事項
- 一、教務課日誌、其他諸帳簿整理ニ關スル事項
- 一、卒業生就職紹介ニ關スル事項
- 一、其他教務ニ關スル一切ノ事項

學生課

- 一、學生ノ學籍及兵役ニ關スル事項
- 一、學生證並學生手帳ニ關スル事項
- 一、學生ノ兵役ニ關スル事項
- 一、學生ノ出席及行狀ニ關スル事項
- 一、學生異動、轉學、除名、退學、休學、其他學生ノ事故ニ關スル事項
- 一、留學生ニ關スル事項
- 一、學生ノ座席ニ關スル事項
- 一、學生ノ體育、衛生並身體檢查ニ關スル事項
- 一、學生ノ思想、風紀取締ニ關スル事項
- 一、學生ノ訓育、賞罰ニ關スル事項
- 一、學生ノ服裝規律ニ關スル事項
- 一、學生ノ刊行物ニ關スル事項

庶務課

- 一、學生ノ集會、揭示ニ關スル事項
- 一、學生ノ演習見學ニ關スル事項
- 一、級長其他學生代表ニ關スル事項
- 一、學生ノ諸願屆書受理ニ關スル事項
- 一、學生ノ談合會ニ關スル事項
- 一、學生ノ副業就職ニ關スル事項
- 一、學生ノ控所食堂取締ニ關スル事項
- 一、學友會ノ指導ニ關スル事項
- 一、卒業スヘキ學生名簿ニ關スル事項
- 一、學生課ニ屬スル文書ノ起案、整理及保管ニ關スル事項
- 一、學生課ニ關スル統計調査ニ關スル事項
- 一、學生課日誌、其他帳簿整理ニ關スル事項
- 一、其他學生課ニ關スル一切ノ事項

- 一、各種重要印鑑保管ニ關スル事項
- 一、公文書及通信照會書類ノ受理起案ニ關スル事項
- 一、統計報告書總括ニ關スル事項
- 一、大學一覽、學校案内等ニ關スル事項

一、學生募集及廣告ニ關スル事項

- 一、規則ノ編輯、保管ニ關スル事項
- 一、規則ノ制度改廢ニ關スル事項(幹事長)
- 一、大學案内、學校一覽等配送ニ關スル事項
- 一、教職員ノ履歷異動ニ關スル事項
- 一、會議ノ召集ニ關スル事項
- 一、式典、招待、來校者應對ニ關スル事項
- 一、寄附ニ關スル事項(幹事長)
- 一、校地、校舎ノ整頓、警備、衛生施設ニ關スル事項
- 一、當直割當ニ關スル事項
- 一、職員ノ出勤缺勤ニ關スル事項
- 一、備入、備罷及監督ニ關スル事項
- 一、教職員ノ慶弔ニ關スル事項
- 一、汽船汽車割引券定期證明書ニ關スル事項
- 一、東洋大學財團事務進行ニ關スル事項(幹事長)
- 一、大學聯盟事務ニ關スル事項(幹事長)
- 一、給水、電燈、電話、其他器具ノ管理ニ關スル事項
- 一、校舎ノ建築繕繕ニ關スル事項

會計課

- 一、各種名簿(教職員、出身者大學關係者)ニ關スル事項
- 一、事務曆作成、揭示ニ關スル事項
- 一、卒業證書、精勤、皆勤、感謝狀調製ニ關スル事項
- 一、辭令ニ關スル事項
- 一、郵便物受付、發送等ニ關スル事項
- 一、庶務課日誌、諸帳簿整理ニ關スル事項
- 一、講堂使用ニ關スル事項
- 一、其他各課ニ屬セサル一切ノ事項

- 一、財團ノ大學側ニ屬スル財産及資産ノ保管ニ關スル事項
- 一、經費及收入ノ豫算決算ニ關スル事項
- 一、金錢ノ收支及保管ニ關スル事項
- 一、物品ノ購入、支給及保管ニ關スル事項
- 一、貸地、貸家ニ關スル事項
- 一、授業料納入ニ關スル事項
- 一、學友會、校友會費納入ニ關スル事項
- 一、授業料未納學生ノ督促及各課ヘノ報告ニ關スル事項
- 一、會計ニ屬スル文書ノ起案、整理保管ニ關スル事項



- 一、會計課日誌、諸帳簿整理ニ關スル事項
- 一、購賣部ニ關スル事項
- 一、其他會計ニ關スル一切ノ事項

附屬圖書館

- 一、圖書印章ノ保管ニ關スル事項
- 一、圖書ノ選定購入ニ關スル事項
- 一、圖書ノ出納、整理、保管ニ關スル事項
- 一、圖書ノ目錄編纂ニ關スル事項
- 一、寄贈圖書ニ關スル事項
- 一、圖書ノ閱覽、貸借ニ關スル事項
- 一、官報、雜誌、新聞類ノ管理ニ關スル事項
- 一、其他圖書並ニ圖書館ノ監督ニ關スル一切ノ事項

東洋大學職員並研究室係員

學部	大倉邦彦
豫門部長	大倉邦彦
學長	中條是龍
秘書	柴田甚五郎
學生主事	可知博一

幹事	原田三千夫
庶務課幹事	土屋光治
會計課幹事	大森眞琴
教務課幹事	愛澤恒雄
學生課幹事	鶴塚壽夫
教練課	楠田肇
附屬圖書館館長	體操科囑託 久保内 元之助
司書	廣井辰太郎
司書 兼 頼米太郎	
校醫	黒田謙一
研究室係員	勝田宗信
	立上愛子
	廣岡惠明
	柿崎富次郎
	武藤辰男
	穴野健弍

(教授、講師は學制の項に於て示す)

(哲學科缺員)

第四章 學制

概要

本學の學制は明治二十年創立以來幾度か改革を爲して今日に至つたが、其の主眼とし大綱とする所は我國固有の諸學研究にあり、更に之に關係を有する諸外國の學問を併せ學び所謂純正の日本學を建設するにある。従つて數度の改革は總て此處に根柢を置き、時代に即したる改善を施したものである。今左に學制變化の概要を年次的に記す。

- 明治二十年九月(創立) 三年制、普通科、高等科に分ち、第一年普通科、第二年高等下級、第三年高等上級とす。之に副科を置く。
- 明治二十二年九月 普通科、高等科を東洋部、西洋部に分ち之に科外講座を置く。
- 明治二十五年九月 科目外に和漢科、佛書科の會讀部を置く。
- 明治二十六年九月 緝滙館を設置す。一年制。中等學校程度の學科目にして普通科高等科入學の階程とす。(後年之を豫科とす)
- 明治二十八年九月 本科豫科制とし本科を教育學部、宗教學部の二に分つ。
- 明治三十年一月 漢學專修科を設置す。(二年制)
- 明治三十年四月 佛敎專修科を設置す。(二年制)



明治三十一年九月 教育學部、哲學部に名稱を改む。

明治三十二年七月 教育學部中倫理を主として學ぶ者に修身科、教育科、漢文を主として學ぶ者に漢文科の各々中等學校教員無試験檢定免許狀下附の件認可さる。

明治三十二年九月 教育學部に漢學專修科を、哲學部に佛敎專修科を各々合併し、教育學部を倫理科、漢文科の二に分つ。

明治三十三年九月 教育學部を第一科第二科に哲學部を第一科第二科に分つ。同時に豫科を第一科第二科に分つ。

明治三十五年十二月 哲學館事件に依り教育學部第一科第二科の卒業生無試験檢定認可取消を受く。

明治三十七年四月 哲學館大學と改稱、專門學校令に依り大學部を設置し第一科第二科に分つ。又專門部を置き教育第一科、教育第二科、哲學第一科、哲學第二科に分つ。外に豫科及別科を置く。

明治三十九年七月 日清高等學部を開設。

明治四十年五月 再び無試験檢定の取扱を受く。即ち大學部第一科修身科、第二科國語漢文科、專門部第一科修身科教育科、第二科修身科國語漢文科。

明治四十年四月 研究科を設置す。(二年制)

大正五年四月 女子の入學を許す。

大正十年四月 大學部の名稱を變更し第一科を印度哲學倫理學科、第二科を支那哲學東洋文學科とす。專門學部も同様第一科を倫理學教育學科、第二科を倫理學東洋文學科と改む。又專門學部に文化學科、社會教育社會事業科を設置す。但し後者は夜間授業とす。

大正十年四月 第二種生に中等學校教員無試験檢定認可の取扱を受く。

大正十四年四月 專門學部倫理學東洋文學科第二部(夜間)を設置す。

昭和二年四月 大學部印度哲學倫理學科に豫科を附設す。

昭和三年三月 專門學部倫理學東洋文學科第二部卒業者に漢文科中等學校教員無試験檢定認可を受く。

昭和三年四月 大學令に依り大學設立により新に學部(文學部)を設置し舊來の大學部及專門學部を專門學校令により專門部と改稱。豫科第一學年を開講し同時に昭和二年四月大學部印度哲學倫理學科に附設せる豫科の生徒を第二學年に編入せしむ。

昭和三年五月 專門學部倫理學東洋文學科を專門學部倫理學東洋文學科第一部同第二部と改稱認可。

昭和三年六月 專門學部倫理學東洋文學科第一部を倫理學東洋文學科甲第一部、同乙第一部に、專門部倫理學東洋文學科第二部を倫理學東洋文學科甲第二部、同乙第二部と改稱認可。

昭和四年四月 專門學部を專門部と爲す。

昭和四年四月 大學令に依り學部たる文學部の哲學科、佛敎學科、國文學科、支那哲學支那文學科を開講す。

昭和四年四月 元哲學館大學(大學部、專門學部本科卒業者)專門學校令に依り東洋大學(明治四十年三月以後の大學部第一科第一種卒業者及專門部第一科第一種卒業者並大正十一年三月以後の大學部印度哲學倫理學科第一種卒業者及專門部倫理學教育學科、文化學科、社會教育社會事業科第一種卒業者)及東洋大學專門部(倫理學教育學科、倫理學東洋文學科乙、社會教育社會事業科第一種卒業者)卒業者に對し、大正七年文部省令第三號第二條第四號に依り高等學校大學豫科と同等以上と指定せらる。

昭和五年三月 專門部文化學科を廢止す。

昭和五年四月 專修科を設け專門部各學科(各種各部)並專門部大學部卒業者を入學せしめ當該學科につき研究せしむ。(一年制)

昭和六年一月 專門部倫理學東洋文學科甲第一部を倫理學東洋文學科第一部に、倫理學東洋文學科甲第二部を倫理學東洋文學科第二部に、倫理學東洋文學科乙第一部を東洋文學科第一部に、倫理學東洋文學科乙第二部を東洋文學科第二部と改稱認可。

昭和六年三月 專門學校令に依り設置せる東洋大學大學部を廢止す。



昭和八年四月 專門部第二部に社會公民科を設置す。  
 昭和八年四月 文學部に女子の專門學校文科卒業者の入學を許可す。  
 昭和九年三月 社會教育社會事業科を廢止す。  
 昭和九年三月 社會公民科を廢止す。  
 昭和十年四月 學部に教練を、豫科に武道を正科として課す。  
 昭和十二年三月 專門部倫理學東洋文學科第二部、同東洋文學科第二部を廢止す。  
 昭和十二年四月 專部倫理學問教育科の名稱を倫理教育科に、同倫理學東洋文學科を倫理國漢科に、同東洋文學科を國漢科に各々變更す。  
 尙右學制中劃時代的のもののみを次に掲げる。

### 第一節 哲學館時代學制

明治二十年創立當時の學科及課程次の如し。

正	第一 年		第二 年		第三 年	
	普通科	高等下級	高等下級	高等下級	高等上級	高等上級
○心 ○論 理 學 二	○動 ○物 ○文 ○理 ○及 ○植 ○物 ○學 ○大 ○意 ○二	○動 ○物 ○文 ○理 ○及 ○植 ○物 ○學 ○大 ○意 ○二	○動 ○物 ○文 ○理 ○及 ○植 ○物 ○學 ○大 ○意 ○二	○動 ○物 ○文 ○理 ○及 ○植 ○物 ○學 ○大 ○意 ○二	○近 ○東 ○論 ○世 ○洋 ○哲 ○理 ○學 ○史 ○史 ○學 ○二	○近 ○東 ○論 ○世 ○洋 ○哲 ○理 ○學 ○史 ○史 ○學 ○二

科 副	科
○ ○ ○ ○ 英 國 佛 儒	○ 純 ○ 教 ○ 倫 ○ 社
語 學 學 學 若クハ獨逸語	正 育 理 會 哲 學 學 學 間 時 四 十
○ ○ ○ ○ 英 國 佛 儒	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 希 東 經 歷 言 人 生
語 學 學 學 若クハ獨逸語	臘 洋 濟 史 語 類 理 哲 哲 哲 學 學 學 史 史 學 學 學 學 間 時 四 十
○ ○ ○ ○ 英 國 佛 儒	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 設 宗 政 倫 審 心
語 學 學 學 若クハ獨逸語	理 及 理 美 理 題 教 及 法 理 論 哲 理 文 學 學 學 學 學 間 時 四 十

### 講師並受持學科

理論的宗教學	文學士 井上 圓了	教育學	文學士 國府寺新作
實際的宗教學		普通論理學	文學士 阪倉銀之助
純正哲學		希臘哲學及近世哲學史	文學士 三宅雄二郎
應用心理學	文學士 濱田健二郎	博物學	文學士 森山益夫
經濟學	岡本 監輔	人類學及博言學	工學士 鈴木泰太郎
支那哲學及文學	法學士 加藤禮二郎	印度哲學	吉谷 覺壽
法理學及政理學	文學士 辰巳小二郎	支那哲學	內藤 恥 叟
政治學及社會學	內田 周平	高等心理學	文學士 岡田良平
審美學及支那哲學		社會學	文學博士 加藤 弘之



東洋大學創立五十年史

倫理學史及批評	文學士 棚橋 一郎	日本學	文學博士 黑川 眞頼
印度哲學及宗教學	村上 專精	日本學	文學博士 小中村 清矩
日本神學及史學	松本 愛堂	支那哲學	文學博士 島田 重禮
普通心理學	文學士 澤柳政太郎	支那哲學	釋 雲 照
高等論理學	清野 勉	印度哲學	島地 默 雷
史學	文學士 下山寬一郎	地質學	理學士 鈴木 敏
日本文學	關根 正直	植物學	理學士 齊田功太郎
日本學	萩野 由之	物理學	理學士 平山 順
支那哲學(易學)	高島嘉右衛門		

二六〇

(一) 倫理科

明治三十二年改正に依る學科及課程左の如し。

科目	第一年	第二年	第三年
倫理	修身心得 西洋倫理史	修身心得 西洋倫理史	修身心得 支那倫理史 日本倫理史
教育	普通教育學史	特殊教育學史	應用心理學法

(二) 漢文科

科目	第一年	第二年	第三年
國語	文典	枕作草子文	源氏物語
漢文	八家文及作文 孟子語文	莊子	禮記經
哲學	哲學概論	心理學史	社會學
歷史	東洋歷史	西洋歷史	
英語	ハマーントン、インテ フレクチュアル、ライテ	アーヴィング、スケ ツチブツク	ヘルプス論文及カー ワイル、ヒロー・ ウオルシツプ
合計	二十七時間	二十七時間	二十七時間
科外	地理、生理、經濟學等		



(三) 哲學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年
倫理	西修身倫理得三一	西修身倫理得二一	修身心得一
國語	古文今鏡典集	枕草子	源氏物語
漢文	大論孟史八家文及作	老莊書佐學史及作	易詩禮荀子解題及作
哲學	論理學	哲學史	
歷史	東洋歷史		
英語	倫理科ニ同シ	同上	同上
合計	二十七時間	二十七時間	二十七時間
科外	近思錄、傳習錄、唐詩選、文選等		

(四) 豫科

科目	第一一年	第二二年	第三三年
日本哲學	老子	莊子	周易
支那哲學	佛學綱要	唯識論	天台教
印度哲學	佛學綱要	佛學綱要	佛學綱要
西洋哲學	哲學概論	比較宗理學	社會哲學
歷史	東洋歷史	西洋歷史	
英語	四	四	四
合計	二十七時間	二十七時間	二十七時間
科外	地理、生理、經濟學等		
倫理	倫理摘要一時間		



國語	(讀解) 徒然草 國文讀本 八、九、十卷、三時間 (作文)
漢文	漢文讀本 八、九、十卷、三時間
英語	(讀解) ナショナル第四讀本、スキントン氏萬國史、會話、作文、ゴルトン傳 四時間 (文典) ネスフイルト英文典第二
歷史	日本史、西洋史 三時間 東洋史
地理	日本地理 二時間 外國地理 二時間
數學	算術一、代數二 合五時間 幾何二
理科	物理口授、化學口授、三時間
體操	三時間 (當分之ヲ置カズ)
各計	廿七時間

(注意) 英語科ハ別ニ初學者ニ相當スル課程ヲ置ク

講師並受持學科

倫理及哲學

文學博士 井上圓了

倫理

中島德藏

教育及倫理	湯本武比古	文學士	加藤玄智
教育	熊谷五郎	文學士	中川正信
哲學及教育	塚原政次	文學士	丸山環
國語	平田盛胤	文學士	山井幹六
漢文	高瀬武次郎	文學士	土屋弘
漢文	内田周平	文學士	小林良四郎
漢文	石川二三造	文學士	池田精一
歷史及英語	本多辰次郎	文學士	姉崎正治
教育	松本孝次郎	文學士	高山林次郎
漢文及倫理	秋月胤繼	文學士	佐竹觀海
漢文	中山久四郎	文學士	近角常觀
漢文	東敬治	文學士	齋藤唯信
漢文	桂五十郎	文學士	境野哲
漢文	松山直藏	文學士	松山直藏

第二節 哲學館大學時代學制

明治三十七年哲學館大學と改稱せる年の學科及課程左の如し。



大學部第一科

學科	學年		倫理	國語	漢文及支那哲學	印度哲學	西洋哲學	地理歷史	語學	合計
	第一	第二								
倫理	第一	五	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史	二文 典	論孟 中大 八家 文庸		四 論 理 學 史	一 地 理 學	七 英 語	二六
	第二	四	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史	二日 本文 學史	老莊 禮記 近思 傳錄		四 心 西 洋 理 學 史	二 東 洋 歷 史	七 英 語	二六
	第三	四	東倫實 洋倫 理理 史史		易經 詩子 荀非 支那 文子 那史		四 社 西 洋 會 哲 學 史	二 東 洋 歷 史	七 英 語	二五
	第四				經子 諸子 朱子 爾雅 詩文 學說		二 印 度 哲 學		二 英 語 又 八 支 那 語	二〇
	第五				經子 諸子 陽子 明子 詩文 學禮		二 印 度 哲 學		二 英 語 又 八 支 那 語	二〇

大學部第二科

學科	學年		倫理	支那哲學	印度哲學	西洋哲學	地理歷史	語學	合計	
	第一	第二								
倫理	第一	五	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史	五 孟論 大 學、 中 册子	二 俱 舍 學	六 比 較 宗 教 學 史	一 地 理 學	七 英 語	二六	
	第二	四	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史	五 老莊 近思 傳錄	四 唯 識 嚴 信 學	四 心 西 洋 理 學 史	二 東 洋 歷 史	七 英 語	二六	
	第三	四	東倫實 洋倫 理理 史史	四 易 支 那 文 學 史	二 天 台 學	六 社 宗 教 會 哲 學 史	二 東 洋 歷 史	七 英 語	二五	
	第四			二 支 那 哲 學	印 度 舍 相 因 律 學 史	三 法 俱 正 教 識 學 論	六 宗 認 正 教 識 學 論		二 梵 語	二〇
	第五			二 支 那 哲 學	印 度 舍 相 因 律 學 史	天 台 華 嚴 學 史	六 宗 美 純 正 教 識 學 論		二 梵 語	二〇

教育第一科

學科	學年		倫理	西洋哲學	印度哲學	地理歷史	語學	合計
	第一	第二						
倫理	第一	五	東西實 洋洋 倫倫 理理 史史					
	第二	四	東倫實 洋倫 理理 史史					
	第三	四	東倫實 洋倫 理理 史史					



教育第二科

學科	學年		合計	(隨意科)	英語	法制	地理歷史	哲學	教育
	第一	第二							
倫理	三	二	二七	二	二	二	一	四	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四

學科	學年		合計	(隨意科)	英語	法制	地理歷史	哲學	教育
	第一	第二							
倫理	三	二	二七	二	二	二	一	四	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四

學科	學年		合計	(隨意科)	英語	法制	地理歷史	哲學	教育
	第一	第二							
倫理	三	二	二七	二	二	二	一	四	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四
教育	二	二	二七	二	二	二	二	二	四

哲學第一科

學科	學年		合計	(隨意科)	英語	法制	地理歷史	哲學	漢文	國語
	第一	第二								
倫理	五	四	二七	二	四	三	二	八	三	
倫理	四	二	二七	二	四	二	三	一〇	四	
倫理	四	二	二七	二	三	二	二	一〇	四	
倫理	四	二	二七	二	三	二	二	一〇	四	
倫理	四	二	二七	二	三	二	二	一〇	四	

學科	學年		合計	(隨意科)	英語	法制	地理歷史	哲學	漢文	國語
	第一	第二								
倫理	五	四	二七	二	四	三	二	八	三	
倫理	四	二	二七	二	四	二	三	一〇	四	
倫理	四	二	二七	二	三	二	二	一〇	四	
倫理	四	二	二七	二	三	二	二	一〇	四	
倫理	四	二	二七	二	三	二	二	一〇	四	



哲	地	法	英	(隨	合	學科		
						哲學	地理	倫理
八	一		一一	二	二七	第一	第二	第三
哲學概論、哲學史	地理學		講讀、文法	經濟學、簿記		實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理	起唯心、西洋論、識理、華嚴	天宗純、東倫實、洋倫理、道
八		二	二	二	二七	八	四	六
起唯心、西洋論、識理、華嚴		法	作會講、讀、文	獨生理學、衛生學		實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理	日本文學史	天宗純、東倫實、洋倫理、道
八		二	二	二	二七	四	四	六
天宗純、教會哲學		法	英會講、文話、學作	精神病學		實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理	天宗純、東倫實、洋倫理、道	天宗純、東倫實、洋倫理、道

哲學第二科

漢	法	英	(隨	合	學科		
					漢文	法制	英語
六		四	二	二七	第一	第二	第三
論孟大史、記、作中、子語		講讀、文法	書學、字文學		實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理	起唯心、西洋論、識理、華嚴	天宗純、東倫實、洋倫理、道
五	二	四	二	二七	八	四	六
傳近莊老、習思、錄錄子子	法	講	支生理學、衛生文學		實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理	日本文學史	天宗純、東倫實、洋倫理、道
〇	二	三	二	二七	四	四	六
支支荀易、那子經、那文韓、學非、語史子經	法	講	精神病學		實踐倫理、西洋倫理、實踐倫理、西洋倫理	天宗純、東倫實、洋倫理、道	天宗純、東倫實、洋倫理、道

豫科

修	國	英	地	數	物
身	語	語	理	學	理
一	漢	語	史	學	化
倫理學一班	文	四	四	六	學
講讀、文典、作文	五	七	七	五	學
講讀、文法、會話、作文、書取	講讀、文法、會話、作文、書取	地文學、西洋史	代數、幾何、三角	物理學、化學	物理學、化學



體操	三一
計	三一

別科生ハ教授上差支ナキ場合ニ限り大學部又ハ專門部ノ生徒ト同ジク課業ヲ受クルコトヲ得。

講師並受持學科目

哲學 (本科)	文學博士 井上圓了	國語 (同)	文學士 尾上八郎
倫理 (同)	文學博士 松本文三郎	哲學、英語 (同)	文學士 北澤定吉
印度哲學 (同)	文學博士 藤田慈雲	歷史 (同)	文學士 上原益藏
地理 (同)	農學士 志賀重昂	英語 (同)	文學士 安藤勝一郎
宗教學 (同)	文學士 近角常觀	英語 (同)	農學士 今村猛雄
倫理 (同)	文學士 高瀬武次郎	物理化學 (豫科)	理學士 杉谷佐五郎
法制 (同)	法學士 山脇貞夫	倫理 (本科)	中島德藏
社會學 (同)	文學士 遠藤隆吉	教育 (同)	立栖教俊
漢文、歷史 (同)	文學士 中山久四郎	國語 (同)	下田義照
倫理、漢文 (同)	文學士 有馬祐政	漢文 (同)	土屋弘
英語 (同)	文學士 龍野元四	漢文 (同)	内田周平
哲學 (同)	文學士 紀平正美	漢文 (同)	小林良四郎
教育 (同)	文學士 八木光貫	漢文 (同)	東敬治

漢文 (同)	桂五十郎	宗教學 (本科)	廣井辰太郎
漢文 (同)	石川二三造	英語 (本科)	松浦與三松
漢文 (本科及豫科)	足利衍述	英語 (本科及豫科)	宮田耀之助
印度哲學 (本科)	齋藤唯信	國語 (豫科)	安藤弘
印度哲學 (同)	境野哲	國語 (同)	三島定之助
歷史 (豫科)	田中治六	地理 (同)	古坂藤市
哲學 (本科)		體操 (同)	
英語 (豫科)			

第三節 大正年間學制

大正年間中大正十年度は二科の新設學科あり大正年間を代表すべきを以て左に此の年度の學科及課程を示す。

大學部 印度哲學倫理學科 (大學部第一科)

倫理	第一	第二	第三	第四
實踐道徳	實踐道徳	實踐道徳	實踐道徳	倫理學
西洋倫理史	西洋倫理史	日本倫理史	日本倫理史	
四	四	二	二	
教育	教育	教育	教育	
二	二	二	二	
心理學	心理學	地授業法	地授業法	



國文學	一講	二講讀、日本文學概論	二講讀、日本文學概論	一講
支那哲學	二支那哲學	二支那哲學	二支那哲學	四支那哲學
印度哲學	八演印度哲學	六演印度哲學	六演印度哲學	一〇演印度哲學
西洋哲學	四論西洋哲學史	四認西洋哲學史	四西洋哲學史	八社美宗教哲學
歷史	二日本文化史	二支那文化史	二西洋文化史	一日本民俗史
英文語學及	六講文讀典	六講	六講	二英文學
計	二九	二八	二八	二八

大學部 支那哲學東洋文學科 (大學部第二科)

倫理	二實踐倫理史	二實踐倫理史	二實踐倫理史	二倫理學
教育	四論心理學	二教育學	三實地授業法	
第一一年				
第二二年				
第三三年				
第四四年				

專門學部 倫理學教育學科 (專門學部第一科)

文學	二文學概論			二現代文學
國文學	九文作	一〇國語學	九本國語學	四演作講
支那哲學及文學	八講作	二支那文學	一〇支那哲學	一三支那哲學
印度哲學	二印度哲學	二印度哲學	二印度哲學	四印度哲學
歷史	二日本文化史	二支那文化史	二西洋文化史	一日本民俗史
計	二九	二九	二八	二六

倫理	四實踐倫理史	四實踐倫理史	四實踐倫理史
第一一年			
第二二年			
第三三年			



計	英 語	生 理 衛 生	法 制 經 濟	哲 學	國 文 學 及 漢 文 學	教 育
二七	六	二		八	三	四
	講 文	衛 生		印 西 論 度 洋 哲 理 學 學 史	講 讀	教 心 育 理 史 學
二八	六		三	六	三	六
	講 讀		經 法 濟	印 西 認 度 洋 哲 識 學 學 史 論	講 讀	應 教 用 心 育 理 學 史 學
二八	六	二		九		七
	講 讀	教 社 育 會 病 衛 理 生 學		社 印 支 西 度 那 會 哲 學 學 學 史		社 實 教 高 會 地 授 教 授 育 業 法 學

專門學部 倫理學東洋文學科 (專門學部第二科)

倫 理	第 一 年	第 二 年	第 三 年
四	四	四	四
西 東 洋 倫 理 史	西 東 洋 倫 理 史	西 東 洋 倫 理 史	倫 理 學
實 踐 道 德	實 踐 道 德	實 踐 道 德	實 踐 道 德

計	歷 史	漢 文	國 文	教 育
二七	二	八	九	四
	日 本 文 化 史	演 作 講 習 文 讀	演 作 文 講 習 文 典 讀	論 心 理 學
二九	二	二	一〇	二
	支 那 文 化 史	演 作 文 支 那 文 學 習 文 典 史 讀	演 作 日 國 本 文 語 學 習 文 史 學 讀	教 育 學
二八	二	一〇	九	三
	西 洋 文 化 史	演 作 支 那 文 哲 學 習 文 學 史 讀	演 作 現 日 本 代 文 語 文 學 習 文 學 史 學 讀	實 地 授 教 授 法

專門學部 文化學科 (專門學部第三科)

哲 學	實 踐 道 德	第 一 年	第 二 年	第 三 年
一 二	一	九	一〇	
演 西 佛 儒 哲 學 概 論 學 習 史 論	心 理 理 道 德 學 習 論 學 習 史 論	演 倫 西 美 洋 理 哲 學 習 學 史 學 學	演 西 歷 宗 西 洋 史 教 哲 學 習 史 學 學 學	



計	外國語	新聞學及司書學	社會學及社會問題	法學及經濟學	文學
二九	八		二	二	四
	佛英語又八獨語(隨意)		社會學	法學通論	文藝概論 日本文化史
二九	八	一	二	二	六
	佛英語及英文學又八獨語(隨意)	司書學	近世社會問題	民法及刑法原理	日文藝文思潮 亞洲文化史
二八	八	二		四	三
	佛英語及英文學又八獨語(隨意)	新聞學		國家經濟學	文藝思潮 藝術思想

專門學部 社會事業科 (專門學部第四科)

	實踐道德	第一一年
	一	佛心論 兒童心理學 社會學概論
	實踐道德	第二二年
	一	佛敎概論 變態心理學
	實踐道德	第三三年
	一	佛敎概論 民族心理學

計	外國語	實際學科	基礎學科
二四	四	三	一六
	英語	社會政策統計學	衛生法倫哲經 生理學學濟 學學通概 概論論論論學
二三	四	二	七
	英語	人體精神勞動性童會事會 計檢者保保業政 測查教保保業總 法法有護護護史論策	刑犯教教犯 事育罪 人罪育病心 類理理 學學學學
二三	四	一五	三
	英語	精神薄弱者保教 免勞母兒社人社職社 神弱者保教 薄囚性童會種會事會 弱者保保保生問倫教 者保保保生問倫教 有護護護護學學題理育論	社會心理學 社會心理學

教授並受持學科目

支那哲學 同 同 同  
文學博士 宇野哲人  
文學士 山口察常

印度哲學 同 同 同

渡邊海旭  
曾我量深  
文學博士 宇井伯壽  
文學博士 前田慧雲



印度哲學	學 長 境野哲	同	文學士 野田義夫
西洋哲學	島地大等	同	醫學士 暉峻義等
同	文學士 出 隆	同	文學博士 遠藤隆吉
同	文學博士 得能文	同	文學士 阿部秀助
同	文學士 鈴木俊行	同	文學士 赤神良讓
宗教哲學及宗教學	文學士 柳宗悅	同	文學士 長 連 恒
倫理學	文學士 和辻哲郎	同	文學士 沼波武夫
同	中島徳藏	同	文學士 尾上八郎
同	文學士 山口察常	同	文學士 垣内松三
同	學 長 境野哲	同	文學士 前島春三
心理學	文學博士 速水 浞	同	文學博士 藤岡勝二
同	高島平三郎	同	文學博士 藤 村 作
犯罪心理學	文學士 寺田精一	同	文學博士 小林好日
民族心理學及社會心理學	文學博士 桑田芳藏	同	文學士 杉 敏 介
美 學	文學士 大西克禮	同	文學博士 宇野哲人
教育學	稻垣末松	同	內田周平
同	川本宇之助	同	古城貞吉
同	田中治六	同	

同	足利行述	法 學	法學士 西 鄉 陽
同	東 敬 治	刑 事 學	法學士 山 崎 佐
文 學	文學士 沼波武夫	經 濟 學	法學士 石川義昌
同	文學士 和辻哲郎	同	法學士 鈴木清秀
同	文學士 垣内松三	社會學及社會政策	文學士 赤神良讓
同	文學士 田部重治	刑事人類學	醫學士 杉 江 董
同	上條辰藏	新聞學	醫學士 杉村廣太郎
英語及英文學	文學士 田部重治	司書學	文學士 垣内松三
同	宮森麻太郎	生理學及衛生學	文學博士 富士川 游
同	志水義瞭	同	醫學博士 丸 茂 猛
同	廣井辰太郎	精神檢查法	醫學博士 三宅 鑽 一
獨語及獨文學	田代光雄	兒童保護學	醫學士 竹内 薰 兵
史 學	文學士 和辻哲郎	同	醫學士 三田谷 啓
同	加藤熊一郎	同	小澤 一
同	文學士 高柔駒吉	統計學	二階堂保則
同	學 長 境野哲	免囚保護	勝水淳行
佛教古文書學	文學博士 黑板勝美		



### 第四節 大學令に依る東洋大學學制

昭和三年大學令に依る大學昇格の結果各學科の名稱内容等に變革ありしが、昭和四年四月文學部の開講を見たるを以て昭和四年度の學科課程及擔任者を左に示す。

<b>一、哲學科</b>		哲學概論	一	東洋哲學史概説	二
		西洋哲學史概説	二	倫理學概論	一
		美學概論	一	宗教學概論	一
		社會學概論	一	日本哲學	一
		支那哲學	一	印度哲學又ハ	一
		教育學	二	佛教學	一
		心理學(選擇)	四	哲學	八
<b>二、佛教學科</b>		倫理學概論	一		
		社會學概論	一		
		倫理學	一		
		印度哲學	四		
		支那哲學	一		
<b>三、國文學科</b>		梵語學巴利語學	一	佛教學	八
		哲學概論	一	美學概論	一
		文學概論	一	言語學概論	一
		支那哲學支那文學	三	佛敎學	二
		國史學	一	教育學	二
		國語學國文學	九		
<b>四、支那哲學支那文學科</b>		美學概論	一		
		文學概論	一		
		國語學、國文學	三	佛敎學	一
		支那史學	一	支那語學	二

### 教育學 二 支那哲學支那文學 九

文學概論、英語	文學士 田部重治
國語學、國文學	文學博士 藤村作
同	文學士 島津久基
同	同 橋本進吉
同	同 久松潜一
佛敎學	教授 小野玄妙
同	同 加藤精神
同	同 脇谷摺謙
梵語學	同 阿部文雄
西洋哲學史概説	文學士 出 隆
教育學	文學博士 吉田熊次
同	同 井上哲次郎
東洋哲學史概説、哲學	同 大島正徳
哲學概論、哲學	教授 中島徳藏
倫理學概論、倫理學	教授 宇野哲人
支那哲學、支那文學	教授 古城貞吉
同	

同	文學士 佐久節
支那史學	同 松井 等
哲學	同 橋高倫一
佛敎史學	同 渡邊海旭
宗教學概論	文學博士 矢吹慶輝
心理學概論	教授 高島平三郎
支那語學	文學士 北浦藤郎
獨語	同 齋藤 响
同	文學博士 山岸光宣
英語	教授 廣井辰太郎
學校教練	步兵中佐 中川作二郎

<b>大學 豫科</b>	
學科	第一學年 一週授業時間數
修身	一
國語及漢文	五
第一外國語	九
第二外國語	四
	第二學年 一週授業時間數
	一
	五
	九
	四

第四章 學制 第四節 大學令に依る東洋大學の學制



歷史	四	熊野吉次郎
哲學概說	二	同
心理及論理	二	同
法制及經濟	二	同
自然科學	二	同
體操	三	同
計	三三	同
豫科教授及擔任學科目	三三	同

修身	教授	中島德藏
國語	同	柴田甚五郎
漢文	同	文島士松浦貞俊
英語	同	村上龍英
同	教授	近藤正治
同	同	文島士田重部治
同	同	河野正通
同	同	加藤猛夫
同	同	若月保治
同	教授	廣井辰太郎

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
獨逸語	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
熊野吉次郎	田中治六	三木春雄	田代光雄	別府千代太郎	文學士 荻原俊男	三枝博音	川村南海男	山際靖	金子誠	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
文學士 松田壽郎	教授 下澤瑞世	文學士 齋藤响	教授 關寛之	文學士 鈴木俊行	法學士 西郷陽	文學士 石川義昌	文學士 石井重美													

體操

囑託 二村忠臣

教練

歩兵中佐 中川作二郎

專門部 倫理學教育學科

第一學年		第二學年		第三學年	
實踐道德	四	實踐道德	四	實踐道德	五
東洋倫理史	四	東洋倫理史	四	日本倫理史	五
西洋倫理史		西洋倫理史		倫理學	
教育學	四	教育學	四	教育學	五
教育學		教授法及教育行政			
心理學	二	心理學	二	生理衛生	二
哲學概說		論理學			
東洋哲學史	二	支那哲學	二	印度哲學	二
西洋哲學史		西洋哲學史		現代哲學	
日本歷史	二	東洋歷史	二	西洋歷史	二
法制經濟		法制經濟		社會學	
國語漢文	三	國語漢文	一	國語漢文	二
國語漢文		國語漢文			



英語	六	英語	六	英語	六
體操	二	體操	二	體操	二
教練	三	教練	三	教練	三

專門部 倫理學東洋文學科 甲 第一部、第二部

第一學年	第二學年	第三學年	業時數
實踐倫理史 西洋倫理史 心理學 哲學概說 日本歷史	實踐倫理史 西洋倫理史 教育學 論理學 東洋文學史 日本文學史	實踐倫理史 日本倫理史 倫理學 教授法 西語 東洋文學史 日本文學史	一週授 一週授 一週授 一週授 一週授 一週授
二	二	二	二
四	四	四	四
二	二	二	二
一〇	八	七	一〇
九	一〇	九	九
二	二	二	二
三一	三四	三四	三一

專門部 倫理學東洋文學科 乙 第一部、第二部

第一學年	第二學年	第三學年	業時數
實踐倫理史 西洋倫理史 心理學 哲學概說 日本歷史	實踐倫理史 西洋倫理史 教育學 論理學 東洋文學史 日本文學史	實踐倫理史 日本倫理史 倫理學 教授法 西語 東洋文學史 日本文學史	一週授 一週授 一週授 一週授 一週授 一週授
二	二	二	二
四	四	四	四
二	二	二	二
一〇	八	七	一〇
九	一〇	九	九
二	二	二	二
三三	三五	三五	三三

專門部 社會教育社會事業科

第一學年	第二學年	第三學年	業時數
實踐倫理史 西洋倫理史 心理學 社會教育學 社會事業學	實踐倫理史 西洋倫理史 教育學 社會教育學 社會事業學	實踐倫理史 日本倫理史 倫理學 教授法 社會教育學 社會事業學	一週授 一週授 一週授 一週授 一週授 一週授
二	二	二	二
四	四	四	四
二	二	二	二
一〇	八	七	一〇
九	一〇	九	九
二	二	二	二
三三	三五	三五	三三



實	東	西	東	實	日	實
洋	洋	洋	洋	本	本	本
倫	倫	倫	倫	倫	倫	倫
理	理	理	理	理	理	理
史	史	史	史	史	史	史
德	德	德	德	德	德	德
四	四	四	四	四	四	五
教	教	教	教	教	教	教
育	育	育	育	育	育	育
概	概	概	概	概	概	概
說	說	說	說	說	說	說
二	二	二	二	二	二	二
心	心	心	心	心	心	心
理	理	理	理	理	理	理
學	學	學	學	學	學	學
二	二	二	二	二	二	二
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
教	教	教	教	教	教	教
及	及	及	及	及	及	及
宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗
教	教	教	教	教	教	教
學	學	學	學	學	學	學
二	二	二	二	二	二	二
社	社	社	社	社	社	社
會	會	會	會	會	會	會
學	學	學	學	學	學	學
二	二	二	二	二	二	二
社	社	社	社	社	社	社
會	會	會	會	會	會	會
事	事	事	事	事	事	事
業	業	業	業	業	業	業
二	二	二	二	二	二	二
經	經	經	經	經	經	經
濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟
學	學	學	學	學	學	學
二	二	二	二	二	二	二
法	法	法	法	法	法	法
學	學	學	學	學	學	學
通	通	通	通	通	通	通
論	論	論	論	論	論	論
二	二	二	二	二	二	二
憲	憲	憲	憲	憲	憲	憲
法	法	法	法	法	法	法
二	二	二	二	二	二	二
民	民	民	民	民	民	民
法	法	法	法	法	法	法
二	二	二	二	二	二	二
英	英	英	英	英	英	英
語	語	語	語	語	語	語
四	四	四	四	四	四	四
體	體	體	體	體	體	體
操	操	操	操	操	操	操
教	教	教	教	教	教	教
練	練	練	練	練	練	練
二	二	二	二	二	二	二
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

備考  
 社會教育  
 各論  
 成人教育  
 青少年教育  
 圖書館及博物館  
 職業社會  
 各論  
 福利事業  
 防貧及救貧  
 兒童保護  
 其他

專門部教授及擔任學科目

支那哲學

印度哲學

西洋哲學

文學博士 宇野哲人  
 同 小柳可氣太  
 文學士 岩橋遵成  
 文學博士 常盤大定  
 教授 加藤精神  
 文學士 坂本幸男  
 文學博士 長井眞琴  
 教授 潮留眞澄  
 文學士 西義雄  
 同 山崎精華  
 同 渡邊海旭  
 教授 脇谷謙  
 講師 石川海典  
 同 嶽尾來尙  
 同 今津洪嶽  
 同 木村日保  
 文學士 大島正徳

宗教哲學及宗教學

倫理學

心理學

美學

同 橋高倫一  
 同 鈴木俊行  
 同 齋藤响  
 同 菅圓吉  
 同 鷹谷俊之  
 教授 中島徳藏  
 同 飯田堯一  
 文學博士 井上哲次郎  
 文學士 馬場文翁  
 同 出  
 同 小野正康  
 同 鈴木俊行  
 教授 田中治六  
 同 高島平三郎  
 文學博士 桑田芳藏  
 醫學士 金子準二  
 教授 關寛之  
 文學士 村田良策



教育學

教育病理學  
社會問題

國文學

文學博士	吉田熊次
同	春山作樹
文學士	飯田晃
同	小尾範治
教授	田中治六
同	西山哲治
醫學博士	森田正馬
文學士	赤神良讓
同	林惠海
同	戸田貞三
文學博士	藤村作
同	尾上八郎
同	田中義能
文學士	前島春三
同	小林好日
同	長連恒
同	菊地壽人
同	久松潜一

漢文學

同	佐藤幹二
同	松浦貞俊
同	野村宗朔
教授	古城貞吉
同	内田周平
文學博士	宇野哲人
文學士	村上龍英
同	佐久節
同	頼成一
同	杖下隆之
教授	東敬治
同	足利衍述
同	生田格
同	近藤正治
文學士	北浦藤郎
教授	小見清潭
同	細田謙藏
同	高成田忠風

文學

言語學

國語學

英語及英文學

史學

同	名越豐
同	宮原民平
文學士	湯池孝
同	松浦貞俊
文學博士	藤岡勝二
文學士	宮崎靜三
同	橋本進吉
同	寛五百里
同	加藤猛夫
教授	阿部隆介
同	廣井辰太郎
同	上條辰藏
同	宮森麻太郎
同	三木春雄
文學博士	笹川種郎
文學士	松井等
教授	加藤熊一郎

法學

經濟學

社會事業史及經濟學

憲法

兒童學

免囚保護

社會事業各論

社會衛生

社會事業各論及福利事業

學校教練

同	林達次
文學士	金子誠
教授	下澤瑞世
同	藤原猶雪
法學士	金澤次郎
同	宮城實
同	西郷陽
同	服部織
同	石川義昌
法學士	奥田寛太郎
法學士	杉村章三郎
教授	關寛之
教授	勝水淳行
教授	小島幸治
醫學博士	氏原佐藏
教授	布川孫市
配屬將校	内田保雄
歩兵少佐	

尙現在の學制及昭和十二年度學科配當等は學則及教授講師の項に明なるを以て其項に之を譲る。



### 第五節 教員無試験檢定學科目

本學の教員無試験檢定の學科目は左の三項に分れる。

#### (イ) 高第學校教員規程ニ依ル無試験檢定學科目 (大正八年十二月二十五日 文部省告示第二七四號) (抄)

大正八年文部省令第十條ニ依リ左記ノ者ハ頭書ノ學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得(括弧内ノ數字ハ其ノ學部ニ於ケル學修學科目ノ單位ヲ示ス)

- 修身 東洋大學文學部佛敎學科卒業者、同文學部哲學科卒業者ニシテ倫理學(東洋及西洋四)ヲ選擇履修シタルモノ
- 國語 東洋大學文學部國文學科卒業者
- 漢文 東洋大學文學部支那哲學支那文學科卒業者
- 哲學概説 東洋大學文學部哲學科卒業者、同文學部佛敎學科卒業者ニシテ東洋哲學史概説(一) 西洋哲學史概説(一)ヲ選擇履修シタルモノ

#### (ロ) 教員無試験檢定ニ關スル指定ノ件 (明治三十六年二月十八日 文部省告示第三十號) (抄)

明治三十三年文部省令第十號及明治三十六年同省令第二號教員檢定ニ關スル規程第五條第一項第一號ニ依リ明治三十六年三月一日以後行フ處ノ無試験檢定ニ關シ指定スルコト左ノ如シ。

- 學校 卒業學科 檢定學科目
- 東洋大學 (大學令ニ依ルモノニ限ル)
  - 文學部 哲學部 修身(倫理學(東洋、西洋)ニ單位ヲ修メタル者ニ限ル)

- 同 佛敎學科 修身
- 同 國文學科 國語、漢文(支那哲學支那文學五單位以上ヲ修メタル者ニ限ル)
- 同 支那哲學支那文學科 漢文、國語(國語學國文學五單位以上ヲ修メタル者ニ限ル)
- 豫科 英語 英語ヲ以テ入學シ主トシテ英語ヲ修メ其成績優等ナル者ニ限ル)

#### (ハ) 公立私立學校卒業者ニ對シ無試験檢定ノ取扱ヲ許可シタル學校 (明治四十四年十月二十日 文部省告示第二四二號) (抄)

學校名	學部及學科名	無試験檢定學科目	許可年月日	備考
元立私哲學館	倫理科	甲種修身、教育	明治三十二年七月十日	明治三十三年六月廿五日「漢文科甲種」ノ檢定學科目ニ「國語」ヲ加フル件許可
	漢文科	甲種漢文	明治三十二年七月十日	明治三十四年九月十四日教育部ノ組織變更許可
元立私哲學館	教育部	第一 修身、教育	明治三十四年九月十四日	明治三十五年十二月十三日取扱取消
	教育部	第二 修身、國語及漢文	明治三十四年九月十四日	明治三十四年九月十四日「私立東洋大學」ト改稱認可
元東洋大學	大學部 第一 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	明治四十年開始ノ第一學年生ヨリ取扱ヲ爲ス
	大學部 第二 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	大正十年二月十六日「大學部第一科」ヲ「支那哲學倫理學科」ニ改稱認可
	專門部 第一 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	大正十年二月十六日「大學部第一科」ヲ「支那哲學倫理學科」ニ改稱認可
	專門部 第二 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	大正十年二月十六日「大學部第一科」ヲ「支那哲學倫理學科」ニ改稱認可
元東洋大學	大學部 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	昭和三年五月二日「專門學部倫理學東洋文學科」ト改稱認可
	專門部 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	昭和三年五月二日「專門學部倫理學東洋文學科」ト改稱認可
元東洋大學	專門部 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	昭和三年三月以後ノ卒業者ニ限ル
	專門部 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	昭和三年三月以後ノ卒業者ニ限ル
元東洋大學	專門部 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	昭和三年六月二十日「專門學校令」ニ依リ設置セ
	專門部 國語及漢文	修身、國語及漢文	明治三十四年五月十三日	昭和三年六月二十日「專門學校令」ニ依リ設置セ



東洋大學 專門部	元 大學部 (印度哲學、倫理學科)	修身	專門學校令ニ依リ設置セル東洋大學大學部ハ 昭和六年三月限廢止 昭和三年六月二十日「專門學部倫理學東洋文 學科第一部」ヲ「倫理學東洋文學科甲第一部」 「同乙第一部」ニ「專門部倫理學東洋文學科第 二部」ヲ「倫理學東洋文學科甲第二部」同乙第 二部」ト改稱認可
	元 倫理學東洋文學科 (第一部)	修身、國語、漢文	
	元 倫理學東洋文學科 (第二部)	漢國語、漢文	
	元 倫理學東洋文學科 (第二部)	修身、國語、漢文	
	元 倫理學東洋文學科 (第二部)	漢國語、漢文	
	元 倫理學東洋文學科 (第二部)	漢國語、漢文	
	元 倫理學東洋文學科 (第二部)	漢國語、漢文	

第六節 東洋大學研究室規程

- 第一條 本學々部ニ學術研究ノ爲メニ研究室ヲ設ク
  - 第二條 研究室ヲ分チテ哲學科研究室、佛教學科研究室、國文學科研究室、支那哲學支那文學科研究室トス
  - 第三條 各研究室ニ係員一名及學生委員若干名ヲ置ク
- 係員ハ其科主任ノ命ヲ受ケ研究室ニ屬スル一切ノ事務ヲ掌ル、係員ノ任期ハ二ヶ年以内トス
- 係員ハ本學々部卒業業者中適當ナル者ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 學生委員ハ係員ヲ輔佐ス

學生委員ハ學部當該學生中ヨリ任用ス

東洋大學研究室入室規程

第一條 本學々生ニシテ左記ノ一項ニ該當スル者ハ入室ヲ許可ス

- 一、學部研究科學生
- 一、學部學生
- 一、選科生又ハ聽講生ニシテ其科主任ノ許可ヲ得タル者
- 一、本學卒業業者又ハ專門部生徒ニシテ其科主任ノ許可ヲ得タル者

第二條 入室許可ヲ得タル者ニハ入室許可證ヲ交附ス

入室者ハ入室ノ都度入室證ヲ係員ニ提出シ入室簿ニ所定ノ事項ヲ記入スベシ

研究室備付ノ圖書閱覽ハ係員ノ許可ヲ要ス

入室證ヲ他人ニ貸與シタル者ハ爾後入室ヲ禁ズ

第三條 研究室ノ開室ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄トス

土曜日ノ午後、日曜日、祭日、本學所定ノ休日其他臨時休日ニハ開室セズ

第四條 研究室所屬ノ圖書ハ帶出及借出ヲ許サズ

第四章 學制 第六節 東洋大學研究室規程



### 第七節 學位

本學は昭和三年四月大學令に依る大學設立により、大正九年七月六日勅令第二百號を以て公布せられたる學位令に基き、學位規程及學部教授會規則を制定し目下認可申請中である。本學の授與すべき學位は文學博士である。

### 第八節 學則

#### 東洋大學學則

##### 第一章 總則

- 第一條 本學ハ哲學文學其他高等ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其蘊奧ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本學ノ學部ハ文學部トス
- 第三條 本學ハ學部、研究科及大學豫科ヲ以テ構成ス  
本學ニ專門部ヲ附置ス  
專門部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

##### 第二章 通則

##### 第一節 學年學期及休日

- 第四條 學年ハ四月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル
- 第五條 學年ヲ分チテ左ノ二學期トス  
前學期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル  
後學期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル
- 第六條 學年中定休日左ノ如シ  
日曜日、祝日、大祭日、本學記念日  
春季休業、四月一日ヨリ四月七日ニ至ル  
夏季休業、七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル  
冬季休業、十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル

##### 第二節 入學

- 第七條 入學期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス  
但シ研究科ニ在リテハ此限リニアラズ
- 第八條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本大學豫科ヲ修了シタル者トス  
但シ缺員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入學ヲ許可スルコトアルベシ  
一、高等學校高等學校高等科卒業者  
二、元私立哲學館大學專門學校令ニ依ル東洋大學及東洋大學專門部卒業者ニシテ大正七年文部省令第三號第二條ニ依リ指定セラレタル者  
三、大學令ニ依ル他ノ大學豫科修了者  
四、大正七年文部省令第三號第二條ニ依リ指定セラレタル者  
五、左記學校ノ括弧ニ示セル部科ヲ修メ卒業シタル者

#### 第四章 學制 第八節 東洋大學學則



- 東京女子高等師範學校(文科)
  - 奈良女子高等師範學校(文科)
  - 日本女子大學校(本科文學科國文學部、同英文學部及專門科國文學部、同英文學部)
  - 大谷女子專門學校(國文科)
  - 千代田女子專門學校(國文研究科)
  - 相愛女子專門學校(國文科)
  - 長野縣女子專門學校(文科研究科)
  - 私立聖心女子學院高等專門學校(國文科及英文科)
  - 實踐女子專門學校(國文科、英文科)
  - 金城女子專門學校(國文科、英文科)
  - 廣島女學院專門學校(英文科)
  - 福岡女子專門學校(文科)
  - 東京女子大學(大學部文學科、英語專攻部及國語專攻部)
  - 帝國女子專門學校(國文研究科)
  - 京都女子專門學校(國文科、英文科)
  - 大阪女子專門學校(國文國史學科、英文科)
  - 樟蔭女子專門學校(國文科)
  - 梅花女子專門學校(國文科、英文科)
  - 活水女子專門學校(本科)
  - 宮城縣女子專門學校(文科)
  - 京都府立女子專門學校(文學科)
  - 廣島女子專門學校(國文科)
  - 同志社女子專門學校(英文科)
  - 津田英學塾(本科)
- 第九條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ本大學卒業者タルコトヲ要ス  
但シ右ト同等以上ノ學歷アル者ニ對シテハ教授會ノ議ヲ經テ入學ヲ許可スルコトアルベシ
- 第十條 大學豫科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス
- 一、中學校卒業者
  - 二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定合格者

三、同規程ニ依リ一般專門學校ノ入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

- 第十一條 大學豫科第二學年ニ入學ヲ許スベキ者ハ第十條ニ掲グル資格ヲ有シ且ツ前學年ノ課程ニ依ル試驗ニ合格シタル者トス
- 第十二條 入學志願者ハ規定ノ書式ニヨリ入學願書ヲ差出スベシ
- 第十三條 入學志願者ノ數豫定人員ヲ超過スルトキハ選抜試驗ヲ行ヒ入學ヲ許スベキ者ヲ定ム
- 第十四條 入學ヲ許サレタル者ハ入學料金五圓ヲ添ヘ規定ノ書式ニ依ル在學證書ヲ差出スベシ

第三節 休學、退學、除籍及懲戒

- 第十五條 學生生徒ニシテ三ヶ月以上修學スルコト能ハズト認メタルトキハ許可ヲ得テ其學年休學スルコトヲ得  
陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ若クハ召集ニ應ズル者ハ其服役又ハ召集期間休學トス  
休學シタル期間ハ之ヲ在學期間ニ算入セズ
- 第十六條 學生生徒ニシテ退學セムトスルトキハ事由ヲ具シテ願ヒ出ツベシ
- 第十七條 願ニヨリ退學シタル者再ビ入學ヲ願ヒ出ツルトキハ入學ヲ許スコトアルベシ
- 第十八條 學生生徒缺席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若シクハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得
- 第十九條 學生生徒不都合ノ行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ譴責停學及放學トス

第四節 授業料研究料及聽講料

- 第二十條 學部又ハ大學豫科ノ授業料又ハ聽講料並ニ研究料ノ研究料年額左ノ如シ
- 學部 金壹百圓
- 大學豫科 金八拾五圓
- 研究科 金五拾圓



各學期分納額及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 學生生徒ニシテ退學シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命ゼラルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徵收ス

第二十二條 學生生徒休學ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徵收ス但シ第二章第三節第十五條第二項ニヨリ休學シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徵收セズ

### 第三章 學部

#### 第一節 在學年限及學科課程

第二十三條 學部ノ在學年限ハ三ヶ年以上トス

但シ六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十四條 學部ニ左ノ學科ヲ設ク

一、哲學科

二、佛教學科

三、國文學科

四、支那哲學支那文學科

學生ハ一ノ學科ヲ修ムルモノトス但シ許可ヲ得テ他ノ學科ノ授業科目ヲ修ムルコトヲ得

第二十五條 學生ハ別表所屬學科ノ授業科目及外國語ヲ修了スベシ

第二十六條 一授業科目、一外國語、一學年毎週各二時間乃至四時間ヲ以テ授業ノ一單位トス

第二十七條 學生ハ毎學年授業科目七單位以上ヲ履修シ且ツ外國語一單位以上ヲ修了スベシ

第二十八條 外國語ハ英吉利語獨逸語ノ二種トシ學生ヲシテ其一ヲ選定セシム

第二十九條 授業科目及外國語ノ修了ハ試験ニ依リ之ヲ證明ス

#### 第二節 試験及稱號

第三十條 試験ハ修了試験及卒業試験トス

第三十一條 修了試験ハ毎學年ニ之ヲ行フ

第三十二條 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニヨリ修了試験ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニ依リ追試験ヲ行フコトアルベシ  
追試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第三十三條 卒業試験ハ全課程ヲ修了スベキ學年ニ之ヲ行ヒ論文ヲ以テス

第三十四條 卒業論文ノ題目ハ豫メ擔當教員ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第三十五條 卒業論文ハ全課程ヲ修了スベキ學年ノ十二月二十八日マデニ之ヲ提出スベシ

第三十六條 三ヶ年以上在學シ全試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ證書ヲ授與ス  
前項ニ該當スル者ハ文學士ト稱スルコトヲ得

#### 第三節 選科生及聽講生

第三十七條 學部ノ學科中科目ヲ選擇シテ學習セントスル者又ハ學部ノ學科ニツキ聽講セントスル者ハ學部ニ缺員アル場合ニ限り選科生又ハ聽講生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第三十八條 選科生又ハ聽講生トシテ入學ヲ許可スベキモノハ左ノ各條ノ一ニ該當スル資格アルヲ要ス

一、中學校卒業者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般專門學校ノ入學ニ關シ指定セラレタル者

三、專門學校入學者ノ檢定規程ニ依リ試驗ニ合格シタル者



四、高等女學校卒業者

五、本學ニ於テ前各號ト同一以上ノ學力アリト認メタルモノ  
 第三十九條 學生ニ關スル規程ハ之ヲ選科生及聽講生ニ準用ス  
 第四十條 選科生聽講生其ノ選修科目ハ聽講科目ニツキ試験ヲ受ケ合格シタルトキハ之ニ修了證書又ハ聽講證書ヲ附與ス

第四章 研 究 科

第四十一條 研究科ノ在學期ハ二ヶ年トス  
 滿期後研究ノ必要ニヨリ引續キ在學セムトスル者ハ許可ヲ得テ更ニ一年ヅツ三ヶ年マデ延期スルコトヲ得  
 第四十二條 研究科學生ハ指導教員ニ就キテ學術ヲ研究ス  
 第四十三條 研究科學生ハ毎年ノ終ニ於テ研究報告ヲ差出スベシ  
 第四十四條 研究科學生ハ許可ナクシテ本學所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ズ  
 第四十五條 研究科學生二年以上在學シタルトキハ其研究シタル事項ニ就キ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

第五章 大 學 豫 科

第一節 修業年限及學科課程

第四十六條 大學豫科ノ修業年限ハ二ヶ年トス  
 第四十七條 大學豫科ノ學科課程左ノ如シ

學 科	第一學年 一週授業時間數	第二學年 一週授業時間數
國語及漢文	九	九
修 身	一	一

英吉利語	九	九
獨 逸 語	(三)	(三)
歷 史	四	四
哲學概説	一	二
心理及論理	二	二
法制及經濟	二	二
自然科學	一	二
體操(武道及教練)	四	二
	(教練)	二
	(武道)	(一)
計	三一	三一
	(三)	(五)

但シ獨逸語ハ隨意科トシ體操ハ第二學年ニ於テ武道ヲ隨意科トス

第二節 試驗及修了

第四十八條 試驗ハ每學期ニ之ヲ行フ  
 第四十九條 疾病其他ノ事故ニヨリ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニヨリ追試験ヲ行フコトアルベシ  
 追試験ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ設ク  
 第五十條 試験評點ハ一百點ヲ以テ滿點トス  
 第五十一條 各學期試験評點ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ學年試験評點トス



第五十二條 學年試驗評點ニ於テ各科目五十以上平均六十以上ヲ得タル者ヲ合格トス  
第五十三條 第二學年ノ學年試驗ニ合格シタル者ハ修了者トシ之ニ修了證書ヲ授與ス

附 則

第五十四條 本學則施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

別表 學部學科課程

(科目ノ下ノ數字ハ單位數ヲ示ス)

一、哲學科

授業科目

哲學概論	一	東洋哲學史概説	二
西洋哲學史概説	二	倫理學概論	一
美學概論	一	宗教學概論	一
社會學概論	一	日本哲學	一
支那哲學	一	印度哲學又ハ佛教學	一
教育學	二	哲學	八
心理學(選擇)	四	倫理學(東洋倫理二) (選擇)西洋倫理二)	四

哲學科ニアリテ更ニ心理學科ヲ研究セムトスルモノハ必ズ心理學四單位、修身學科ヲ研究セムトスルモノハ必ズ倫理學四單位ヲ選擇シテ履修スルヲ要ス

二、佛教學科

授業科目

哲學概論	一	倫理學概論	一
宗教學概論	一	社會學概論	一
哲學	二	倫理學(東洋倫理二) (西洋倫理二)	四
支那哲學	一	印度哲學	一
梵語學巴利語學	一	教育學	二
佛教學	八	東洋哲學史概説(選擇)	二
西洋哲學史概説(選擇)	二		

佛教學科ニアリテ更ニ哲學概説科ヲ研究セムトスルモノハ必ズ東洋哲學史概説二單位西洋哲學史概説二單位ヲ履修スルヲ要ス

三、國文學科

授業科目

哲學概論	一	美學概論	一
文學概論	一	言語學概論	一
支那哲學支那文學	五	佛教學	二
國史學	一	教育學	二
國語學國文學	九		



四、支那哲學支那文學科

授業科目

哲學概論	一	美學概論	一
文學概論	一	言語學概論	一
國語學國文學	五	佛敎學	一
支那史學	一	支那語學	二
教育學	二	支那哲學支那文學	九

東洋大學專門部學則

第一章總則

第一條 專門部ハ哲學文學其他高等ノ學術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二條 專門部ニ左ノ學科ヲ置ク

- 一、倫理教育科
- 二、倫理國漢科
- 三、國漢科

第三條 專門部ノ修業年限ハ三ヶ年トス

第四條 第二條列記ノ學科ノ外別ニ修業年限一ヶ年ノ專修科ヲ置ク  
專修科ニ關シテハ第八章ニ規定ス

第二章 學課程

第五條 專門部ノ學科課程左ノ如シ

倫理教育科									
第一學年									
學科	國民道德	東洋倫理史	西洋倫理史	教育史	心理學	哲學概說	東洋哲學史	西洋哲學史	日本歷史
時數	一	三	四	二	二	二	二	二	二
第二學年									
學科	國民道德	東洋倫理史	西洋倫理史	教育史	心理學	社會學	支那哲學	西洋哲學史	東洋歷史
時數	一	三	四	二	二	二	二	二	二
第三學年									
學科	實踐道德	日本倫理史	倫理學	教育及教育行政	論理學	美學	印度哲學	現代哲學	西洋歷史
時數	一	四	五	二	二	一	二	二	二
國語漢文									
時數	三	六	三	六	三	六	三	六	三



英	英語	四
體操教練	二	三三
計		
英	英語	四
體操教練	二	三三
計		
英	英語	四
體操教練	二	三三
計		

倫理國漢科										
第一學年										
學科	實踐道德	東洋倫理史	心理學	哲學概說	日本歷史	國語(講讀文法作歌演習)	漢文(講讀文法作詩演習)	英語	體操教練	時一週授業數
	四	四	二	二	二	二	一四	四	二	三八
第二學年										
學科	實踐道德	東洋倫理史	教育學	論理學	東洋歷史	國語(講讀文法作歌演習)	漢文(講讀文法作詩演習)	英語	體操教練	時一週授業數
	四	四	二	二	二	一三	一四	四	二	三九
第三學年										
學科	實踐道德	日本倫理學	實地授業法	美學	言語學	國語(講讀文法作歌演習)	漢文(講讀文法作詩演習)	英語	體操教練	時一週授業數
	五	二	二	一	二	一五	一三	四	二	三八

國漢科									
第一學年									
學科	實踐道德	心理學	哲學概說	日本歷史	國語(講讀文法作歌演習)	漢文(講讀文法作詩演習)	英語	體操教練	時一週授業數
	一	二	二	二	二	一四	四	二	三九
第二學年									
學科	實踐道德	教育學	論理學	東洋歷史	國語(講讀文法作歌演習)	漢文(講讀文法作詩演習)	英語	體操教練	時一週授業數
	一	二	二	二	一三	一四	四	二	四〇
第三學年									
學科	倫理學	實地授業法	美學	言語學	國語(講讀文法作歌演習)	漢文(講讀文法作詩演習)	英語	體操教練	時一週授業數
	二	二	一	二	一三	一三	四	二	三九

第三章 學年學期及休日

第六條 學年八月一日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第四章 學制 第八節 東洋大學學則



第七條 學年ヲ分チテ左ノ二學期トス

前學期 四月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル

後學期 十一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 休日左ノ如シ

日曜日、祝日大祭日及本學記念日

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入 學

第九條 入學期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十條 左ノ各條ノ一ニ該當スルモノハ第一種生徒トシテ第一學年ニ入學セシム

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、專門學校入學者檢定規程ニヨル試験檢定ニ合格シタル者

三、同規程ニヨリ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第二種生徒トシテ第一學年ニ入學セシム 但シ第二號ニヨル入學者ハ教員無試験檢定ヲ受ケルヲ得ズ

一、教員檢定ニ關スル規程第五條第五號、第六號及第七號ニ該當スル者

二、本學ニ於テ專門部ニ入學シ得ベキ學力アリト認定シタル者

第十二條 第二學年以上ニ入學ヲ許スベキ者ハ第十條又ハ第十一條ノ資格ヲ有シ且ツ前各學年ノ課程ニヨル試験ヲ受ケテ之ニ合格スルコトヲ要ス 但シ本條ノ入學者ハ教員無試験檢定ヲ受ケルヲ得ズ

第十三條 入學志願者ハ規定ノ書式ニヨル入學願書ヲ差出スベシ

第十四條 入學ヲ許サレタル者ハ入學料金五圓ヲ添ヘ規定ノ書式ニヨル在學證書ヲ差出スベシ

第五章 休學、退學、除籍及懲戒

第十五條 生徒三ヶ月以上修學スルコト能ハズト認メタルトキハ許可ヲ得テ其學年休學スルコトヲ得陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ應ズル者ハ其服役又ハ召集ノ期間休學トス

第十六條 生徒退學セムトスルトキハ事由ヲ具シ願出ツベシ

第十七條 生徒缺席久シキニ互リ成業ノ見込ナキトキ若クハ授業料ヲ納付セザルトキハ之ヲ除籍スルコトヲ得

第十八條 生徒不都合ノ行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ譴責停學及放學トス

第六章 投 業 料

第十九條 授業料ハ年額金九十圓トス

授業料ノ分納及納期ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 生徒退學シ除籍セラレ又ハ放學ヲ命ゼラレタルトキハ其期ノ授業料ハ之ヲ徴收ス

第二十一條 生徒休學ヲナスモ授業料ハ其期間之ヲ徴收ス 但シ第五章第十五條第二項ニヨリ休學シタル者ハ此期間月割ヲ以テ之ヲ徴收セズ

第七章 試験及卒業

第二十二條 試験ヲ分チテ學年試験及臨時試験トス



學年試驗ハ學年ノ終ニ臨時試驗ハ必要ト認ムルトキ之ヲ行フ  
第二十三條 疾病其他ノ事故ニヨリ試驗ヲ受クルコト能ハザル者ニハ願ニヨリ追試驗ヲ行フ事アルベシ追試驗ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ設ク

第二十四條 試驗評點ハ一科目一百點ヲ以テ滿點トス

第二十五條 學年試驗評點ニ於テ各科目五十點平均六十點以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第二十六條 第三學年ノ全試驗ニ合格シタルモノハ卒業者トシ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第二十七條 第二種生徒ニシテ各學年ノ學科ヲ選修シタル者ニハ選科修業證書ヲ授與ス

第八章 專修科

第二十八條 專修科ハ東洋大學專門部各學科卒業者ヲ入學セシメ當該學科ニ付更ニ研究セシムルモノトス

第二十九條 專修科ノ學科並學科課程左ノ如シ

倫理教育科					
學科	一週授業時數	學科	一週授業時數	學科	一週授業時數
實踐道德	一	倫理學	二	東洋倫理史	一
西洋倫理史	二	日本倫理史	二	東洋哲學史	二
西洋哲學	二	教育學	二	教授法	二
教育行政	一			社會學	二
法制經濟	二				
授業時數合計					二二

倫理國漢科					
學科	一週授業時數	學科	一週授業時數	學科	一週授業時數
實踐道德	一	西洋倫理史	一	倫理學	二
國語教授法	一	漢文教授法	一	東洋倫理史	二
國語學	二	言語學	二	日本文學史	二
支那文學史	二	國文學演習	四	漢文學演習	四
授業時數合計					二四

國漢科					
學科	一週授業時數	學科	一週授業時數	學科	一週授業時數
實踐道德	一	教育行政	一	教育學	二
國語教授法	一	漢文教授法	一	東洋哲學史	二
國語學	二	言語學	二	日本文學史	二
支那文學史	二	國文學演習	四	漢文學演習	四
授業時數合計					二四

第三十條 生徒ニ關スル規程ハ之ヲ專修科生徒ニ準用ス

第三十一條 專修科ノ卒業試驗ニ合格シタル者ハ之ニ專修科卒業證書ヲ授與ス



第九章 選科生及聽講生

- 第三十二條 專門部ノ學科ニツキ選修セントスル者ハ相當ノ學力アル者ニ限り選科生トシテ入學ヲ許スコトアルベシ  
生徒ニ關スル規程ハ之ヲ選科生ニ準用ス
- 第三十三條 選科生其選修科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ證書ヲ授與ス
- 第三十四條 選科生ニシテ專門部ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタル者ニハ第十一條第二號ノ規定ニ準ジテ相當學年ニ編入スルコトアルベシ 但シ本條ニヨル編入者ハ教員無試験檢定ヲ受クルヲ得ズ
- 第三十五條 專門部ノ學科ニツキ聽講セムトスル者ハ相當學力アル者ニ限り聽講生トシテ許可スルコトアルベシ  
生徒ニ關スル規程ハ之ヲ聽講生ニ準用ス
- 第三十六條 聽講生其聽講科目ノ試験ヲ受ケテ之ニ合格シタルトキハ之ニ證書ヲ附與ス

附 則

- 第三十七條 本學則實施ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三十八條 本學則ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十二年現ニ在學スル者ニハ當時施行ノ學則ヲ適用ス

第九節 教授、講師

本學は教員を教授及講師に分つ。教授は大學令第十七條及第十八條に據り之を専任と兼任とに分ち文部大臣の認可

を経て之を任命す。講師亦大學令第十八條に基き之を委嘱す。現在教授は七十七名、講師は二十九名、右教授講師は學部、豫科、専門部の各々を兼任する者あり、全體より見れば百餘名の多きに上る。由來本學は哲學館時代より教員の任免黜陟には最も慎重なる態度を以て臨み且つ斯界俊秀の士を蒐め之をして各々得意とする所の學科目を擔任せしむるを信條とせるが故に、之等教授講師はよく本學の創立精神を體認し學生生徒の指導訓育に當り本學をして今日の隆昌を爲さしめたのである。創立以來我國學界の一流學者或は人材にして本學に教鞭を執りし事なきは殆んど稀なるほどであつて、後段の舊職員の項に之を如實に物語つてゐる。

昭和十二年度教授講師及學科配當

文學部哲學科

科 長	文學部教授	文學士	大 島 正 德
現代哲學	文學士坂崎 侃	哲學概論	文學士大島正德
哲學演習	文學士坂崎 侃	東洋哲學史概説	文學博士井上哲次郎
哲學演習	文學士大島正德	西洋哲學史概説	文學士出 隆
哲學特殊講義	文學士大島正德	倫理學概論	文學士馬場文翁
哲學特殊講義	文學士坂崎 侃	美學概論	文學博士大西克禮



宗教學概論 文學博士 矢吹慶輝  
 社會學概論 文學士 戶田貞三  
 日本哲學 文學博士 田中義能  
 支那哲學 文學士 布施欽吾  
 印度哲學又佛教學 文學士 西義雄  
 教育學概論 文學博士 吉田熊次  
 教育思潮概說 文學博士 入澤宗壽  
 心理學概論 高島平三郎  
 (選擇) 心理學 文學士 高木貫一  
 心理學 文學士 高木貫一

文學部佛教學科

佛典學(大乘經典) 文學博士 常盤大定  
 佛教學演習(弘明集) 同 同右  
 隨唐佛教思想、三階教 文學博士 矢吹慶輝  
 俱舍學 加藤精神  
 成唯識論、密教學 同 同右  
 起信論、淨土教學 脇谷搦謙  
 佛教學演習、四教儀集經 同 同右

文學部教授

文學博士 常盤大定

倫理學(選擇) 東洋倫理學 文學博士 井上哲次郎  
 (選擇) 西洋倫理學 文學士 馬場文翁  
 外國語 英吉利語 廣井辰太郎  
 獨逸語 商學士 原田三千夫

教 練 配屬教官 布施安昌  
 陸軍步兵大佐  
 囑託陸軍 久保内 元之助  
 步兵准尉

天台宗學 文學士 花山信勝  
 三論宗學 同 同右  
 華嚴學 文學士 坂本幸男  
 支那佛教史學 文學博士 常盤大定  
 日本佛教史學 文學博士 鷲尾順敬  
 佛教美術佛敎文學 文學博士 小野玄妙  
 眞宗學 藤原麟雪

日蓮宗學 木村日保  
 石川海典  
 宗教學概論 文學博士 矢吹慶輝  
 倫理學概論 文學士 馬場文翁  
 倫理學 文學士 馬場文翁  
 倫理學(東洋倫理學) 文學士 馬場文翁  
 (西洋倫理學) 文學士 戶田貞三  
 社會學概論 文學士 西義雄  
 印度哲學 文學士 大島正德  
 哲學概論 同 同右  
 支那哲學(支那哲學史) 文學士 布施欽吾

文學部國文學科

科長 文學部教授

江戶時代文學 文學博士 藤村 作  
 國文學(特殊講義) 同 同右  
 國語教授 同 同右  
 鎌倉室町時代文學 文學博士 島津久基  
 國文學演習(平安時代) 同 同右

文學博士 島津久基

大和、平安時代文學 文學博士 島津久基  
 國文學演習(枕草子) 同 同右  
 國文學演習(大鏡) 同 同右  
 明治時代文學 文學博士 久松藩一  
 國學史 同 同右

教 練 配屬教官 布施安昌  
 陸軍步兵大佐  
 囑託陸軍 久保内 元之助  
 步兵准尉

巴利語學(選擇) 文學博士 長井眞琴  
 梵語學(選擇) 文學士 田中於菟彌  
 教育學概論 文學博士 吉田熊次  
 教育思潮概說 文學博士 入澤宗壽  
 東洋哲學史概說(選擇) 文學博士 井上哲次郎  
 西洋哲學史概說(選擇) 文學士 出隆  
 外國語 英吉利語 廣井辰太郎  
 獨逸語 商學士 原田三千夫



現代文學 文學士 湯池 孝  
 日本文法論 文學博士 橋本進吉  
 國語學概論 同 同右  
 書誌學 文學士 沼澤龍雄  
 佛語文學、佛語史概說 文學士 各務虎雄  
 哲學概論 文學士 大島正德  
 國史學 文學士 吉村茂樹  
 言語學概論 文學博士 小倉進平  
 文學概論 文學士 田部重治  
 佛教學 文學士 西義雄  
 佛教學 日本佛教史 文學博士 鷺尾順敬  
 道教概說、日本漢學史 文學博士 小柳可氣太  
 支那哲學演習 文學博士 宇野哲人

文學部支那哲學支那文學科

道教授說、日本漢學史 文學博士 小柳可氣太  
 毛詩、文選、楚辭孝經 古城貞吉  
 爾雅說文學 同右

支那哲學演習 文學士 佐久 節  
 支那文學演習 古城貞吉  
 爾雅說文學 同右  
 歷代文學概論 同右  
 支那哲學史 文學士 布施欽吾  
 美學概論 文學博士 大西克禮  
 教育學 文學博士 吉田熊次  
 教育學概論 文學博士 入澤宗壽  
 教育思潮概說 文學博士 廣井辰太郎  
 英吉利語 獨逸語 商學士 原田三千夫

古城 貞吉

歷代文學概說 古城貞吉  
 禮記、周易、尚書 文學博士 宇野哲人  
 東瀛讀書記、漢學師承記 同右

諸子 文學士 佐久 節  
 支那哲學史 文學博士 高田眞治  
 支那語學 文學士 北浦藤郎  
 佛教學 文學士 西義雄  
 佛教學 日本佛教史 文學博士 鷺尾順敬  
 哲學概論 文學士 大島正德  
 文學概論 文學士 田部重治  
 美學概論 文學博士 大西克禮  
 言語學概論 文學博士 小倉進平  
 國語學概說 文學博士 橋本進吉  
 日本文法論 同右

大學豫科

豫科長 學長兼專門部長

修身 柴田甚五郎  
 國語 湯澤幸吉郎  
 國語 文學士 松浦貞俊  
 漢文 文學士 杖下隆之

第四章 學制 第九節 教授、講師

國語學 大和平安時代文學 文學博士 島津久基  
 鎌倉室町時代文學 同 同右  
 江戸時代文學 文學博士 藤村 作  
 明治時代文學 文學博士 久松藩一  
 國學史 同 同右  
 教育學 教育學概論 文學博士 吉田熊次  
 教育思潮概說 文學博士 入澤宗壽  
 英吉利語 獨逸語 商學士 原田三千夫  
 配屬教官 陸軍步兵大佐 布施安昌  
 配屬教官 陸軍步兵大佐 久保内 元之助

大倉 邦彦

漢文 近藤正治  
 漢文 毛塚榮五郎  
 英文 文學士 田部重治  
 英文 文學士 加藤猛夫



英 語 三木春雄  
英 語 廣井辰太郎  
英 語 新津米造  
獨 逸 語 商學士 原田三千夫  
東 洋 史 文學士 鈴木 俊  
日 本 史 文學士 鈴木 俊  
西 洋 史 文學士 金子 誠  
西 洋 史 文學士 村松周一郎  
哲 學 概 說 文學士 齋藤 响  
心 理 學 文學士 關 寬之  
論 理 學 文學士 山際 靖

專門部倫理教育科

科 長 學部教授 專門部教授  
柴田甚五郎  
高島米峰

國民道德 實踐道德  
倫理學  
西洋倫理史  
東洋倫理史

文學士 阿部重孝  
文學士 橋高倫一  
文學士 鈴木直治  
文學士 齋藤 响  
文學士 大島正徳  
文學士 大西克禮  
文學士 西 義雄  
文學士 戸田貞三  
文學士 犬丸 巖  
文學士 金子文六  
同  
文學士 松井 驥  
文學士 石川義昌  
文學士 奥田寛太郎

法 制 文學士 犬丸 巖  
經 濟 文學士 石川義昌  
自 然 科 學 文學士 羽原又吉

教練體操

武 道

武 道  
陸軍將校 配屬步兵大佐 布施安昌  
配屬步兵大佐 久保内 元之助  
配屬步兵大佐 三船 久藏  
配屬步兵大佐 大島治喜太  
配屬步兵大佐 伊藤 四男  
配屬步兵大佐 白井 清一  
配屬步兵大佐 小野 十生  
配屬步兵大佐 岡留 元雄

教育法、實地授業  
教育行政  
論 理 學  
西洋哲學史  
支那哲學史  
哲學概論  
現代哲學  
美 學  
印度哲學  
社會學  
法學通論  
憲 法  
民法(總論、親族法、相續法)  
行政法(總論、各論)  
經濟學原論  
經濟政策

ベクトルゼツ  
文學士 西山哲治  
文學士 阿部重孝  
文學士 橋高倫一  
文學士 鈴木直治  
文學士 齋藤 响  
文學士 大島正徳  
文學士 大西克禮  
文學士 西 義雄  
文學士 戸田貞三  
文學士 犬丸 巖  
文學士 金子文六  
同  
文學士 松井 驥  
文學士 石川義昌  
文學士 奥田寛太郎

專門部倫理國漢科

科 長 學部教授 專門部教授  
柴田甚五郎  
高島米峰

國民道德 實踐道德  
倫理學

文學博士 宇野 哲人  
文學士 井上哲次郎  
文學士 鈴木直治

日本倫理史  
東洋倫理史

文學博士 井上哲次郎  
文學士 鈴木直治

社會政策 文學士 朝原梅一  
近世文學 文學士 湯澤幸吉郎  
中世文學、國文學 文學士 名越 豐  
大學、論語 文學士 齋 伯 守  
孟子、中庸 文學士 佐 久 節  
老子、莊子 文學士 若月保治  
英語 文學士 廣井辰太郎  
英語 文學士 三木春雄  
英語 文學士 藤原 猶雪  
日本歷史 文學士 笹川 種郎  
東洋歷史 文學士 金子 誠  
西洋歷史 文學士 金子 誠

體 操 教 練 配屬將校步兵大佐 布施安昌  
配屬將校步兵中佐 武多 弘  
囑託步兵準尉 久保内 元之助



西洋倫理史	文學士 馬場文翁
倫理學	同
心理學	高島平三郎
教育學	吉田熊次
教授法、實地授業	西山哲治
萬葉集	文學士 森本治吉
古事記、祝詞、宣命	文學博士 田中義能
源氏物語	文學博士 島津久基
古今集、新古今集、平家物語、太平記、謡曲、狂言	文學士 松浦貞俊
徒然草、枕草子	文學士 前島春三
增鏡、大鏡、吉野拾遺、神皇正統記	文學士 湯澤幸吉郎
落窪物語、國文典、作文	文學士 湯澤幸吉郎
現代文學	文學士 湯池孝
日本文學史、俳諧	文學博士 藤村作
國語學	文學士 寬五百里
言語學	文學博士 小倉進平
大學、中庸	近藤正治
論語、孟子、左傳	毛塚榮五郎
韓非子、老子、莊子	文學士 佐久節
書經	齋伯守

專門部國漢科

詩經	杖下隆之
史記	名越豐
唐詩選、八家文、作文、作詩	文學博士 小見清潭
傳習錄	文學士 宇野哲人
支那哲學史	文學士 馬場文翁
支那文學史	文學士 古城貞吉
支那文學概論	文學士 同
支那時文	文學士 北浦藤郎
支那文典	文學士 同
支那語學	文學士 同
哲學概論	文學士 齊藤
論理學	文學士 橋高倫一
美學	文學博士 大西克禮
日本歷史	文學博士 藤原猶雪
東洋歷史	文學博士 笹川種郎
體操	配屬將校步兵大佐 布施安昌
教練	配屬將校步兵中佐 武多弘
囑託步兵準尉	久保内 元之助

實踐道德	高島米峰
國民道德	柴田甚五郎
倫理學	文學士 馬場文翁
心理學	高島平三郎
教育學	文學博士 吉田熊次
教授法、實地授業	文學士 西山哲治
哲學概論	文學士 齋藤
論理學	文學士 橋高倫一
美學	文學博士 大西克禮
萬葉集	文學士 森本治吉
古事記、祝詞、宣命	文學博士 田中義能
源氏物語	文學博士 島津久基
古今集、新古今集、平家物語、太平記、謡曲、狂言	文學士 松浦貞俊
徒然草、枕草子	文學士 前島春三
增鏡、大鏡、吉野拾遺、神皇正統記	文學士 湯澤幸吉郎
落窪物語、國文典、作文	文學士 湯池孝
現代文學	文學士 湯池孝
日本文學史、俳諧	文學博士 藤村作
國語學	文學士 寬五百里
言語學	文學博士 小倉進平
大學、中庸	近藤正治

科長 專門部教授

詩經	杖下隆之
史記	名越豐
唐詩選、八家文、作文、作詩	文學博士 小見清潭
傳習錄	文學士 宇野哲人
支那哲學史	文學士 馬場文翁
支那文學史	文學士 古城貞吉
支那文學概論	文學士 同
支那時文	文學士 北浦藤郎
支那文典	文學士 同
支那語學	文學士 同
哲學概論	文學士 齊藤
論理學	文學士 橋高倫一
美學	文學博士 大西克禮
日本歷史	文學博士 藤原猶雪
東洋歷史	文學博士 笹川種郎
體操	配屬將校步兵大佐 布施安昌
教練	配屬將校步兵中佐 武多弘
囑託步兵準尉	久保内 元之助



專修科

倫理教育科

實踐道德	高島米峰
倫理學	文學士 馬場文翁
東洋倫理史	文學士 鈴木直治
西洋倫理史	文學士 馬場文翁
日本倫理史	文學博士 井上哲次郎
東洋哲學史	文學士 鈴木直治
西洋哲學史	文學士 橋高倫一
教育學	文學博士 吉田熊次
教授法	博士 <small>ドクトル</small> 西山哲治
教育行政	文學士 阿部重孝
社會學	文學士 戶田貞三
法制	法學士 犬丸巖
經濟	博士 <small>ドクトル</small> 石川義昌
倫理國漢科	博士 <small>ドクトル</small> 石川義昌
實踐道德	高島米峰
西洋倫理史	文學士 馬場文翁

倫理學	文學士 馬場文翁
國語教授法	博士 <small>ドクトル</small> 西山哲治
漢文教授法	同
東洋倫理史	文學士 鈴木直治
國語學	文學士 寬五百里
言語學	文學博士 小倉進平
日本文學史	文學博士 藤村作
支那文學史	文學博士 古城貞吉
國文學演習	文學士 森本治吉
漢文學演習	齊伯守

國漢科

實踐道德	高島米峰
教育行政	文學士 阿部重孝
教育學	文學博士 吉田熊次
國語教授法	博士 <small>ドクトル</small> 西山哲治
漢文教授法	同
東洋哲學史	文學士 鈴木直治
國語學	文學士 寬五百里

言語學  
日本文學史  
支那文學史

文學博士 小倉進平  
文學博士 藤村作  
古城貞吉

國文學演習  
漢文學演習

文學士 森本治吉  
文學博士 田中義隆  
齊伯守

舊職員 (順不同)

井上圓了	石川二三造	石川千代松
石川照勤	石幡伊三郎	生木政之進
今園國貞	石黑魯平	波多野精一
萩原裕	速水混	早尾虎雄
二階堂保則	星野幹	本庄太一郎
得能文	友枝高彥	近角常觀
沼波武夫	大内青輔	大塚保治
岡田實齋	岡本監輔	石原修
池田精一	今福忍	稻垣末松
波多野貞之助	濱田健次郎	橋本捨次郎
新村出	穂積陳重	補永茂助
本多辰次郎	虎石惠實	千輪浩
千葉龜雄	織田得能	大谷正信
大住舜	萩原雲來	岡本準一
奥田貫昭	大木遠吉	若林勝邦

渡邊又次郎	加藤弘之	柱五十郎
門脇三徳	鼎義曉	川口寛三
蒲生重章	淀野耀淳	米山保三郎
長井喜太夫	高山林次郎	瀧村斐男
立柄教俊	辰巳小二郎	高森良人
ケ1ト	大森知言	和辻哲郎
渡邊煤雄	加藤玄智	片山俊
金子大榮	嘉納治五郎	川本卯之介
寛克彦	芳川太郎治	横山與三
高瀬武次郎	高田眞吾	立花俊道
瀧野元四	棚橋一郎	高桑駒吉
田邊重三	坪井九馬三	土子金四郎
常光浩然	南條文雄	中川正信
長尾樞太郎	生江孝之	上田敏
上野逸三	内田晁融	野口之市



倉橋惣三	熊谷五郎	吳秀三	清水梁山	服部之總	井上源次郎
桑原隲藏	八杉貞利	柳宗悅	佐藤泰舜	佐々井信太郎	田中幸一
柳祐信	坪井正五郎	塚原政次	和田徹城	澤柳政太郎	關榮吉
土屋弘	根本通明	内藤聡叟	コリリ	杉村章三郎	大岡育造
中村久四郎	長澤市藏	宇井伯壽	山口察常	木下正中	小澤一
上原益藏	梅谷與一	野田義夫	木村泰賢	山崎精華	富士川一游
能勢榮	日下寛	クレメント	原田敏明	前田慧雲	小野正康
黒澤良治	八杉光實	山崎佐	金子準二	桑田芳藏	金澤次郎
山井幹六	安井小太郎	清水龍山	小島幸治	布川孫市	頼成一
干潟龍祥	平泉澄	森山益夫	宮原民平	岩橋遵成	小柳可氣太
瀬川圭禮	關根正直	杉敏介	東敬治	鈴木俊行	小尾範治
杉江薫	鈴木宗忠	鈴木泰太郎	奥田三郎	河野正通	佐藤軒二
佐藤獨嘯	藤田喜作	飯田晃三	高成田忠風	林達夫	矢口毀
内田保雄	東海三郎	平野長次郎	飯田堯一	阿部文雄	増田惟茂
森田正馬	西義雄	平田盛胤	小野正康	小林好日	村上龍英
東慈海	平井金三	望月歡厚	宮森麻太郎	熊野吉次郎	川村南海男
關保之進	瀬脇壽雄	杉村廣太郎	志田不動齋	石井重美	勝水淳行
杉程次郎	鈴木暢幸	鈴木清秀	奥田寛太郎	野村宗朔	高田眞治
正木慶秀	高野熊男	福原麟太郎	松井等	脇谷攝謙	長井眞琴
秋野孝道	西郷陽	山田孝道	田中豊	藤岡勝二	氏原佐藏
村上專精	關根眞一	橋純一	松田壽男	加藤熊一郎	林惠海
			鷹谷俊之	宮城豊	渡邊八郎

### 第十節 科外施設

本學に於ては由來學組井上圓了先生の活學の精神に則り、學則に依る正科の學課目以外に、神道並に佛教各宗に關する科外講座を設け、學生の自由選擇に任せて、各々其の欲する所に從つて是等を研修せしめ、他日實社會に於て活躍雄飛の便に資しつゝあり、其成果大いに視る可きものがあつたが、本年七月大倉學長は、其の就任直後、更に新講座を増設して、本學出身者の活動分野を擴大強化せんと目的より、夫々必要に應じて特殊なる知識技能を習得せしめ、以て活社會の要求に應ずることとなり、九月新學期より其實施を見るに至つた。今左に其各々につき大要を説述することとする。

### 神道講座

神道講座は、大正十五年十一月東洋大學創立四十周年記念事業の一として計畫せられ、神道の徹底的攻究により我が國體の精華を發揮せんとする目的に出でたる東洋大學神道研究會の創設に其の源を發した。即ち時の學長中島徳藏氏の援助と、柴田甚五郎、長連恒、石井光躬氏等の諸教授先輩の努力に基き、同年十一月十五日總會を開催して學長を會長に推戴し、十一月二十七日發會式舉行、十二月七日より普通講座を開講したが、翌昭和二年五月東京府神職會



祭式師範吉村重定氏及び國學院大學教授青戸波江氏、同じく講師大塚承一氏を本會祭式師範に囑託して、内務省令に則る神社祭式講座を附設し、茲に將來の門戸を開くと共に、其の基礎を確立したのである。

斯くして多數の會員を擁する同會は、毎年度數講座を設けて其の研鑽を怠らざると共に、毎年學神祭を執行し、春秋二期の修學旅行を試み、且つ時々講演會を催すなど、充實せる内容を以て逐年進展の途上に在り、本年を以て滿十一年を閲し、其間修了生を出すこと九回、總員一百三十七名に達してゐる。因に本會會長は東洋大學長を之れに推戴してゐる。本年度講座の主なるもの及其の講師は左に示す如くである。

神祇史（神社の構造に就いて神崎一作） 神道概説（禊に就いて田中治吾平） 明治以後の復古神道（溝口駒造）神道概論（田中義能）

### 各宗講座

#### 眞宗講座

眞宗學會は舊く哲學館時代より、在學生中の眞宗に關係を有する者の會合に創まり、明治二十六年省録會を組織して、本郷駒込眞淨寺に於て井上圓了、南條文雄、菅了法、寺田福壽の諸師を請じて發會式を舉行した。爾來每週講座を開講して教學の研究に努むると共に、降誕會、報恩講、聖跡巡拜、信仰座談會、傳道、講習會、雜誌出版等の諸事業を繼續實行して、成果頗る視る可きものがあつたが、特に、東洋大學四十周年記念に際し、諸教授並に會員の機關

誌『光輪』は其の最たるものである。本學卒業生にして在學中三ヶ年以上眞宗學兼修者に對しては、夙に東西本願寺より教師の無試験檢定を附與せられてをり、常盤大定氏を會長と仰いで、益々發展の途上に在る。

本年度講座次の如し。

淨土教概論及眞宗史（花山信勝） 正信偈（足利瑞義） 教行信證の眞宗史及御本典御自釋（藤原猶雪）

#### 禪宗講座

禪宗講座は、東洋大學學生中の臨濟黃檗二宗の青年僧侶に依り組織せられてゐた青雲會に濫觴するが、大正七年之を裁松會と改め、淺草桃林寺住職成田質州氏を會長に迎へて布教傳道に従事し、且つ講演會を開催するに至つた。越えて大正九年六月鈴木大拙氏を請じて始めて講座を開設し、前同派管長宮路宗海老師を會長と仰ぎ、東京有力寺院を顧問に推戴して、會員の内面的修養を圖ると共に、一般社會に向つて禪風の宣傳に努力したのである。

其後曹洞宗講座と合同して益々内容の充實を見、六十有餘名の會名を擁して頗る盛大を致したが、講座内容等の關係上、昭和四年多年の宿望就つて曹溪會と分離獨立を見るに至り、同月向嶽寺派管長勝部敬學老師を新に會長に迎へて、盛大なる推戴式並に發會式を舉げた。

斯くて裁松會は、毎月一回の參禪會には木金土三日の提唱參禪に依り研修愈々怠るなく、外部的にも過般の關西風水害に際しては進んで義捐金の募集に當るなど、着々事業の進展を示した。而して尙、三箇年間朝夕勝林寺に於て座禪し、精勤修行を了したる者にして、將來住職たらんとする者に對しては、特に向嶽寺僧堂半期間掛錫の證明下附の



特典が與へられてゐる。

一方分離後の曹溪會に在つては、銳意内容の充實を計り、講座修了者に對しては、駒澤大學專門部卒業と同等の資格を附與することとなり、爾來宗門との緊密なる有機的提携の下に、着々堅實なる歩みを續け來つたのである。

然るに昭和十二年秋に至り、講座科目の増加に伴ひ、再び兩者互に提携して禪宗會の復活實現し、洋々たる前途に向つて多大なる活躍を刮目さるゝに至つた。本年度講座の主なるもの左の通り。

臨濟錄提唱(勝部敬學) 支那禪宗史及典座教訓(青龍虎法) 維摩經講義及白隱禪師に就て(西義雄) 達磨の講義(林岱雲)

### 眞言宗講座

眞言宗講座は東洋大學密教會の爲めに設置せられる。大正十四年菊秋、五十有餘名の會員を以て組織せられたる密教會は、眞言宗史、菩提心論、即身義、聲字義、般若心經、俱舍論等の教學を研修する側ら、宗祖降誕會、夏期傳道、成道會、講習會等を催して、社會的進出發展を試みてゐるが、本會修了者は既に五百有餘名に及び幾多の名僧知識を輩出した。現在斯界の權威加藤精神、神林隆淨の二師を迎へて、其の發展に拍車を懸けつゝある。

本年度講座左の如し。

### 密教概論(神林隆淨) 觀音經講義(金剛乘快旭)

### 日蓮宗講座

日蓮宗講座は東洋大學橋香會員の履修する所である。明治三十三年二月、當時哲學館内の日蓮宗門下の學生が、日蓮宗革新の氣運に乗じて組織せられたる橋香會は、姑息と倦怠に沈溺したる宗門に對し強烈なる刺戟を與へたのである。

翌三十四年には相州龍口寺に於て『本化門下夏期講習會』を開催して信仰の復興を叫び、各派の統合を主張して翌年之を實現せしめ、日蓮主義勃興の烽火を擧ぐるに至つたことは、宗門史上燦然として不朽に輝く功績であつた。

本會は山田一英師を會長とし、毎週土曜に講座を開講して研鑽之れ努め、春秋二期に大講演會を開催し、且つ開宗會の執行、路傍布教、巡廻講演を續行して活潑なる進展振を示しつゝある。

本年度講座左の如し。

觀心本尊鈔(石川海典) 法華經(木村日保)

尙科外講座に於て本年度休講中の講師には、今津洪嶽、大塚承一、神保如天、杉村哲夫、吉村重定の五氏がある。是等神道並に各宗講座の規定は次に掲ぐる通りである。

### 神道講座ニ關スル規程(抄)

神道講座ハ東洋大學神道研究ノ事業ナリ、左ニ同會々則ニツキ拔萃ス。

### 會 則(抄)

第一條 本會ハ本學創立ノ趣旨ニ則リ神道ヲ研究シ我國體ノ精華ヲ發揮スルヲ以テ目的トス

第二十二條 前條ニ該當スル者ニシテ中等教員歴史科或ハ國語科ノ免許ヲ有スル者ハ勅令並ニ内務省令ニ定ムル所ノ俸待遇ノ神



職タル資格ヲ得ル特典アリ

- 第二十三條 前條ニ該當セザル者ハ判任待遇神職タル資格ヲ得ル待遇アリ
- 第二十四條 本學々生ニアラズシテ會ノ本講座ヲ聽講セントスル者ハ准會員トシテ人物銓衡ノ上入會ヲ許可スルコトアルベシ
- 第二十六條 准會員ニシテ第二十條ニ該當スル者ニハ聽講證書ヲ授與ス
- 第二十七條 准會員ニシテ第二十一條ニ該當スル者ニハ祭式證明書ヲ授與ス

佛教講座規程

- 第一條 本講座ハ佛教各派ノ宗教研究者ニ特殊ノ研究ヲナサシムルヲ目的トス
- 第二條 本講座ハ修業年限ヲ一ケ年トス
- 第三條 本講座ヲ分チテ左ノ五講座トス
  - 一、眞宗講座 二、日蓮宗講座 三、禪宗講座 四、密教講座 月水土ノ三日
- 第四條 本講座ハ每週午後二時ヨリ午後四時マテ開講ス 但シ土曜日ハ正午ヨリ二時マテトス
- 第五條 本講座聽講者ハ一講座乃至三講座ヲ聽講スルコトヲ得
- 第六條 本講座修了者ニハ修了證書ノ修了證書ヲ與フ
- 第七條 聽講者ハ入學金參圓並ニ一講座ニ付一ケ年金拾五圓ノ割合ヲ以テ聽講料ヲ納ムベシ
- 第八條 本規程ニ規定ナキモノハ本學々則ヲ准用ス

東洋大學眞宗會

目的

本會ハ眞宗ノ祖訓ヲ體シ會員同朋ノ信念ヲ篤クシ其ノ親睦ヲ計リ眞宗學ノ蘊奧ヲ究ムルヲ以テ目的トス

事業

- 一、宗祖降誕會 二、報恩講 三、科外講義 四、研究會 五、講演會 六、聖旆巡拜 七、隨時講演布教 八、地方巡回講演

講座

普通講座、特別講座

特典

本講座三ヶ年聽講終了者ニハ修了證書並ビニ眞宗各本山ヨリ教師補任ノ特典ヲ附與サル

東洋大學栽松會々則

- 第一條 本會ハ東洋大學栽松會ト稱シ事務所ヲ東洋大學内ニ置ク
- 第二條 本會ハ會員相互ノ修養ト研究トニ資シ宗風ヲ宣揚スルヲ綱領トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルガタメニ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、每週土曜日正午ヨリ禪宗學ノ講座ヲ開ク
  - 二、毎月一回參禪會ヲ開ク
  - 三、隨時傳道講演ヲ開ク

第四條 本會ニテハ會員ヲ正會員ト特別會員トシ正會員ハ本學々生ニシテ臨濟、黃檗兩宗ノ子弟及ビ禪の求道者ヲ以テ組織シ特別會員ハ本學校友並ニ本會ノ賛助者ヲ以テ組織ス

第五條 本會々員ハ入會金ヲ不要トス

第六條 本會ニテハ會長一名顧問講師數名、幹事五名

庶務部 一名

第四章 學制 第十節 科外施設



講座部	一名
參禪部	一名
會計部	一名
傳道部	一名

ヲ置ク

東洋大學密教會々則 (抄)

- 第一條 本會ハ東洋大學密教會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ小石川區原町十七番地東洋大學内ニ置ク
- 第三條 本會ハ正會員、特別會員、贊助會員及顧問ヲ以テ組織ス
- 第一項 正會員ハ本學々生ニシテ眞言宗所屬ノモノ及本學内外者ニシテ本會講座講生トナリタルモノ
- 第二項 特別會員ハ本會員ニシテ本學ヲ出身セルモノ及ヒ密教講座講生ニシテ三ヶ年間ノ講座ヲ修了セルモノ
- 第三項 贊助會員ハ本會ノ主旨ニ賛成シ特ニ援助セルモノ
- 第四項 顧問ハ本會ノ主旨ニ賛同セル知名ノ士ヲ以テ之ニ推薦ス
- 第四條 本會ハ密教聖典ノ研究ヲ以テ本旨トシ會員ノ人格修養ヲ計リ協力一致祖風ノ宣揚ヲ目的トス
- 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ貫徹センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 第一項 毎週土曜日密教講座
- 第二項 春秋二季公開講演會
- 第三項 毎月二十一日淺草傳道會ニ出演

- 第四項 夏季地方傳道
- 第五項 五月新人會員歡迎會
- 第六項 六月十五日兩祖降誕會
- 第七項 十二月八日成道會
- 第八項 一月御修法御衣奉還ノ奉迎
- 第九項 一月卒業生送別會
- 第十項 其他必要ト認ムル事業
- 第十七條 正會員ハ會費一ヶ年金貳圓ヲ納ムルモノトス  
但シ五月、十月ノ二期ニ分納スルコトヲ得
- 第十八條 新ニ入會セル者ハ入會費金五十錢ヲ納附スルコト
- 第二十八條 本會員ニシテ本會ニ對シ功勞ヲナシタルモノ或ハ不面目ヲナシタルモノハ總會ノ決議ニヨリテ行賞或ハ除名スルコトアルベシ

東洋大學橘香會々則

- 第一條 名稱 本會ハ東洋大學橘香會ト稱ス
- 第二條 目的 本會ハ日蓮聖人ノ教風ヲ慕ヒ聖訓ヲ研鑽シ、異體同心ヲ以テ會員相互ノ親睦ヲハカリ、立正安國ノ實現ヲ期ス
- 第三條 事業 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メニ左ノ各部ヲ置キ事務ヲ分掌ス
- 第一項 講座部 本部ハ毎週一回本學ニ於テ『日蓮學講座』ヲ開講シ、尙隨時特別講座ヲ開クコトアルベシ
- 第二項 講演部 本部ハ講師ヲ聘シテ宗教哲學文藝及本宗々義ニ關スル特別講演會ヲ開催シ其他會員布教傳道ニ關スル一切ノ事



務ヲトル

- (イ) 春秋二期ニ大講演會ヲ開催スル事
- (ロ) 開宗會ヲ執行スル事
- (ハ) 隨時路傍布教ヲ行フ事
- (ニ) 地方巡回講演ヲ行フ事

第四條 會員 本會ノ會員ヲ分テ左ノ二種トス

- 一、特別會員 本學出身者及關係者
- 二、正會員 本學在學者

第五條 役員 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、總裁 一名 本會ヲ總裁ス
- 一、會長 一名 本會ノ會務ヲ統監ス
- 一、顧問 若干名
- 一、幹事 四名 會務ヲ司ル
- 一、委員 四名 幹事ノ輔佐ニ充ツ

總裁、會長、顧問ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ推戴シ幹事及委員ハ會員中ヨリ互選ス

第六條 任期 本會幹事及委員ノ任期ハ滿一ケ年トス

第七條 會計

第一項 本會ノ維持費ハ會費及特志ノ寄附ヲ以テ充當ス

一、入會金 五拾錢

第二項 本會ノ維持及發展ノ爲特別交附ヲ受クルコトアルベシ

第八條 特典 本講座聽講終了者ニシテ日蓮宗ニ僧籍ヲ有スル本學々生ハ宗務院ヨリ僧階昇叙ノ特典ヲ附與セラル

附 則

本會則ノ改正又ハ變更ヲナサントスル時ハ總會ヲ開キ會員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得テ後總裁及會長ノ認可ヲ經テ之ヲ實施スルモノトス

新に設置せる三講座に就いては、其の開設に當つて發表せられた趣意書其他を左に示すこととする。但し、武道體操獎勵案は昭和十三年三月を以て開始の豫定である。

福利教養講座

現代日本の産業は既に歐米先進國の壘を摩し、製品の海外進出も目覺ましいものがある。年々百萬を増加する巨大なる人口はこの産業によつて支へられ、方今の大問題たる廣義國防も亦この産業の興廢に依存する。即ち産業立國の提唱される所以である。

然るに一般斯界の教養状態を一瞥すれば、人間の機械化、労働の商品化等ひたすら利を逐ひ慾を逞しうする唯物主義に奔流され、經營打算には多數練達の士を擁しながら、精神教養に至つては殆んど注意を拂はず、轉蹇心に堪へざるものがある。斯の如くしては果して獨逸産業の轍を踏まずと安んじ得るか、産業無窮の發展を期待し得るか。

惟ふに護國の精神を根幹とする獨特の産業を確立し、所謂日本精神を以て機械文明を支配するは、當に日本産業の



行くべき大道である。この指導原理による精神教育は最も要望されつゝ而も最も缺乏してゐるものである。由來教育者宗教家の舞臺を學校寺院のみに限定して飽和停滞し、他方活社會殊に産業界を漠々たる原野の如く放置して顧みざるが如きは當に打破さるべき既成概念である。時代は開拓者を待ち、世紀は先驅者を望む。

本學こゝに見る所あり、建學の精神に則り教化を産業界に進めて、物心一如の發展をなさしめ、以て國家の進運に寄與せんと熱情を抱く。すなはち福利教養講座を開設して、有爲なる學生の將來に深甚なる期待を懸くる所以である。しかも教育に要する學力は從來本學の講授する所なれば、本講座に於てはこの本來の學力以外特に産業一般常識涵養に要する智識と技能とを教授するものである。

科目及講師

精神訓練

學長講話、修養會、講座全般に涉る責任指導

本學學長 大倉邦彦  
主任學生主事 可知博一

勞働科學

生理學、心理學、工場衛生、疲勞、能率

主任 日本勞働科學研究所長 岡峻義等  
醫學博士

講師 勞働科學研究所員專門諸博士

勞働法制

工場關係法規及び勞働保險

主任 警視廳工場課長 鈴木宗正  
講師 內務省、警視廳當局者 五名

勞務管理施設

各大工場、模範工場、實地見學、現地講義（勞務管理、安全、榮養、體育、教養、娛樂、寄宿等）

主任 法政大學教授 佐藤富治  
講師 大會社社長、工場長、技師長、人事課長、勞務主任等

人事管理學

警視廳工場協會技師 小田實

特別講義

經濟一般  
財政學  
經營學總論  
工場簿記

東京帝大講師 高垣寅次郎  
東京帝大教授 土方成美  
東京帝大教授 中西寅雄  
東京商大專門部教授 村瀬玄



經濟心理

元東京商大助教授 金子

弘

實習

タイプライター、珠算、速記、書翰文、手紙習字

注意 ○毎週八時間放課後（自午後四時至六時）希望者をして履修せしむ

○講師は各主任教授の責任に於て最も適當なる權威者を囑託す

○本講座聴講希望者過多の節は銓衡を行ふ事あるべし

本講座の特色

一、講師は學理、實際の權威者なること

二、社會の實狀より游離せざる教育を主眼とし實地見學を行ふ

三、修了生に限りこの方面への實際活動に便宜を與ふ

一、授業時間 自午後四時 至六時

一、聴講資格 本學學部及専門部學生にして此方面に向はんとする希望者のみに限る

一、授業料 不要

一、提出書類 聴講願書（本學交附）寫眞

滿洲講座

滿洲帝國は建國以來既に六星霜を閲してその躍進的發達は正に全世界の驚異である。我帝國は日滿一體の盟約を結び皇道光被、王道樂土建設の大理想の下に國を擧げて積極敢爲の犠牲を拂ひ往年の紛亂は今や見る方もなく廓清せられ生民蘇生の思をなし曾ての理想は着々實現せられつゝある。併し乍ら廣漠數千里而も有史以來戰亂と苛政とに荒廢せる滿洲國は宗教教化に未開の領域甚だ廣く年々移住する同胞の大群も精神的教養と訓練を経ざるもの多き現狀である。爰に教養訓育の任に當るものゝ進出すべき新しき分野がある。

蓋し現代青年教育者の使命を果すべき天地は今や狹小なる日本内地のみではない。生成發展は我大和民族本來の使命である。郷土の青山に戀々し民族相剋するが如きは正に民族の自己否定である。

我東洋大學の精神たる護國愛理は我等の根本不動の信念である。而も之を生成化育の民族本來の使命より考ふるならば現在竝に將來の問題として東洋文化の指導に力を致すことは正に當然の責務であり、殊に多數の移住者に對する教育教化の事業に挺身奉公するが如きはその念願本領でなければならぬ。これこそ我等の當爲の大理想である。

本大學が茲に滿洲講座を創設し學生諸子の將來に期待する所は實に鮮少ではないのである。

科目及講師

修養實踐

本學學長 大倉 邦彦

滿洲拓殖事業

滿洲拓殖株式會社總裁 坪上 貞二

滿洲語

第四章 學制 第十節 科外施設



時文  
會話  
教育事情  
歷史地理

外務省 賜託 岩村 成允  
宮内省 御用掛 丁文蔚  
滿洲帝國大使館三等秘書官  
滿鐵社員ト交渉中

建國沿革ト其後ノ變遷

滿洲帝國大使官二等秘書官  
前自治指導部特別委員會企劃班長  
ドクトル オブ フイロソフイー

滿蒙文化史

藤森 圓郷  
上田 恭輔

滿蒙地理

陸軍參謀本部員ニ交渉中

行政事情

内閣對滿事務局殖産課長  
滿洲帝國大使館參事官  
前吉林省、熱河省公署總務廳長

竹内 徳二

財政經濟事情

東京日々新聞社  
東亞調査會專務理事

原 平井 三男 武

外交事情

外務省 博士 齋藤 良衛

陸軍省滿蒙班ニ交渉中

國防事情

支那時報社長

水野 梅曉

宗教事情

拓務省拓務局長

安井 誠一郎

滿洲拓殖事情

滿拓社員ニ交渉中

産業事情

滿拓社員ニ交渉中

殖民政策

衆議院議員  
前商工政務次官  
内閣對滿事務局總裁秘書

池田 秀雄  
鈴木 武

交通事情

東京商科大学名譽教授

堀 光龜

○每週八時間(正課後自午後四時至六時)

○通計百五十時間

○希望者ヲシテ選擇履修セシム

本講座の特色

一、講師は朝野有力の權威を網羅す

二、滿蒙に關する實際教育を主とし休暇を利用して滿蒙實地見學を行ふ

三、修了後は實地活躍の便宜を計る

一、授業時間 自午後四時 至六時

一、募集人員 本大學學部及専門部學生にして此方面に向はんとする希望者のみに限る

一、提出書類 聽講願書(本學交付) 寫眞

一、授業料不 要

武道體操獎勵案



明治以來教育制度は相當完備せられたに拘らず其實績の見るべきもの少きはそれが觀念的であり抽象的であり學理が實際と遊離して居たからである。然るに柔道、劍道、弓道、一般體操の如き體験的行は偽巧を去り純眞を表はす我が國特有の行的教育であり決して空虚な机上論ではない。一舉手一投足禮に叶つた實動であり、其處に極めて重要な教育的意義が存する。理論と實際との合致すべき契機が爰にあり、人事百般に通ずる無形の規範を體認すべき道も亦爰に存する。かゝる強い體験が言動に表はれる時相手に迫る強い教育力となるのである。

古來我が國體の特質は文武兩全にあり、我が國の教育者も亦文武兼備をその理想目標として來た。けれども近時學問の分化は自ら文武の分離となり學者は文あつて質なく武道家は技あつて魂なき結果を招來するに至つた。武道家が世に輕んぜられ、學者が無力なものとして實社會から遠ざけられる原因がこゝに存する。

此事に鑑みて將來の教育者たらんとする者が學力に並行して實踐的な武道及一般體操を兼備し師弟の情最も濃やかなる武道修練と相俟つて精神教育を施すに於ては、其教育的効果は極めて大なるものがあると信ずる。況んや現今國民の體位向上を計るの要頻りに叫ばるゝ時かゝる文武兩全心身一如の教育の實施こそ最大の急務と言はなければならぬ。

これ本學が特に武道及體操を獎勵する所以である。柔、劍、弓道、體操の中何れの一を選ぶも可なり。各々欲する所に従つて精進努力し進んで教員檢定に應試する底の實力ある者を出でん事は最も望ましき事である。

本案の實施と方法に就ては追て細記する。

## 第五章 圖書館

### 第一節 圖書館の建設

蓬萊町校舎時代の末葉に至るまで、多年集積せる萬卷の書籍は、明治二十九年十二月十三日祝融の見舞ふ所となつて、校舎と共に烏有に歸したが、是より先井上館主は夙に圖書館建設の意圖を抱き、明治二十八年の新春に際し『學校のみにて圖書館なきは恰も兵士ありて武器なく銃砲ありて火藥なきが如く云々』の所感を述べ、圖書館設立規則を制作して銳意其の進捗を計り、遂に三十三年五月十日、煉瓦造二階建十七坪餘の圖書館落成を見るに至つた。(第一章沿革史原町校舎時代初期の項参照)

然るに昭和三年三月、大學令に依る大學昇格に伴ひ、其の附帯條件の一として、圖書館の建設が含まれてゐたと同時に、從來の狹隘なる圖書館に多大の不便を感じつゝあつた爲め、財團維持員會の決議に基き同年八月圖書館の新築に着手し、翌昭和四年七月竣工、鐵筋コンクリート三階建延坪三百七十九坪一合の堂々たる偉容を聳立し、東洋大學附屬圖書館として同年第二學期より開館するに至つた。

本建築は錢高組の工事に係り、近代設備の萃を蒐めたるものにして、内部設備の諸經費を含めて、總額約九萬圓を要して居る。(第九章設備参照)



## 第二節 東洋大學附屬圖書館

### 書架

書庫は三階建延坪一百二十七坪五合、拾萬冊の圖書を收容し得る設備を爲し、最新式鋼鐵製の書架を設置した。

### 藏書

本館の藏書は、和漢書洋書を通じて、哲學、宗教、教育、語學、文學、美術、社會學、政治經濟學、歴史、地理、傳記及び理、工、醫、農、兵等に關するものを以て其の内容とし、總部數約一萬二千部、總冊數約三萬冊であるが、其の中和漢書は約二萬五千冊に及び、藏書の大部分を占めてゐる。

## 東洋大學附屬圖書館規程

- 第一條 東洋大學附屬圖書館ハ本學所屬ノ圖書ヲ藏置シ其ノ管理ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 本館ニ於テ管理スル圖書ヲ分チテ左ノ二種トス
  - 一、本館備付ノ圖書
  - 二、教授室研究室本學事務室備付ノ圖書
- 第三條 本館備付ノ圖書ヲ分チテ左ノ五種トス

### 一、貴重圖書

二、特別圖書、辭書類及本館ニ於テ特別取扱ヲナス圖書

### 三、普通圖書

四、新聞雜誌等定期逐次刊行物(未完冊ノ分)

第四條 日曜日、大祭日及本學ノ休業日ハ休館トス

但曝書其他臨時ニ休館ヲナス場合ハ其ノ都度之ヲ掲ホス

第五條 開館時間ハ毎日午前八時ヨリ午後八時半迄トス、但時宜ニヨリ伸縮スルコトアルベシ

第六條 本學教職員、研究科、學部、豫科、専門部各在學生及選科生聽講生ハ申出ニヨリ閱覽スルコトヲ得

第七條 左ニ掲グル者ハ特ニ其ノ許可ヲ得テ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

### 一、本學出身者

二、京北諸學校ノ教職員

三、本學ニ特別ノ關係アル者

四、諸官廳學校等ヨリ特ニ照會アル者

第八條 館外帶出規定及貴重圖書ノ閱覽規定ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 教授室研究室本學事務室備付ノ圖書ハ其ノ主管者ニ於テ管理スルモノトス、但學年末ニ一回本館ニ於テ其ノ備付圖書ノ

檢査ヲ行フモノトス

第十條 本學教職員及特別ニ許可セラレタル者ハ係員ノ承認ヲ得タル上書庫内ニ於テ圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第十一條 本館備付ノ圖書ヲ借出又ハ帶出スル際和漢裝ニシテ同一部内ノモノハ三冊ヲ以テ一冊ニ算シ幅帙ヲナスモノハ一幅又ハ